

平成27年10月19日から
平成27年10月20日まで

平成26年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第1号(10月19日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 平成26年度標茶町一般会計決算認定について	5
認定第2号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	5
認定第3号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	5
認定第4号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	5
認定第5号 平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
認定第6号 平成26年度標茶町病院事業会計決算認定について	5
認定第7号 平成26年度標茶町上水道事業会計決算認定について	5
決算審査意見書補足説明について	35
内容質疑	42
散会の宣告	49

第2号(10月20日)

開議の宣告	53
付議事件	
認定第1号 平成26年度標茶町一般会計決算認定について	53
認定第2号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	53
認定第3号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	53
認定第4号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	53
認定第5号 平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	53
認定第6号 平成26年度標茶町病院事業会計決算認定について	53
認定第7号 平成26年度標茶町上水道事業会計決算認定について	53
総括質疑	
深見 迪 君	72
櫻井 一 隆 君	86
本多 耕 平 君	92
渡邊 定 之 君	106
後藤 勲 君	115

平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成27年10月19日（月曜日） 午前10時00分 開会

付議事件

- 認定第 1号 平成26年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成26年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 7号 平成26年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（11名）

委員長	黒沼俊幸君	副委員長	後藤勲君
委員	櫻井一隆君	委員	熊谷善行君
〃	深見迪君	〃	松下哲也君
〃	渡邊定之君	〃	鈴木裕美君
〃	平川昌昭君	〃	本多耕平君
〃	菊地誠道君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者（0名）

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
農林課長	牛崎康人君
住民課長	松本修君

保健福祉課長	佐藤吉彦君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	吉原平君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
監査委員	田中俊彦君
監査委員	川村多美男君
会計管理者	
兼出納室長	今敏明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(副議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○副議長(菊地誠道君) ただいまから平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前10時00分開会)

◎委員長の互選

○副議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

熊谷委員。

○委員(熊谷善行君) 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま熊谷委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、熊谷委員からの指名推選に決定いたしました。

熊谷委員。

○委員(熊谷善行君) 委員長には黒沼君を推薦しますので、よろしくお取り計らい願

います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま熊谷委員から、委員長に黒沼の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には黒沼が当選いたしました。

◎副委員長の互選

○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 副委員長の互選につきましても、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま熊谷委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、熊谷委員からの指名推選に決定いたしました。

熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） 副委員長には後藤君を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま熊谷委員から、副委員長に後藤委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には後藤委員が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長（黒沼俊幸君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

認定7案について説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 初めに、認定第1号から第5号までの平成26年度標茶町一般会計、4つの特別会計の決算概要についてご説明申し上げます。

まず、本町を取り巻く経済情勢であります。長引くデフレからの脱却と日本経済の再生への道を歩み始めたと言われる中で、北海道の一部の都市部を除き、依然として厳しい状況下に置かれ、光熱費の高騰、消費税率の改定、高齢社会を背景とする財政需要の増大なども地方財政を圧迫する一因となっております。このような情勢の中、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、関係団体のご支援と連携のもとに、協働のまちづくりに向けた施策を着実に実行してきたところであります。

次に、財政を取り巻く状況ですが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は、国・道への依存が引き続き顕著でありますし、その依存財源の主であります地方交付税については、歳出特別枠の見直しなど、総枠で減少しており、今後の不確定要素含みとなっております。歳出におきましては、物件費や扶助費の増嵩、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政運営を目指し、引き続いての行財政改革を推し進めてまいりまして、民間力の活用や無駄、無理、むらを省く取り組み等を行ってきたところであります。

それぞれの決算数値等の詳細につきましては、後ほど資料によりご説明申し上げますが、一般会計の歳入決算額は110億1,960万6,628円、歳出決算額は108億9,303万5,966円、歳入歳出差し引き1億2,657万662円で決算を終えたところであります。

なお、歳入のうち町税であります。課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取り組みなど、納税者皆様の理解を求めながら対応してまいりまして、現年、滞納繰り越し合わせて収納率は93.3%と、対前年度比1.0ポイントの増となったところであります。

歳出につきましては、当初予算可決後、11回の補正予算のご審議をいただき、施策の具体化を図ってきたところであります。その結果、平成26年度の主要財政指標につきましては、財政力指数が0.185と対前年度比0.002ポイントの低下、経常収支比率では86.5%で対前年度比8.2ポイントの増となりましたが、実質公債費比率は10.7%で0.5ポイン

トの減、将来負担比率は42.3%で4.8ポイントの減と前年度より改善したところであります。

なお、後ほど詳細の報告をさせていただきますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4比率につきましては、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第1号から第5号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、健全化判断比率報告書及び認定第3号、第6号、第7号にかかわる資金不足比率報告書につきましてご説明を申し上げます。

初めに、決算資料の1ページをお開きください。

各会計歳入歳出決算総括表であります、一般会計の歳入決算額110億1,960万6,628円、歳出決算額は108億9,303万5,966円で、差し引き額は1億2,657万662円となりました。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額11億6,204万4,410円、歳出決算額11億5,065万1,332円で、差し引き額は1,139万3,078円となりました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出決算額とも6億7,074万6,193円となりました。

次に、介護保険事業特別会計ですが、初めに保険事業勘定は、歳入決算額8億9,323万8,290円、歳出決算額は8億2,801万8,132円で、差し引き額は6,522万158円となり、サービス事業勘定では歳入決算額5億485万3,450円、歳出決算額は5億475万7,920円で、差し引き額は9万5,530円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額9,990万2,326円、歳出決算額は9,914万8,448円で、差し引き額は75万3,878円となりました。

一般会計と4特別会計の合計では、歳入決算額143億5,039万1,297円で、歳出決算額は141億4,635万7,991円、差し引き額は2億403万3,306円となりました。

平成25年度の歳出決算額と比較しますと、1億462万8,041円の増額、率にして0.7%の増となりました。

次に、2ページの一般会計歳入決算内訳であります。1款町税から20款町債までの合計で申し上げますが、調定額は114億430万8,725円で、収入済額は110億1,960万6,628円となり、不納欠損額は563万4,955円、収入未済額は3億7,906万7,142円で、収納率は96.6%となりました。財源区分につきましては、自主財源の比率が32.9%と対前年度比3.4ポイント高くなっております。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1款議会費から15款予備費までの合計では、最終予算額110億3,395万5,000円に対しまして、支出済額は108億9,303万5,966

円で、翌年度繰越額7,715万円、不用額は6,376万9,034円で、執行率は98.7%であります。

次に、4ページの一般会計歳出性質別決算内訳であります。平成26年度の決算額につきまして主なものについてご説明申し上げます。

人件費のうち、一般職給与については、決算額9億3,458万5,000円で、対前年度比1,096万9,000円の増加、率では1.2%の増となりました。

物件費は、決算額16億3,194万5,000円で、前年度対比7,584万9,000円の増、率で4.9%の増となりました。

扶助費は、決算額4億2,371万8,000円で、前年度対比775万2,000円の増加、率では1.9%の増となりました。

補助費は、決算額21億2,348万4,000円で、対前年度比4億889万3,000円の減、率では16.1%の減となりました。

普通建設事業費は、決算額19億4,830万4,000円で、前年度対比1億7,651万1,000円の増、率では10.0%の増となりました。

公債費は、決算額11億5,000万9,000円で、前年度対比1,719万7,000円の減、率では1.5%の減となりました。

積立金は、決算額8億6,324万1,000円で、前年度対比8,874万4,000円の増、率では11.5%の増となりました。

繰出金は、決算額7億694万円で、前年度対比1,005万7,000円の増加、率では1.4%の増になりました。

次に、5ページから7ページにつきましては、ただいまご説明いたしました歳入と歳出及び歳出の性質別表であります。平成22年度を基準とした趨勢比較となっておりますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、8ページをお開きください。

国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入は、1款国民健康保険税、調定額は4億50万8,558円、収入済額は3億2,809万616円、不納欠損額853万4,877円、収入未済額は6,388万3,065円で、収納率は81.9%となりました。

以下、合計で申し上げます。調定額12億3,472万1,352円、収入済額は11億6,204万4,410円で、不納欠損額879万3,877円、収入未済額は6,388万3,065円で、収納率は94.1%となりました。

歳出につきましては、2款保険給付費では、最終予算額7億6,387万7,000円に対し、支出済額は6億8,220万2,609円で、執行率は89.3%となりました。

1 款総務費から12款予備費までの合計では、最終予算額12億7,450万7,000円に対し、支出済額は11億5,065万1,332円、不用額は1億2,385万5,668円で、執行率は90.3%となりました。

なお、本決算資料の後段13ページから15ページに添付しております国民保険事業決算の参考資料につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、9ページの下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入、1款分担金及び負担金は、調定額723万1,820円、収入済額545万6,140円、不納欠損額2万円で、収入未済額は175万5,680円、収納率は75.4%となりました。2款使用料及び手数料は、調定額8,589万8,277円、収入済額は7,919万267円で、収入未済額は670万8,010円、収納率は92.2%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額6億7,922万9,883円、収入済額は6億7,074万6,193円で、不納欠損額2万円、収入未済額は846万3,690円で、収納率は98.8%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額6億7,710万1,000円に対し、支出済額6億7,074万6,193円、不用額は635万4,807円で、執行率は99.1%となりました。

次に、10ページ、介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算であります。歳入、1款保険料は、調定額1億6,137万8,400円、収入済額は1億5,315万4,300円、収入未済額は822万4,100円で、収納率は94.9%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額9億146万2,390円、収入済額は8億9,323万8,290円、収入未済額は822万4,100円で、収納率は99.1%となりました。

歳出は、2款保険給付費で、最終予算額7億6,874万8,000円に対して、支出済額は7億4,117万5,561円で、執行率は96.4%となりました。

1款総務費から7款予備費までの合計では、最終予算額8億6,085万4,000円に対して、支出済額は8億2,801万8,132円、不用額は3,283万5,868円で、執行率は96.2%となりました。

次に、11ページ、サービス事業勘定では、歳入、1款サービス収入は、調定額4億2,767万2,671円、収入済額は4億2,673万5,591円、収入未済額は93万7,080円で、収納率は99.8%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額5億579万530円、収入済額は5億485万3,450円で、収入未済額は93万7,080円で、執行率は99.8%となりました。

歳出は、1款サービス事業費から3款予備費までの合計で、最終予算額5億2,512万

2,000円に対して、支出済額 5 億475万7,920円、不用額は2,036万4,080円で、執行率は96.1%となりました。

次に、12ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額6,735万491円、収入済額は6,564万9,360円、収入未済額は170万1,131円で、収納率は97.5%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額 1 億160万3,457円、収入済額は9,990万2,326円、収入未済額は170万1,131円で、収納率は98.3%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額 1 億1,462万4,000円に対して、支出済額は9,914万8,448円、不用額は1,547万5,552円で、執行率は86.5%となりました。

以上で、平成26年度決算資料についてのご説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明を申し上げます。

初めに、産業の振興であります。基幹産業である酪農情勢につきましては、搾乳戸数減少により生乳生産量はおよそ15万トン、対前年比96.1%となりましたが、TPPを初めとする貿易自由化交渉が地域に暗い影を落とす中、将来にわたり酪農畜産業が基幹産業として地域経済を牽引し続け得るよう、平成29年度までを集中対策期間とする標茶酪農再興事業等による生産性向上のため、支援を行いました。

また、旧中御卒別小学校を農業研修センターに改修するとともに、隣接地では町も出資したTACS（タックス）しべちゃの整備が完了し、今後の機能発揮に期待が寄せられております。環境と調和した生産の実現に向け、標茶エコヴィレッジ推進協議会の活動や、関係機関と連携しながら、家畜ふん尿の適正利用を促すとともに、家畜疾病予防対策や乳質向上の取り組みを推進してまいりました。

中山間地域等直接支払交付金制度につきましては、集落協定参加357件、協定面積 2 万5,723ヘクタール、交付金額は 3 億9,934万円となり、耕作放棄地の発生抑止等の効果を上げております。

林業の振興につきましては、造林事業の積極的な展開と林業専用道の路網整備を行いました。

なお、農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカの食害対策につきましては、過去最高の捕獲実績を上げ、わな免許取得の促進や捕獲物の有効利用に継続して取り組んだほか、町有林植栽箇所にはエゾシカ侵入防止柵の整備を行いました。

水産業の振興につきましては、内水面漁業の漁獲量や生産安定を図るための支援を行

いました。

商工業の振興につきましては、商工団体への支援を行うとともに、地域経済の活性化と消費者支援を目的とした取り組みへの支援と、新たな起業に対する支援により、地域循環を促進しました。

労働対策につきましては、冬期雇用対策、生活安定対策、職業病予防対策など、労働者福祉の向上に努めました。

観光の振興につきましては、都市部においての観光物産PRや町内イベントへの支援を行うとともに、観光施設の維持管理に努めました。

次に、生活環境の整備についてであります。安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域要望や計画の優先度に配慮しながら、社会資本の整備に努めました。

町道につきましては、町内各地の整備を進め、平成26年度末道路現況では、508路線729キロメートル、改良延長396キロメートル、舗装延長364キロメートルとなり、改良率は54.3%、舗装率は50.0%となりました。

冬期の道路維持管理につきましては、直営及び委託業者18社により525キロ余りの交通の確保を行うとともに、歩車道路面の凍結対策に努めました。

都市公園につきましては、駒ヶ丘公園の噴水改修工事を実施し、公営住宅につきましては、磯分内団地での2棟6戸の整備を進めてまいりました。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてであります。

社会福祉を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、各保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、保健・福祉・医療、また各関係機関・団体との連携のもと、施策の推進を図りました。

高齢者福祉につきましては、各種福祉事業を円滑に進めるとともに、市民後見人フォローアップ研修を開催いたしました。また、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。

障がい者福祉につきましては、安心して暮らせる地域社会の充実を図るとともに、虐待の未然防止、早期発見に向けての支援体制の構築を行い、児童福祉につきましては、保育内容の充実や子育て応援チケットなど、総合的な子育て支援に努めました。また、新制度に対応するため、子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

住民の健康増進につきましては、脳ドック検診費用を助成するとともに、国保人間ドックや総合住民健診の実施による疾病の早期発見に努めました。また、各種予防接種への費用助成を行い、感染症やがん予防対策に努めました。

町立病院の運営につきましては、職員のスキルアップと患者の立場に立った医療サー

ビスの提供に努めるとともに、利用しやすい施設づくりに取り組みました。

廃棄物の処理につきましては、住民の協力のもと、減量化、資源化に努めるとともに、ごみ焼却施設改築及び最終処分場造成のため、生活環境影響調査を実施いたしました。また、合併処理浄化槽の設置に支援を行い、地域の生活排水処理対策を講じたほか、自然の番人宣言に基づく清掃活動等も実施したところであります。

安全・安心な暮らしの施策につきましては、防災意識の高揚のために、防災の日に合わせ総合防災訓練を実施するとともに、拠点避難所に非常用発電機を設置するなど、設備充実を図りました。また、耐震改修促進計画に沿った公共施設の耐震化を進めました。

交通安全運動につきましては、関係団体や地域会等と連携し、取り組みを進めるとともに、安心なまちづくりとして各種防犯活動も積極的に進めました。

次に、教育の振興についてであります。心豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に、学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれの教育機能を有機的に関連づけられるよう努めたところであります。

学校教育につきましては、子供一人一人の能力や可能性を見出し、みずから学ぶ意欲や判断力、表現力等の育成を重視した知・徳・体の調和のとれた教育の推進に努めました。

知として確かな学力の向上につきましては、指導と評価の一体化による指導の工夫、ALTの派遣など創意ある教育課程の編成に努め、さらに町内全小中学校に実物投影機を配置し、情報教育の環境整備に努めました。また、標茶小学校と虹別中学校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

徳として豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実を努め、不登校、いじめ防止にかかわる一学校一運動の取り組みを推進しました。

体として心身ともに健康な生活を送るため、基盤づくりとして、健康教育の推進を図るとともに、各種定期検診等を行い、疾病、事故の予防に努めました。

特別支援教育については、標茶小学校に2名、標茶中学校に3名の特別支援教育支援員を配置し、また校内委員会等が十分機能する体制づくりや特別支援教育連絡協議会の事業を通じての指導力の向上に努めました。

通学路等の安全確保につきましては、交通安全教室を開催するとともに、通学路安全マップを作成し、安全確保の充実を努めました。

学校施設の整備につきましては、磯分内小学校校舎・屋体改築工事に着工したほか、基金により学校施設の維持管理に努めたところであります。

学校給食につきましては、食中毒防止のため徹底した衛生管理を図りつつ、ふるさと

給食など地場産品利用を図り、より安全・安心で栄養バランスのとれた献立に努めました。

遠距離通学につきましては、16路線のスクールバス運行により通学の確保を図り、スクールバス2台の更新を行いました。

社会教育につきましては、幼少年から高齢者までの各世代にわたり、学習機会の提供や地域課題に即した学習支援を展開し、学習成果が日常生活や地域づくりに生かされるよう努めました。

幼少年教育につきましては、しべちゃアドベンチャースクール、子どもの夢を育てるまつり等を開催し、また家庭教育支援として、親子ふれあい体操の推進と各公民館において親子を対象とした各事業を展開し、家庭と地域の教育力の向上に努めました。

青年教育につきましては、成人式前夜祭をみずから企画する活動機会として提供し、仲間づくりや青年の社会的役割の自覚を促すよう働きかけました。

成人教育につきましては、公民館事業を中心として地域課題解決のための学習や各種教室、講座の開催を行いました。また、女性の活動では、女性のつどいなど、多彩な活動が展開されております。

高齢者教育につきましては、6館共同事業による相互交流を図るとともに、たんちょう大学など高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりに努めました。

文化の振興につきましては、認定団体、実行委員会の自主的活動の支援を行うとともに、文化講演会、文化バスの運行など、機会充実に努めました。

スポーツの振興につきましては、各スポーツ団体の活動支援を図るとともに、広報「スポーツしべちゃ」による情報発信に努めました。また、健康づくり運動指導員と保健部門との連携を通じた健康づくり、健康増進に取り組みました。

図書館につきましては、図書館資料の充実に図るとともに、広大なエリアをカバーする移動図書館バスの運行を行い、26カ所の配本所の設置や個人宅の巡回など、きめ細やかなサービスの充実に努めました。

郷土館につきましては、館外の移動展示にも力を注ぐほか、多様な学習要望に対応するよう努めるとともに、貴重な動植物の学術調査を行いました。

次に、地域活動の振興についてであります。地域の特性や魅力を生かしながら、個性ある自立したまちづくりの構築に向けて、地域力向上のため支援措置を講じたほか、地域との連携のもと、よりよい地域づくりに努めました。

次に、10ページからの予算執行の実績につきましては、主なものについて説明をさせていただきます。

2 款総務費ですが、町有施設の整備では、決算額4,546万1,000円、執行率はおおむね100%でありまして、施設の長寿命化を図りました。

町営バスの運行では、決算額5,973万4,000円、執行率は99.7%でありまして、6路線の運行とバス1台の更新により地域交通の確保を図ったところであります。

地域振興事業では、決算額2,254万4,000円、執行率は99.6%でありまして、地域文化振興事業による人材育成、自主的な自治会活動を支援する地域振興事業、自治会振興事業を通じコミュニティーの形成に努めました。

次に、3 款民生費であります。社会福祉の増進では決算額1億7,160万7,000円、執行率は99.7%でありまして、社会福祉協議会を初めとする各団体の支援により、自主活動の向上を図り、ほっとらいふ制度として低所得者世帯の生活支援を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ1億272万8,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図ったところであります。

高齢者福祉の増進では、決算額2,508万2,000円、執行率は98.2%でありまして、1、敬老会助成から14、高齢者等住宅改修費の助成までの事業を実施し、記載のとおり成果を得たところであります。

心身障がい者福祉の向上では、決算額2億8,388万7,000円、執行率は99.9%でありまして、1、福祉団体活動費助成から14、重度心身障害者医療費助成までの事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

介護保険事業では、決算額2億2,735万1,000円で、特別会計保険事業勘定へ1億5,035万8,000円、サービス事業勘定へ7,699万3,000円を繰り出し、事業の円滑な推進を図ったところであります。

15ページから16ページの児童福祉の増進では、決算額3,088万7,000円、執行率は97.6%でありまして、1、学童保育所の運営から6、子育て世帯臨時特例給付金までの事業を実施し、記載のとおり成果を得たところであります。

次に、4 款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額4,702万9,000円、執行率では99.3%でありまして、17ページの10、予防事業では感染症予防のため各種予防接種費用の助成を行ったところであります。

病院事業会計補助金につきましては、負担金として3億5,009万5,000円、補助金として1億8,547万9,000円を支出し、医療供給体制の充実と会計の安定を図ったところであります。

清掃事業では、決算額5,613万4,000円で、一部事務組合である川上郡衛生処理組合の運営費を負担し、じんかい処理事業では、決算額1億8,924万2,000円で、クリーンセン

ターの維持管理及び一般廃棄物の収集の委託や新たな処分施設建設のためエネルギー回収施設最終処分場施設の調査業務を実施し、廃棄物の適正処理など記載のとおり成果をおさめたところであります。

次に、5款労働費ですが、勤労者会館の運営、冬期雇用対策、職業病対策の各事業を行い、記載のとおり成果をおさめました。

次に、6款農林水産業費であります。農業基盤の整備では、決算額4億2,488万7,000円、執行率は97.5%であり、農道5本の整備や国営・道営土地改良事業により、農業基盤、生産基盤の整備が促進されました。

農業経営の振興では、決算額7億6,405万3,000円、執行率は99.7%でありまして、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、標茶酪農再興事業により足腰の強い酪農経営の維持、確立が図られるなど、記載のとおり成果をおさめたところであります。

育成牧場運営事業では、決算額4億6,699万1,000円、執行率は99.9%でありまして、育成と哺育の受託により、酪農経営の安定と後継牛の確保に貢献したところであります。

22ページから23ページの林業の振興では、決算額1億2,338万8,000円、執行率は99.5%であり、1、有害鳥獣駆除事業から11、林業センター改修事業の展開により、記載の成果が得られたところであり、特に有害鳥獣駆除においては、エゾシカの個体数削減に積極的に取り組んだところであります。

水産業の振興では、決算額59万6,000円で漁業協同組合に支援を行い、内水面漁業活動の振興と安定化を図ったところであります。

次に、7款商工費、商工業の振興についてであります。決算額2億870万4,000円、執行率は99.9%でありまして、施策の成果では、中小企業への低利の融資及び保証料補助、利子補給補助を行うとともに、プレミアムつき地域商品券発行への補助、買い物不便地域への出前商店街や、新たな起業へのチャレンジ支援などを行い、地域経済の活性化と地域内消費の拡大を図ったところであります。

観光の振興では、決算額3,218万9,000円、産業まつりへの支援、各観光施設の維持管理に努めました。

次に、8款土木費であります。町道の整備では、決算額7億3,457万5,000円、執行率は99.9%でありまして、虹別17号線防雪柵の新設、虹別61線、標茶中茶安別線等の整備を行うとともに、補修工事、冬期の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

都市公園整備では、決算額4,500万5,000円、執行率は99.7%でありまして、各公園の維持管理に努めるとともに、駒ヶ丘公園噴水の改修工事を行い、利便性の向上を図りました。

町営住宅建設事業では、決算額は6,058万1,000円でありまして、施策の成果としては、磯分内団地において建てかえ整備が行われたところであります。

9款消防費であります。一部事務組合であります釧路北部消防事務組合に対する負担を行うとともに、避難所への非常用自家発電機の整備を行うなど、防災対策の充実に努めました。

10款教育費であります。小学校教育費では、決算額2億3,935万8,000円、執行率は99.8%でありまして、施策の成果では、磯分内小学校校舎、屋体改築工事やスクールバスの更新を行い、教育環境及び安全性の向上を図るとともに、父母負担の軽減、特別支援教育の推進などを行い、記載のとおり成果を得たところであります。

26ページ、中学校教育では、決算額4,713万6,000円、執行率は98.4%でありまして、施策の成果では、中茶安別中学校講堂防音事業のため調査設計やALTの派遣、中体連運営費の助成などを行い、教育振興の増進を図るとともに、小学校教育と同じく、父母負担の軽減、特別支援教育の推進等を行い、記載の成果を得たところであります。

27ページ、社会教育では、決算額650万7,000円で、1、幼少年教育から7、町民憲章の啓蒙書道展まで、次に30ページ、保健体育の振興では、決算額827万2,000円で、1、体育団体育成支援から6、各種大会や教室等の推進まで、それぞれ記載の成果を得たところであります。

学校教育施設整備であります。決算額は786万2,000円で、教育施設、教育環境の充実に努めました。

11款災害復旧費では、決算額5,878万円で、道路施設災害に対し、迅速な復旧工事に努めました。

13款諸支出金の下水道事業の決算額は3億3,370万3,000円で、特別会計への支援を行い、記載の成果をおさめたところであります。

以上が平成26年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。説明を割愛させていただきました項目につきましては、お目通しをいただき、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、平成26年度基金の運用状況についてご説明申し上げます。

1ページ、育英資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は3,450万2,500円で、本年度運用状況につきましては、貸付金返済は22件で312万9,400円、貸し付けは継

続3件で、金額も継続で90万円となっております。本年度末現在高につきましては、現金または預金で1,507万7,100円、貸し付けで42件1,942万5,400円となっております。

次に、2ページ、農林漁業振興資金貸付基金の運用状況であります。繰り出しによる基金の額は1,000万円で、貸し付け及び返済の件数は1件、金額はともに1,000万円で、利子収入は22万7,479円であります。

3ページ、医療資金貸付基金の運用状況であります。基金の額は300万円で、当該年度中の運用実績はありませんでした。

次に、4ページ、土地開発基金の運用状況調書であります。基金の前年度末現在高は3億1,623万6,143円で、本年度運用状況につきましては、利子積み立てが2万5,123円で、本年度末現在高の内訳は、現金または預金で1億5,935万6,846円、土地では1億5,687万9,297円となっております。

次に、平成26年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。

1ページ、総括であります。

公有財産、(1)土地及び建物ですが、決算年度中に増減のありました項目のみご説明いたします。

初めに、土地についてであります。公共用財産、学校で3万1,053平方メートルの減、その他の施設で7万4,215平方メートルの増、山林で1万2,735平方メートルの増、その他で3万5,102平方メートルの増、合計で9万999平方メートルの増となり、決算年度末現在高は9,698万9,535平方メートルとなりました。

建物については、延べ面積計で申し上げます。学校で4,793平方メートルの減、公営住宅で422平方メートルの増、その他で941平方メートルの増、合計で3,430平方メートルの減となり、決算年度末現在高は14万5,799平方メートルとなりました。

次に、(2)山林ですが、所有面積で1万2,735平方メートルの増、決算年度末現在高合計では3,687万6,329平方メートルとなり、立木の推定蓄積量では所有量で1万7,060立方メートルの増、分収量で740立方メートルの増、合計で1万7,800立方メートルの増となり、決算年度末現在高は67万9,629立方メートルとなりました。

(3)有価証券ですが、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は1,834万円あります。

次に、2ページ、(4)出資による権利についても、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高合計は4,418万3,500円あります。

次に、3ページ、物品であります。増減のあった区分のみご説明申し上げます。

1、乗用車は3台の減、5、バスは1台の減、6、スクールバスは2台の減、9、軽

四輪車は1台の増、11、ワゴン車は1台の減、12、福祉車両は1台の増、25、ポンプ車は1台の減、26、トラクターは1台の減、27、オートバイでは2台の増、31、ディスクモーターで1台の増、全体では4台の減となりました。

次に、4ページ、基金についてであります。

(1) 育英資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3,450万2,500円であります。

(2) 財政調整基金につきましては、元金積み立て4億1,000円と利子積み立て8万1,781円から取り崩し4億5,000万円との差し引き、4,991万7,219円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は11億7,651万4,710円となりました。

(3) 土地開発基金につきましては、不動産には増減がありませんでした。現金につきましては、利子積み立て2万5,123円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億5,935万6,846円となりました。

(4) 医療資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円であります。

(5) 国民健康保険財政調整基金についても増減はなく、決算年度末現在高は10万399円であります。

(6) 減債基金につきましては、元金積み立て3億3,154万7,000円と利子積み立て3万8,150円から取り崩し2億3,751万円との差し引き、9,407万5,150円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は6億3,304万7,962円となりました。

(7) 福祉基金につきましては、利子積み立て1万767円から取り崩し324万6,800円との差し引き323万6,033円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億7,145万3,714円となりました。

(8) 町営住宅整備基金につきましては、元金積み立て4,827万5,000円と利子積み立て1万3,356円から取り崩し858万3,300円との差し引き3,970万5,056円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は5億8,202万4,456円となりました。

(9) 町有施設整備基金につきましては、元金積み立て4,782万7,000円から取り崩し4,127万1,205円と差し引き655万5,795円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は2億558万7,942円となりました。

(10) 介護給付費準備基金につきましては、元金積み立て1,358万3,611円と利子積み立て1,794円を合わせた1,358万5,405円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は3,575万8,847円となりました。

(11) 学校教育施設整備基金につきましては、元金積み立て3,000万円と利子積み立

て1万7,945円から取り崩し786万2,360円との差し引き2,215万5,585円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億4,502万2,437円となりました。

(12) 地域交通対策基金につきましては、元金積み立て478万6,960円から取り崩し1,024万5,472円との差し引き545万8,512円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は2億789万566円となりました。

(13) 地域文化振興基金につきましては、元金積み立て64万2,000円から取り崩し165万1,752円との差し引き100万9,752円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億49万8,198円となりました。

8ページ以降の行政財産及び普通財産の調書につきましては、前段の総括公有財産と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、平成26年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業で、全体計画の年割額は平成25年度1,250万円、平成26年度5,730万円、合計で6,980万円、財源内訳の計では、国道支出金4,886万円、地方債2,080万円、一般財源14万円であります。実績につきましては、支出済額では25年度は全体計画と同額となっております。26年度は5,726万8,000円で、年割額との差は3万2,000円の減、合計では6,976万8,000円で、年割額との差は3万2,000円の減となりました。財源内訳の計では、国道支出金は4,883万7,000円となり、比較で2万3,000円の減、地方債では1,910万円となり、比較で170万円の減、一般財源は183万1,000円となり、比較で169万1,000円の増となりました。

次に、8款土木費、4項住宅費、事業名、町営住宅建設事業（磯分内団地）、全体計画の年割額は25年度3,450万円、26年度5,550万円、合計で9,000万円、財源内訳の計では、国道支出金3,877万2,000円、地方債3,870万円、一般財源1,252万8,000円であります。実績につきましては、支出済額では25年度は3,380万円で、年割額との差は70万円の減となり、26年度は5,371万2,400円で、年割額との差は178万7,600円の減、合計では8,751万2,400円で、年割額との差は248万7,600円の減となりました。次に、財源内訳の計は、国道支出金は4,375万7,000円となり、比較で498万5,000円の増、地方債では4,290万円、比較で420万円の増、一般財源は85万5,400円で、比較では1,167万2,600円の減となりました。

次に、平成26年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

初めに、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が発生していないため、比率は出てまいりません。実質公債費比率は10.7

%で、対前年比0.5ポイントの減、将来負担比率は42.3%で、対前年比4.8ポイントの減となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標全てが括弧内に記載されており、早期健全化基準をクリアしております。

次ページの資金不足比率につきましては、それぞれの会計において資金不足が生じておらず、比率は発生していないため、括弧内に記載される経営健全化基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして認定第1号から第5号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてのご説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君）（登壇） 認定第6号、平成26年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

今回の決算は、地方公営企業法の一部改正による新会計基準に変わって初めての決算となります。主な変更点につきましては、1つにはみなし償却制度が廃止されたこと、2つ目にはみなし償却資産の減価償却費については、長期前受金として収益化することになったこと、3つ目には引当金の計上が義務化になったこと、4つ目はリース会計制度が導入されたこと、5つ目が借入資本制度が廃止されたこと、6つ目は資金計画書から現金以外の収支も記載したキャッシュフローに移行になったことです。なお、変更箇所については注記書きをいたしております。

それでは、資料の7ページをお開きください。

初めに、附属書類からご説明いたします。

平成26年度標茶町病院事業報告書。

1、概況。

（1）、総括。

平成26年度における町立病院の診療体制は内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目を維持することができました。医師体制は内科が固定医2名、外科は北大消化器外科Iから週単位での派遣、小児科は旭川医大小児科から週1回の派遣を受けることができました。産婦人科は札幌医大産婦人科学講座から引き続き医師派遣を受けることができましたが、医療情勢を勘案し、分娩診療を休止することにしました。

リハビリテーション科は作業療法士1名を増員し、また通所リハビリの実施地域と提供回数の拡大によるリハビリテーションの充実を図ってまいりました。

救急指定病院としての診療体制については、北大消化器外科Iから毎週末及びゴールデンウィークや年末年始時における当直医の派遣をいただいたほか、内科固定医の過重な勤務環境を緩和するための日曜日の当直業務について、特定非営利活動法人北海道病院協会が実施する医師派遣事業により9月から月1回、道内医療機関からの医師派遣を受けることができ、これにより24時間体制を維持することができました。

道内3医育大学関係医局の状況は、平成16年から始まった臨床研修制度によって医局員がふえないという厳しい状況にもかかわらず、医師派遣をいただいたことに対し、心より感謝申し上げる次第です。

収益的収支の状況は、収入は11億2,682万円に対し、支出は11億2,620万6,000円で、当年度純利益は61万4,000円となりました。

医業収支の状況は、医業収益が5億7,667万3,000円に対し、医業費用は10億3,346万1,000円で、収益不足額は前年度比3,303万1,000円減の4億5,678万8,000円となりました。一般会計からの繰入金5億3,557万4,000円（前年度比999万8,000円減）を受け、61万4,000円の純利益を計上しました。

医業収益は、前年度に比較して1,553万1,000円減少しましたが、外来収益及び妊婦健診などの公衆衛生活動収益が減少したことによるものです。

医業費用は、前年度に比較して4,856万3,000円減少しましたが、給与費や診療材料費が減少したことによるものです。

資本的収支の状況は、収入がゼロ円に対し、支出は建設改良費として医療器械等の更新及び車両購入で915万2,000円、企業債として9,022万5,000円を償還しましたが、この財源については減債積立金処分額及び過年度分損益勘定留保資金で全額補填しました。

新たな公立病院改革プランの策定が求められておりますが、医療の確保は生活をしていく上で欠かすことのできない重要なものです。

安心して生活することができるよう、経営の根幹をなす医師の増員を初め、医療スタッフの確保に努めていくとともに、信頼される医療提供と経営の健全化に向けて一層努力してまいり所存であります。

次のページをお開きください。

(2)、議会議決事項につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(3)、職員に関する事項について。

職員数については、年度末現在の人数となっています。前年度と比較して増減のあった部分でご説明いたします。医師について1名の減、こちらは産婦人科医師の退職によるものです。リハビリテーション科は2名の増です。作業療法士1名の増員と臨時職員の運転手1名の増員によるものです。看護部では正看護師2名の減、助産師1名の減、看護補助員1人の増、給食部1名の減、栄養士の定年退職によるものです。事務局員1名の減、合計では3人の減です。職員と嘱託職員等の内訳で申し上げますと、職員が1名の減、嘱託職員等が2名の減となっています。

次のページへ参ります。

2、工事等。

(1)、器械・器具等については、食器消毒保管庫、福祉車両、除細動器を購入いたしました。福祉車両については通所リハビリ利用者送迎用車両でございます。合計金額は消費税込みで712万9,702円で、取得月日は記載のとおりでございます。

次のページへ参ります。

3、業務。

(1)、患者受け入れ状況について。

入院1万2,234人、前年度と比較して731人の減、外来3万3,649人、前年度と比較して3,465人の減、合計4万5,883人で、前年度と比較して4,196人の減です。外来患者数の中には、夜間や土曜、日曜日に来院された時間外患者数810人を含んでおります。

1日当たり患者数、入院33.5人、前年度と比較して2人の減、外来137.3人、前年度と比較して14.2人の減、合計170.8人、前年度と比較して16.2人の減です。

患者1人1日当たり診療収入、入院2万6,386円、前年度と比較して2,102円の増、外来5,857円、前年度と比較して7円の増。

(2)、事業収支に関する事項。

収益的収入及び支出について。

こちらの金額は消費税を抜いた金額となっています。

初めに、収入について。

医業収益5億7,667万2,809円、前年度と比較して1,553万1,482円の減。内訳は、入院収益が3億2,280万3,040円、前年度に比較して796万7,275円の増、外来収益1億9,708万2,532円、前年度に比較して2,005万1,975円の減、その他医業収益5,678万7,237円、前年度に比較して344万6,782円の減です。

医業外収益は5億5,014万7,429円、前年度と比較して506万8,549円の減です。内訳は受取利息配当金が484万1,000円、前年度と比較して30万9,984円の増、他会計補助金1

億8,547万9,000円、前年度と比較して2,803万7,000円の増、他会計負担金3億5,009万5,000円、前年度と比較して3,803万5,000円の減、患者外給食収益139万9,259円、前年度と比較して28万7,293円の減、長期前受金戻入520万6,731円、こちらは会計基準が変わったことによる新しい科目です。その他医業外収益312万6,439円、前年度と比較して29万9,971円の減です。

収入合計11億2,682万238円、前年度と比較して2,060万31円の減です。構成比は記載のとおりであります。

次のページへ参ります。

支出について。

医業費用10億3,346万1,344円で、前年度と比較して4,856万2,254円の減。内訳は、給与費7億1,341万3,872円、前年度と比較して3,535万6,715円の減、材料費9,752万5,740円で、前年度と比較して892万4,923円の減、経費1億4,571万4,362円で、前年度と比較して341万1,623円の減、減価償却費7,266万765円で、前年度と比較して89万3,653円の減、資産減耗費17万4,850円で、前年度と比較して9万850円の増、研究研修費397万1,755円で、前年度と比較して6万6,190円の減。

医業外費用は6,172万2,914円で、前年度と比較して343万211円の増。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費4,143万1,202円で、前年度と比較して290万4,162円の減、患者外給食材料費134万9,074円で、前年度と比較して11万9,497円の減、消費税及び地方消費税355万5,100円で、前年度と比較して128万1,300円の増、雑損失1,538万7,538円で、前年度と比較して512万7,570円の増です。

特別損失3,102万2,283円で、前年度と比較して2,441万4,204円の増。内訳は、過年度損益修正損ゼロ円で、前年度と比較して660万8,079円の減、その他特別損失3,102万2,283円で、前年度と比較して3,102万2,283円の増。こちらは会計基準が変わったことによる新しい科目です。なお、平成26年度1年度限りとなります。

支出合計11億2,620万6,541円で、前年度と比較して2,071万7,839円の減です。構成比及び収入に対する割合は、記載のとおりであります。

次に、資本的収入及び支出について。

初めに、収入について。

資本的収入はゼロ円です。

支出について。

資本的支出の建設改良費は、有形固定資産購入費で915万2,066円、前年度と比較して481万9,466円の増です。こちらは食器消毒保管庫や除細動器など医療器械の更新並びに

通所リハビリ用の車両購入、それとリース分になります。企業債償還金9,022万5,126円、前年度と比較して67万236円の増。

支出合計9,937万7,192円、前年度と比較して548万9,702円の増。収支不足額9,937万7,192円は、減債積立金処分別及び過年度分損益勘定留保資金で全額補填いたしました。構成比及び収入に対する割合は、記載のとおりであります。

次、12ページへ参ります。

4、会計。

(1)、企業債の概況。

イ、企業債残高の年度末残高についてですが、18ページをお開きください。下段に企業債明細書がございます。医師住宅から病院建設までの合計で申し上げます。平成26年度における企業債の発行はございません。発行総額21億7,630万円、当年度償還高9,022万5,126円、償還高累計10億4,318万4,375円、未償還残高は11億3,311万5,625円です。

次に、13ページへお戻りください。

キャッシュフロー計算書でございます。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間における現金の流れをあらわしたものです。

1、業務活動によるキャッシュフロー。

(1)、当年度純利益61万3,697円。(2)、減価償却費7,266万765円。内訳は右側のほうに記載したとおりでございます。(3)、引当金の増加額3,489万4,000円。

(4)、長期前受金戻入額マイナス520万6,731円。(5)、受取利息及び受取配当金マイナス484万1,000円。(6)、支払利息4,143万1,202円。(7)、固定資産除却費17万4,850円。(8)、未収金の減少額マイナス200万9,424円。(9)、未払金の増加額マイナス3,901万4,763円。(10)、棚卸資産の減少額マイナス4万8,652円。(11)、前払金の増加額ゼロ円。(12)、その他47万8,422円。(13)、小計9,913万2,366円。

(14)、利息及び配当金の受取額484万1,000円。(15)、利息の支払額マイナス4,143万1,202円。

業務活動によるキャッシュフローの合計は6,254万2,164円です。

2、投資活動によるキャッシュフロー。

(1)、有形固定資産の取得による支出マイナス915万2,066円。(2)、国庫補助金による収入、(3)、他会計からの繰入金による収入は、どちらもゼロ円です。

投資活動によるキャッシュフロー合計は、マイナス915万2,066円です。

3、財務活動によるキャッシュフロー。

(1)、建設改良企業債による収入ゼロ円。(2)、建設改良企業債等の償還による支出マイナス9,022万5,126円。(3)、他会計からの出資による収入ゼロ円。

財務活動によるキャッシュフローの合計は、マイナス9,022万5,126円であります。

4、資金増加額マイナス3,683万5,028円。

5、資金期首残高1億6,429万2,458円。

6、資金期末残高は1億2,745万7,430円です。

次のページへ参ります。

収益費用明細書でございますが、先ほどご説明いたしました収益的収入及び支出について細分化したものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

次、18ページをお開きください。

固定資産の明細書についてご説明いたします。

(1)、有形固定資産について、土地からリース資産までの合計で申し上げます。

年度当初の現在高31億8,864万9,547円。当年度増加額692万円。こちらは9ページに記載の器械・器具等の購入分であります。当年度減少額349万7,000円。こちらは電気メス、除細動器、内視鏡画像記録装置の廃棄処分によるものです。年度末現在高31億9,207万2,547円。減価償却費累計額の当年度増加額7,266万765円。当年度減少額332万2,150円。累計13億9,415万9,049円。年度末償却未済額17億9,791万3,498円です。

(2)、無形固定資産については、電話加入権で年度当初の現在高38万8,032円、当年度増加額、当年度減少額、当年度減価償却費、いずれもゼロ円で、年度末現在高は38万8,032円です。

(3)、投資については、長期貸付金で町のほうへ貸しているものです。年度当初の現在高4億円、当年度増加額、当年度減少額どちらもゼロ円で、年度末現在高は4億円です。

次に、3ページをお開きください。

財務諸表になりますが、初めに、損益計算書についての説明をいたします。

1、医業収益は、(1)、入院収益から(3)、その他医業収益までの合計で5億7,667万2,809円。2、医業費用は、(1)、給与費から(6)、研究研修費までの合計で10億3,346万1,344円。医業損失額は4億5,678万8,535円です。3、医業外収益は、

(1)、受取利息配当金から(6)、その他医業外収益までの合計で5億5,014万7,429円。4、医業外費用は、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費から(4)、雑損失までの合計で6,172万2,914円。3の医業外収益から4の医業外費用を差し引いた額は4億8,842万4,515円となり、この額から医業損失を差し引いた経常利益は3,163万5,980円で

す。5、特別損失、(1)、その他特別損失3,102万2,283円。当年度純利益61万3,697円。前年度繰越利益剰余金ゼロ円で、当年度未処分利益剰余金は61万3,697円です。

次のページへ参ります。

剰余金計算書です。当年度末残高で申し上げます。

資本金は9億8,129万3,371円。

剰余金のうち資本剰余金は330万7,000円。

利益剰余金のうち減債積立金と利益積立金はゼロ円で、未処分利益剰余金は61万3,697円で、こちらは当年度未処分利益剰余金となります。利益剰余金合計61万3,697円で、資本合計は9億8,521万4,068円です。

次に、剰余金処分計算書については記載のとおりです。なお、未処分利益剰余金の年度末残高61万3,697円は企業債の償還に充てるため減債積立金へ積み立てましたので、処分後の残高、繰越利益剰余金はゼロ円です。

次のページへ参ります。

貸借対照表です。

資産の部。

1、固定資産、(1)、有形固定資産は、イの土地からへのリース資産までの合計で17億9,791万3,498円です。(2)、無形固定資産は電話加入権で38万8,032円。(3)、投資は長期貸付金で4億円。固定資産合計は21億9,830万1,530円です。

2、流動資産、(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品までの合計で2億560万6,891円です。なお、(2)の未収金と(3)の貯蔵品の内訳は、19ページになります。

資産合計は24億390万8,421円です。

次のページへ参ります。

負債の部。

3、固定負債は(1)の企業債と(2)のリース債務を合わせた合計で10億4,441万620円です。

4、流動負債は(1)の企業債から(5)の預り金までの合計で1億9,682万7,614円です。なお、(3)の未払金と(5)の預り金の内訳は、20ページになります。

5、繰延収益は、(1)、長期前受金と(2)、長期前受金収益化累計額で1億7,745万6,119円です。

負債合計14億1,869万4,353円です。

資本の部。

6、資本金9億8,129万3,371円。

7、剰余金、(1)、資本剰余金は、国庫補助金で330万7,000円、合計も同額です。
(2)、利益剰余金は、イの減債積立金が61万3,697円で、合計も61万3,697円です。

資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は392万697円で、資本合計は9億8,521万4,068円です。

負債と資本の合計は24億390万8,421円です。

次に、1ページをお開きください。

決算報告書です。こちらは税を含んだ金額となっています。

(1)、収益的収入及び支出の収入について。

第1款病院事業収益、予算額合計11億7,831万2,000円で、決算額11億3,163万660円。予算額に比べ決算額の増減は4,668万1,340円の減。決算額のうち仮受消費税及び仮受地方消費税としての収入額は481万422円であります。

第1項医業収益、予算額合計5億8,176万7,000円に対し、決算額5億8,121万9,855円。予算額に比べ決算額の増減は54万7,145円の減。

第2項医業外収益、予算額合計5億9,654万5,000円に対し、決算額5億5,041万805円。予算額に比べ決算額の増減は4,613万4,195円の減。

次に、支出について。

第1款病院事業費用、予算額合計11億7,831万2,000円に対し、決算額11億3,068万6,961円。不用額4,762万5,039円で、予算執行率96%です。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税としての支出額は1,986万7,958円であります。

第1項医業費用、予算額合計10億9,750万7,000円に対し、決算額10億5,322万1,376円。不用額4,428万5,624円で、予算執行率96%です。

第2項医業外費用、予算額合計4,683万2,000円に対し、決算額4,644万3,302円。不用額38万8,698円で、予算執行率99%です。

第3項特別損失、予算額合計3,347万3,000円に対し、決算額3,102万2,283円です。不用額245万717円で、予算執行率92%です。

第4項予備費、予算額合計50万円に対し、決算額ゼロ円。不用額50万円です。

次のページに参ります。

(2)、資本的収入及び支出の収入について。

第1款資本的収入、第1項固定資産売却代金、予算額合計2万円に対し、決算額ゼロ円です。

次に、支出について。

第1款資本的支出、予算額合計9,978万5,000円に対し、決算額9,970万7,194円。不用

額 7 万 7,806 円で、予算執行率おおむね 100% です。決算額のうち、仮払消費税及び仮払地方消費税としての支出額は 33 万 2 円であります。

第 1 項建設改良費、予算額合計 955 万 9,000 円に対し、決算額 948 万 2,068 円。不用額 7 万 6,932 円で、予算執行率 99% です。

第 2 項企業債償還金、予算額合計 9,022 万 6,000 円に対し、決算額 9,022 万 5,126 円。不用額 874 円で、予算執行率おおむね 100% です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 9,970 万 7,194 円は、減債積立金処分額 49 万 5,889 円と過年度分損益勘定留保資金 9,921 万 1,305 円で補填し、決算を終えたところで

す。
なお、本件につきましては、8 月 25 日開催の第 1 回町立病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、認定第 6 号の説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 認定第 7 号、平成 26 年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明をいたします。

初めに、決算附属書類からご説明をいたします。

7 ページをお開きください。

決算附属書類、平成 26 年度標茶町上水道事業報告書。

1、概要。

（1）、総括事項。

本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数 2,178 戸、給水人口 4,316 人と計画人口 5,020 人に対して普及率 86% であり、前年度と比較し 57 人の減少となっております。

年間配水量は 63 万 2,234 立米で、前年度より 1.0% の増加となりました。また、有収水量においては 41 万 8,470 立米、有収率で 66.2% と前年度を 1.7 ポイント下回ったところで

す。また、給水原価につきましては、1 立米当たり 215 円 35 銭となり、供給単価 157 円 6 銭に対し、その差は 58 円 29 銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,572万4,456円（消費税込み7,066万8,760円）を主として収入合計9,279万1,504円（消費税込み額9,777万9,437円）であり、支出については、人件費2,223万7,301円を初め、企業債利息932万2,765円を含め支出合計9,011万7,594円（消費税込み額9,338万3,367円）となり、267万3,910円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債等償還金2,480万7,366円、配水管布設がえ工事等の建設改良費2,324万9,160円（うち消費税172万2,160円）で、支出合計4,805万6,526円（消費税込み）に対し、収入は企業債360万円であり、4,445万6,526円の不足が生じたので、この不足金は、減債積立金処分額547万204円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額172万2,160円、過年度分損益勘定留保資金3,726万4,162円で補填し、決算を終えたところであります。

したがって、本年度末においては当年度利益剰余金267万3,910円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

本年度は、ここ4事業年度、平成23年から26年にわたる有収率の低下に起因する過大配水量対策として、昨年度に続き調査を実施し、原因の究明及び対策に努めているところであります。

水道事業は公共事業であることから、常に事業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支バランスに留意しつつ現行の料金水準が保持されるよう、健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

(2)、議会の議決事項につきましては、記載5件でございますが、説明を省略させていただきます。

(3)、行政官庁認可事項につきましては、該当はございません。

(4)、職員に関する事項。イ、職員数等、兼任職員5名、ロ、給与改定は平成26年11月27日に実施しております。

(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、消費税及び地方消費税の税率改正に伴う料金改正を実施しております。

2、工事。

(1)、建設改良工事の概要でございます。記載のとおり4件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取りかえ工事は2件で250基の交換を行い、工事費は1,342万6,560円。上水道配水管布設がえ工事は91メートルを行い、工事費は854万8,200円。上水道配水管新設工事は178.5メートルを行い、工事費は127万4,400円です。

なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれの記載のとおりでございます。

3、業務。

(1)、事業量でございます。イ、年度末給水人口は4,316人、ロ、年度末給水戸数2,178戸、ハ、年間配水量63万2,234立方メートル、ニ、月平均給水量5万2,686立方メートルでございます。

次の9ページでございます。

(2)、事業収支に関する事項。

収益的収入及び支出の収入でございます。金額については、全て消費税及び地方消費税抜きの額でございます。

収入でございます。

(1)、営業収益6,682万5,456円で、前年度比109万294円の減となっております。うち給水収益は6,572万4,456円で、前年度比102万5,144円の減。(2)、受託工事収益はゼロ円で、前年度と同じでございます。(3)、一般会計負担金は90万円で、前年度と同じ額でございます。(4)、その他営業収益は20万1,000円で、前年度比6万5,150円の減です。2、営業外収益は2,596万6,048円で、前年度比493万9,543円の増となっております。うち(1)、受取利息及び配当金は2,500円で、前年度比13円の減。(2)、他会計負担金は2,077万3,000円で、前年度比29万6,000円の増。(3)、長期前受金戻入は464万3,446円で、前年度比同額の増です。これは地方公営企業法の改正により補助金で整備した施設の減価償却について自治体の判断で減価償却を行わなくてもよいとするみなし償却制度が廃止され、減価償却見合い分を収益化したことにより、新たに追加したものであります。(4)、雑収益は下水道料金が上水道メーターによる使用水量を算定基準していることから、水道メーター検針にかかわる費用の下水道負担分及び仮受消費税から仮払消費税を引いた納税額に対し、消費税法に基づく確定申告における計算額と納税額との差額54万7,102円で、前年度比110円の増です。

次に、支出でございます。

1、営業費用は7,919万2,829円で、前年度比563万1,420円の増となっております。うち(1)、配水及び給水費は3,942万9,146円で、前年度比309万8,707円の増です。これは先ほどと同様、地方公営企業法会計制度の見直しにより賞与等引当繰上金、貸倒引当金繰入額を計上したことにより増になっております。(2)、受託工事費はゼロ円で、前年度と同じ。(3)、減価償却費は3,743万5,358円で、前年度比407万6,009円の増。

(4)、資産減耗費232万8,325円で、前年度比154万3,296円の減です。2、営業外費用932万2,765円、前年度比50万3,457円の減。(2)、雑支出はゼロ円で、前年度比8万

4,420円の減。3、特別損失、(1)、その他特別損失は160万2,000円で、前年度比160万2,000円の増でございます。合計では9,011万7,594円で、前年度比664万5,543円の増となったところであります。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次の10ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。収入、1、資本的収入、(1)、企業債の360万円で、前年度比440万円の減となっております。

次に、支出でございます。1、資本的支出は4,633万4,366円で、前年度比457万9,319円の減となっております。うち(1)、企業債等償還金は2,480万7,366円で、前年度比75万1,353円の増です。(2)、建設改良費は2,152万7,000円で、前年度比533万672円の減で、これは検定満了量水器取りかえ工事の戸数が減ったことによるものでございます。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4、会計に関する事項でございます。

(1)、重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。

(2)、企業債及び一時借入金の概況。イ、企業債等残高につきましては、16ページをお開きください。企業債明細書中、中ほど、未償還残高の欄に記載のとおり、合計で2億1,546万6,305円となっております。なお、下段の一般会計借入金明細書は、借入金の未償還残高は2億528万円となっております。

10ページにお戻りください。

ロの一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次に、11ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業キャッシュフロー計算書です。これは平成26年度より新会計制度により従来現金の収支だけを記載した資金計画から、経営活動の種類ごとに現金以外の収支も記載したキャッシュフロー計算書に移行になっているものでございます。

1、業務活動によるキャッシュフロー。

(1)、当年度純利益は267万3,910円。(2)、減価償却費3,743万5,358円。(3)、引当金の増加額179万9,000円。(4)、長期前受金戻入額マイナス464万3,446円。(5)、受取り利息及び受取配当金マイナス2,500円。(6)、支払利息932万2,765円。(7)、固定資産除却費232万8,325円。(8)、未収金の減少額マイナス78万5,130円。(9)、未払金の増加額マイナス41万450円。(10)、前払金の増加額ゼロ円。(11)、その他マイナス4万9,455円。(12)、小計((1)から(11)の計)でございます。

4,766万8,377円。(13)、利息及び配当金の受取額2,500円。(14)、利息の支払額マイナス932万2,765円。業務活動によるキャッシュフローは3,834万8,112円です。

2、投資活動におけるキャッシュフロー。

(1)、有形固定資産の取得による支出マイナス2,152万7,000円。(2)、国庫補助金による収入と(3)、他会計からの繰入金による収入はありません。投資活動によるキャッシュフローはマイナス2,152万7,000円です。

3、財務活動によるキャッシュフロー。

(1)、建設改良企業債による収入360万円。(2)、建設改良企業債等の償還による支出マイナス2,480万7,366円。(3)、他会計からの出資による収入はございません。財務活動によるキャッシュフローは、マイナス2,120万7,366円です。

資金減少額はマイナス438万6,254円、資金期首残高は2億3,195万1,132円、資金期末残高は2億2,756万4,878円となります。

次の12ページから14ページまでの平成26年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書につきましては、今まで説明をいたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産、土地から工具・器具及び備品までの年度当初の現在高は10億6,176万9,801円で、当年度増加額は構築物で909万5,000円、機械及び装置は量水器で1,243万2,000円、合計額で2,152万7,000円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で21万7,168円、機械及び装置で1,056万5,103円、合計で1,078万2,271円の減少となり、年度末現在高合計で10億7,251万4,530円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,769万7,067円、機械及び装置で1,920万3,012円、合計で3,690万79円です。当年度減少額は、機械及び装置の845万3,946円、累計は合計で3億7,200万7,087円、年度末償却未済額は合計で7億50万7,443円となっております。

無形固定資産、施設利用権は当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、当年度増加額が53万5,279円、当年度減少額はありません。累計合計額が1,063万8,602円、年度末償却未済額は374万7,525円となっております。

3ページをお開きください。

財務諸表です。平成26年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これは前段で説明を申し上げたところの積み上げでございますので、合計額のみを報告させていた

だきます。

1、営業収益、(1)、給水収益から(4)、その他営業収益までの合計6,682万5,456円。

2、営業費用、(1)、配水及び給水費から(4)、資産減耗費までの合計7,919万2,829円、よって営業利益は1,236万7,373円のマイナスとなりました。

3、営業外収益、(1)、受取利息及び配当金から(4)、雑収益までの合計が2,596万6,048円。

4、営業外費用、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費と(2)、雑支出で932万2,765円、よって営業外利益は1,664万3,283円の黒字となり、経常利益は427万5,910円となりました。

5、特別損失、(1)、その他特別損失は160万2,000円です。

当年度純利益267万3,910円、前年度繰越利益剰余金はありませんので、当年度未処分利益剰余金につきましては267万3,910円となります。

次のページ、4ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。

初めに、資本金でございます。

資本金は、前年度処分後残高2億8,284万3,024円に当年度変動額として減債積立金から組み入れ547万204円及びその他未処分利益剰余金の組み入れ1,572万1,891円が増額され、当年度末残高が3億403万5,119円となります。

次に、剰余金です。

資本剰余金はゼロ円となります。

次に、利益剰余金です。

減債積立金は、前年度処分額及び処分後残高が547万204円に当年度変動額として減債積立金から組み入れ額同額の547万204円が減額となり、当年度末残高がゼロ円となります。利益積立金は変動なしで1,200万円。未処分利益剰余金は、前年度処分後1,572万1,891円となり、当年度変動額はその他未処分利益剰余金の組み入れで、1,572万1,891円の減額、当年度純利益は267万3,910円が増額であり、当年度末残高は267万3,910円、利益剰余金合計は処分後残高3,319万2,095円に、当年度変動額として減債積立金からの組み入れ547万204円及びその他未処分利益剰余金の組み入れ1,572万1,891円が減額され、当年度純利益267万3,910円で当年度末残高が1,467万3,910円となります。

したがって、資本合計は、前年度処分後残高3億403万5,119円になり、当年度変動額267万3,910円が増額となり、当年度末残高は3億1,870万9,029円となります。

次に、平成26年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額がございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額の資本金 3 億403万5,119円、資本剰余金ゼロ円となっております。

未処分利益剰余金は、当年度末残高267万3,910円に標茶町水道事業の設置等に関する条例第6条による減債積立金への積み立てで267万3,910円を減額し、処分後残高、繰越利益剰余金はゼロ円となります。

次に、5 ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、イ、土地からホ、工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は7億50万7,443円。(2)、無形固定資産、イ、施設利用権で無形固定資産合計は374万7,525円。固定資産合計は7億425万4,968円です。

2、流動資産、(1)、現金・預金2億2,756万4,878円、(2)、未収金761万6,810円、(3)、貸倒引当金12万6,000円の減で、流動資産合計は2億3,505万5,688円。したがって、資産合計は9億3,931万656円でございます。

次の6 ページをお開きください。

負債の部です。

3、固定負債、(1)、企業債から(3)、修繕引当金までの固定負債合計は4億2,564万7,327円。

4、流動負債、(1)、一時借入金から(7)、その他流動負債までの流動負債合計は2,903万1,745円です。

5、繰延収益、(1)、長期前受金と(2)、長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は1億6,592万2,555円で、負債合計は6億2,060万1,627円となります。

資本の部でございます。

内訳につきましては、先ほどと重複いたしますので、合計額のみを説明させていただきます。

6、資本金につきましては、3億403万5,119円。

7、剰余金、剰余金合計は1,467万3,910円。

したがって、資本合計は3億1,870万9,029円、負債資本合計は9億3,931万656円となります。

1 ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

(1)、収益的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益、当初予算額1億248万6,000円に補正予算額16万5,000円を追加し、1億265万1,000円に対し、決算額は9,777万9,437円で、予算額に比べ決算額の増減は487万1,563円の減でございます。

内訳です。第1項営業収益、予算額7,660万3,000円に対し、決算額7,176万9,760円で、予算額に比べ決算額の増減は483万3,240円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は494万4,304円です。

第2項営業外収益、当初予算額2,588万3,000円に補正予算額16万5,000円を追加し、2,604万8,000円に対し、決算額は2,600万9,677円で、予算額に比べ決算額の増減は3万8,323円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は4万3,758円でございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額、当初予算額は1億67万8,000円に補正予算額25万1,000円を追加し、1億92万9,000円に対し、決算額は9,338万3,367円、不用額は754万5,633円、執行率は92.5%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は当初予算額8,625万4,000円に補正予算額85万5,000円を追加し、8,710万9,000円に対し、決算額は8,029万2,302円で、不用額が681万6,698円、執行率は92.2%。うち仮払消費税及び地方消費税は109万9,473円となっております。

第2項営業外費用、予算額は当初予算額1,232万2,000円に補正予算額60万4,000円を減額し、1,171万8,000円に対し、決算額1,148万9,065円で、不用額は22万8,935円、執行率は98%となっております。

第3項特別損失、予算額160万2,000円に対し、決算額も同額であり、執行率は100%です。

第4項予備費50万円、不用額は50万円で、執行率はゼロでございます。

次に、2ページをお開きください。

(2)、資本的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入、資本的収入は第1項企業債だけで、当初予算額880万円から補正予算額520万円を減額し、360万円に対して、決算額も同額で、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額は当初予算額4,920万8,000円から補正予算額115万円を減額し、4,805万8,000円に対し、決算額は4,805万6,526円、不用額は1,474円、執行率はおおむね100%でございます。

内訳でございます。第1項企業債等償還金、予算額2,480万8,000円に対し、決算額2,480万7,366円で、不用額は634円、執行率はおおむね100%です。

第2項建設改良費、予算額は当初予算額は2,440万円から補正予算額115万円を減額し、2,325万円に対し、決算額は2,324万9,160円、不用額は840円、執行率はおおむね100%、うち仮払消費税及び地方消費税は172万2,160円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,445万6,526円は、減債積立金処分量547万204円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額172万2,160円、過年度分損益勘定留保資金3,726万4,162円を充て補填をし、決算を終えたところでございます。

以上で、認定第7号、平成26年度標茶町上水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

監査委員・田中君。

○監査委員（田中俊彦君）（登壇） 私のほうから決算審査意見書について補足説明を申し上げます。

まず、標茶町各会計各会計決算審査意見書のほうからご説明を申し上げます。

1 ページであります。平成26年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、（1）、平成26年度標茶町一般会計歳入歳出決算、（2）、平成26年度標茶町特別会計、国民健康保険事業事業勘定、下水道事業勘定、介護保険事業勘定の保険事業勘定、介護保険事業勘定の介護サービス事業勘定、後期高齢者医療の5特別会計の歳入歳出決算であります。（3）、附属書類、平成26年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。

2、審査の期間、平成27年8月10日から12日までの3日間実施をいたしました。

3、審査の手続、この決算審査に当たりましては、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したところでございます。

第2、審査の結果。

町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、全て法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められたところであります。

審査の結果の概要、以下のとおりでありますということではありますが、数字的事項につきましては省略をさせていただきます。14ページの結びのところで簡単に要約して申し上げます。

一般会計及び特別会計の予算執行状況及び収入、支出等財務に関する事務等については、総体として適正に執行されたものと認められました。

本年度の一般会計と特別会計を合わせた総決算額を見ますと、歳入143億5,039万1,297円、歳出141億4,635万7,991円で、歳入歳出差し引き額は2億403万3,306円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は1,968万6,000円、実質収支の額は1億8,434万7,306円の黒字、単年度収支については4,725万3,036円の黒字となっております。また、一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入110億1,960万6,628円、歳出108億9,303万5,966円で、前年度に比し歳入は100.9%、歳出は100.7%となり、歳入歳出差し引き額は1億2,657万662円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は1,968万6,000円で、実質収支の額は1億688万4,662円の黒字、単年度収支については3,899万337円の黒字となっております。

一般会計の財政構造について見ますと、歳入は主軸となる町税が前年対比101%の9億7,559万9,950円となり、地方交付税は前年対比93.6%の47億8,948万9,000円となっております。さらに不足する財源は、地方債の借り入れや基金の取り崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が32.9%、依存財源が67.1%となっております。

一方、歳出の執行率は98.7%でありました。

次に、主要な財務比率で見ますと、経常収支比率は86.5%で、8.2ポイント上昇しておりますが、通常75%程度におさまることが妥当とされていることから、依然として財政は厳しい状況にあります。財政力指数は、前年度よりわずかに下降し、0.185となりました。公債費比率は11.3%で、0.1ポイント上昇しましたが、通常15%とされる警戒ラインをクリアしております。実質公債費比率も10.7%で、0.5ポイント改善され、地方債許可団体移行の18%をクリアしております。

基金積立金につきましては、地方交付税は減少したものの、歳出の削減等により減債基金などの13基金全体で1億1,648万598円増加し、本年度末残高は34億5,475万8,577円

となっております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表が義務づけられた実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準以下でありました。

また、企業会計の資金不足比率も健全化基準以下でありましたが、国政が不安定の中、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しく、長引く景気低迷による税収入の減少や公共事業の減少、急速に進行する少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全・安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に将来的な展望を含め適切に応えなければなりません。

また、自主財源の中でも大きな割合を占める町税や、町民が直接受益を得ている税外収入金に多額な収入未済額が出ていますが、収納対策においては各担当課でそれぞれ努力されているものの、26年度収入未済額は、町民税においては、個人、法人で2,111万5,620円で318万663円減少し、特に、現年度の徴収率が99.1%と努力されております。また、固定資産税の収入未済額は4,325万6,201円となっております。

税外収入未済額は3億1,433万7,534円で、収納率は上がっているものもありますが、依然として、農業費分担金、農業用水道使用料、住宅使用料、児童福祉費負担金などは多額となっていることから、滞納繰越金の徴収に力を入れながら、現年度における収入未済額を出さない、ふやさないことが今後の課題であります。

歳出削減と同時に自主財源の確保は、ますます重要な課題となっており、町民一人一人が義務を果たし協働のまちづくりの理念のもとに理解を深め、さらには将来に向けて持続可能な財政運営を目指し、一層の努力を期待するものであります。

次に、15ページの3番目の特別会計であります。

(1)の国民健康保険事業事業勘定特別会計であります。16ページの結びの欄で簡単に要約をして申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は1,139万3,078円の黒字であります。歳入では、基本財源の国民健康保険税が収納対策の効果により、平成26年度の収納率は80.9%で、収入未済額は6,388万3,065円となっております。歳出では、保険給付費6億8,220万2,609円で、前年度より1,313万6,004円減少しております。

当会計の安定運営には、保険税収入の確保が重要な課題であり、景気の低迷が長引く中で、厳しい収納環境ではありますが、負担の公平性の観点からも、より一層の収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進とあわせ、財政の健全運営の確保に

努めることを期待するところであります。

次、(2)の下水道事業特別会計であります。17ページの結びの欄で要約して申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額はゼロであります。

本事業の基本財源である下水道使用料については、下水道普及率の上昇とともに、調定額、収入額は増加しており、また収入未済額も多額となっておりますが、会計全体では今年度2万円の不納欠損処理を行っております。今後も収納対策に努力されるとともに、法に従い処理を進めることも必要であります。

下水道事業は、生活環境整備の重要施策の一つであることから、引き続き効率的、効果的な運営をされることを望むところであります。

次、(4)、介護保険事業特別会計保険事業勘定、18ページの(5)の介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定、あわせて結びのところで要約して申し上げます。

本年度の介護保険事業の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は6,522万158円の黒字であります。

歳入では、基本財源の保険料収入が1億5,315万4,300円で、収入未済額は822万4,100円であります。収入未済額は毎年累増しており、当会計の安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を強化していく必要があります。歳出では保険給付費が7億4,117万5,561円で前年度より2,803万7,105円減少しておりますが、高齢化が進む中、今後も増加することが想定されます。

次、介護サービス事業勘定につきましては、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は9万5,530円の黒字であります。少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加することが想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安定して暮らせるまちづくりを進めることを期待するところであります。

次、(6)の後期高齢者医療特別会計であります。19ページの結びの欄で簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は75万3,878円の黒字でありました。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加などにより、今後さらに町の負担がふえることが想定され、健全な財政運営の確保に努めることを期待するところであります。

4の財産に関する調書につきましては、省略をさせていただきます。

次、20ページの平成26年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

1、2、3につきましては省略をさせていただきます。4の審査の結果であります。

審査に付された平成26年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められ、また基金運用状況は妥当であることを認められました。

次、21ページの平成26年度標茶町財政健全化審査意見であります。

これにつきましても、1、2、3につきましては省略をさせていただきます、4番の審査の結果及び意見であります。審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められたところであります。

以下、省略をさせていただきます。

22、23につきましては、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、標茶町公営企業会計決算審査意見書であります。

まず、標茶町病院事業会計であります。

1ページであります、平成26年度標茶町病院事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、平成26年度標茶町病院事業会計決算。

2、審査の期間、平成27年6月24日に実施をさせていただきます。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、(3)、附属書類等であります。

4、審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付されました決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計算はいずれも正確であるとともに、平成27年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示しているものと認められました。

財務事務については、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりでありますということで、ここも数字的事項につきましても省略をさせていただきます。7ページの結びの欄で、これも要約して簡単に申し上げます。

当年度の業務量は、入院延べ患者数1万2,234人、外来延べ患者数3万3,649人で、前年度と比較すると入院は731人の減少、外来で3,465人の大幅な減少となっております。

経営成績は、総収益11億2,682万238円、総費用11億2,620万6,541円で、差し引き純利益61万3,697円が計上されたところであります。

医業収支では、医業収益5億7,667万2,809円、医業費用10億3,346万1,344円で、差し引き4億5,678万8,535円費用が上回っておりますが、一般会計からの補助金と負担金5億3,557万4,000円を主なものとする医業外収益によって、当年度純利益61万3,697円が計上され、減債積立金として処分されました。

医業収益は、前年度比97.4%でありましたが、これは入院収益が看護体制10対1で推移したため、前年度比102.5%でありましたが、外来収益で患者数の減少により、前年度比90.8%が原因であります。

医業費用は、前年度比95.5%で、人件費の減少が主であります。

医業収支は、患者数、入院基本料等の変動がより大きく影響を及ぼすことから、医師、看護師、病院職員が一丸となって、医業収益の確保、さらには病院経営の安定に引き続き努力されることを期待します。

資本的収支については、器械、備品購入、企業債償還金等の資本的支出額9,970万7,194円執行されております。

また、入院料など未収金が増加傾向にあることから、収納対策に努力をしていただきたい。

自治体病院を取り巻く医療環境は、医師及び看護師の確保、診療報酬改定等で厳しい状況にありますが、自治体病院は地域住民の命、健康、暮らしを守る地域の財産であることから、病院関係者を初め、行政や住民が一体となって安心して受診できる病院づくりに取り組み、住民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望むところであります。

続きまして、標茶町上水道事業会計であります。

1 ページであります。平成26年度標茶町上水道事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、平成26年度標茶町上水道事業会計決算。

2、審査の期日、平成27年6月25日に実施をいたしました。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、(3)、附属書類等であります。

4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けた決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否か、予算執行の適否等につい

ても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付されました決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成27年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められました。

財務事務については、総体として適正に執行されたものと認められたところでありま
す。

審査の結果は以下のとおりということで、これにつきましても、数値的な事項につき
ましても省略をさせていただきます。8ページの結びの欄で、ここも簡単に要約して
申し上げます。

平成26年度上水道事業の経営成績は、総収益9,279万1,504円、総費用9,011万7,594円
の決算額で、差し引き267万3,910円の純利益を生じ、減債積立金として処分され、純利
益は減少したものの、おおむね例年の経営水準を維持しております。

財政状況は資産総額9億3,931万656円で、前年度と比較して4,480万9,119円の減少と
なっております。

当年度の資本的収支の総額は、4,805万6,526円で執行されております。

また、企業債の当年度末未償還残高は2億1,546万6,305円で、計画的に起債償還が行
われております。

水道使用料の未収金については、現年度分、滞納繰越分、それぞれについて収納対策
に努力されておりますが、当年度は761万6,810円で前年度より79万1,130円増加して
おり、今後も収納対策に努力を望みます。

あわせて、不明漏水が年々増加し、有収率も66.2%であり、原因の究明及び対策に努
められたい。

上水道事業経営は、給水人口の影響が大きく、当年度の給水人口は4,316人で前年度
から57人減少しており、また計画人口5,020人に対しての普及率は85.9%であり、今後
も人口の減少や水資源の確保問題などから給水収益は年々減少するものと予測されま
すが、安全で安定した水道水の供給のため、引き続き的確な水需要の予測、使用料の収納
対策、効果的な事業の執行による健全な経営、財政基盤の安定を図るとともに、公営企
業として住民生活及び生産活動などの公共の福祉の増進が図られるよう努められるこ
とを望むところであります。

以上で審査意見書の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（黒沼俊幸君） これより認定7案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第5号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について、各案ごとに歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行い、その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第6号及び認定第7号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、5款労働費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員(本多耕平君) 早くて見るのが大変で、また申しわけない、牧野関係でちょっとお聞きをしておきたいと思います。

まず、昨年度に比べて管理費が非常に今回は多うございます。その内容をお聞きしておきたいと思います。

特にその中で委託料が昨年と比べて非常に額が多くなっておるといことと、原材料の関係、こういうのもかなり変わっております。それと、備品購入、これについての差額、昨年度とはかなり変わっておりますので、それらについてお聞きをしておきたいと思ひます。

もう一点ですが、食材の供給センターのことでありますけれども、これは補正で組まれましたけれども、当初予算が3,200万円でした。それで、補正をして最終的にこの段階では決算ではかなりの減額になっておりますけれども、しかしながら、需用費ですとか委託料でもってかなりの金額が出ております。この内容についてどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思ひます。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 牧場運営経費の増加の内訳等についてのお尋ねでございますが、まず全体的に管理経費がふえているという点でございますけれども、平成25年度と比較しまして、平成26年度では約4%延べ頭数でふえてございます。その分経費としてはふえていることになります。

それと、特筆されるべきことなのですけれども、昨年度につきましては、夏場の雨、風といった災害、それから冬場の除雪に関する経費、そういったものが例年に比べて経費の増加につながっております。

もう一点、お尋ねのあった特に委託料がふえているという点でございますけれども、粗飼料の最終収穫方法を変更してございまして、グラスサイレージによって採取する畑の面積というのが飛躍的にふえてございまして、その分に関しては民間に収穫を委託するという、そういった方法になってございまして、その分ふえてございます。もちろん、飼料用作物のデントコーンに関しても、全てを委託してございまして、その面積もふえてきており、その分が委託料の増加につながっております。

原材料の増加につきましても同様でございますが、飼料用作物のデントコーンの種の購入費というのがこれまでにない分としてふえてございまして。

それと、従来、標茶町では育たないのではないかとされているペレニアルライグラスの追加播種による試験栽培というものを進めてございまして、そういった分の種子代というものがこれまでよりもふえてございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 食材供給施設にかかわる部分についてお答えいたしたいと思ひます。

ご案内のとおり、平成25年の10月に休館に入りまして、26年度中におきましては、同

様の形態での再開をにらみながら必要最低限の維持管理をしていくということで、予算執行してまいりました。委員ご指摘のとおり、年度当初には従来どおりの形での執行ということで、営業を行う形の中での委託料収入あるいは諸費用を見込んだ金額になりましたけれども、最終的にそのようなことにならなかったということで、不用な額について整理をして決算の状況になっているところであります。

その中で、決算した支出の内容につきましては、電気料、それから燃料費、それから基本料としての水道料ということで、基本料部分の金額がかかっております。それから、委託料の部分お尋ねありましたけれども、こちらについては電気関係、それから消防設備関係、給油設備関係の点検委託料、それに暖房の点検委託料も含まれますけれども、それら法定の必要なものについて点検をした結果、このような決算状況になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 牧野の関係の委託料の関係ですね。飼料収穫が当然ふえたということで増頭すれば必ず飼料の関係が出てくるわけで、それはよろしいのですけれども、前年度が約2,900万円強、2,900万円ぐらいだったのです。したがって、かなりの額がといますか、飼料収穫面積で委託されていると思うのですけれども、どのような飼料収穫への委託であったのかということと、何社にその委託を任せたのか、委託したのかお聞きしておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 業務委託料に関しましては25年度決算額で約1,600万円、26年度につきまして1,900万円ということで300万円ふえております。委員のご指摘のとおりでございます。内容につきましては、2番、これまで2番の採草に関してはグラスサイレージ調整しておりませんで、全てロールサイレージで調整しておりましたので、2番牧草の収穫に関する経費というのは約200ヘクタール分ふえています。それから、デントコーンにつきましては、前年度20ヘクタールであったところが30ヘクタールになっていますので、10ヘクタール分収穫に要する経費というのはふえています。

それから、こういったところに収穫をということでございますが、それぞれの牧草にしても、デントコーンにしても、それぞれの町内の農家の方と全てが収穫の時期と重なってしまいますので、そういったことでそこにぶつからないように収穫可能な業者さんというのに対応できる業者さんをお願いするわけですが、農協の子会社であるサポートセンター、それから利用組合、それから民間の3社、それぞれそのときの状況によってお願いして3社で1番牧草と2番牧草、それからデントコーンの処理というのを手分け

して行っている状況であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 最後になろうかと思えますけれども、牧草の2番の200ヘクタールというのは、これは今後ともといいますか、今年のことは来年度の決算になりますけれども、今後いわゆる農地管理上あるいはまた、昨年私もお聞きいたしましたけれども、いわゆる農地保全という意味で牧場の隣接する農家の2番の収穫をも考えているというお話だったと思うのですが、今後ともこれについては継続した事業展開といいますか、いわゆる近隣農家との関係も含めながら、2番牧草等々についての収穫も考えていくというふうに私理解してよろしいでしょうか。最後の質問です。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 酪農そのものを取り巻く環境というのが非常に不安定でございまして、現在のそういった草地の保全も含めた2番草の収穫の状況というのも今後の例えば離農の状況でありますとか、そういったことによって、また変わるのかもしれないけれども、現状の頭数とそれから夏場の特にお盆以降の天候不順によって、放牧地の草が不足みになるというようなことも含めて考えると、従来、牧場が管理している採草放牧地を2番に関しては放牧に回し、それから、できれば近隣の農家の方が処理し切れないでいる2番草については牧場のほうで収穫させていただくというようなことを大筋では考えております。ただ、今後のそういった周りの方の営農の状況に大きく左右される可能性があるというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。ご質疑
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、12款公債費について質疑を許します。ご質疑ご
さいませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ご
さいませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ご
さいませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、15款予備費について質疑を許します。ご質疑ご
さいませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ご
さいませんか。

深見委員。

○委員(深見 迪君) 7ページの住宅使用料、これが前年度に比べてふえているわけ
なのですが、収入未済額ですね。どういう困難な状況があるのか、どういう努力されて
いるのか、ちょっと聞きたいと思います。

○委員長(黒沼俊幸君) 管理課長・中村君。

○管理課長(中村義人君) お答えしたいと思います。

住宅使用料の未収額の内容でございます。この中身につきましては、原因と考えられ
るのは、やはり経済状況の悪化というものもあると思うのですが、そういったことが主な
要因ですとか、あとは納入者のいろんな要因によります経済状況によってふえているも
のと考えておまして、対応につきましても順次対応しているところであります。

○委員長(黒沼俊幸君) 深見委員。

○委員(深見 迪君) それで、収入未済額の未収金をそのままにしているわけ
でなく、いろんな努力されていると思うのです。その中で見えていることと
いいますか、単純に経済状況が厳しくなって払えないという状況が主たる原因
なのか、もう一度お願い

します。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 経済状況が主因であることは間違いないと考えていますが、その他といたしましては、入居者の払う意思が若干どうしても払うというような意思が少しいのかなと。中にはそういう方もいる状況であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 同じページの民生使用料の児童福祉使用料、これ45万円ほど未済になっているのですが、これ中身は何でしたっけ。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 児童福祉使用料につきましては、保育園の早朝保育、延長保育、一時保育、それから僻地保育所の使用料がこの中に入っております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 確認の意味で6ページの、先ほど監査の指摘にもありました、いわゆる農業費の分担金のことではありますが、これはかなり私が思うには固定化したような気がするのですが、いま一度、収入未済額のいわゆる事業の国営であるのか道営なのか、どんな事業なのか、例えば事業ごとの比率でいいのですが、ちょっとお教えをいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

収入未済額2億1,900万円ほどでありますけれども、この内訳につきましては、国営事業の現年分が約350万円であります。それから、同じく国営事業の滞納繰越分が2億1,500万円ほどであります。それから、道営事業の分担金が1件部分的な未済が発生しております、こちらおよそ25万円未済となっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 滞納繰り越しの多額なものがやはり国営事業であるというふうには、実は私も理解はしたいのですが、かなりもうこの国営事業が町内においてほぼ終了していますし、この1地区でしょうか、それとも何地区でしょうか、国営はかなりいろんな地区がやっていますけれども、このいわゆる滞納になっている事業名、国営のところは何地区あるでしょうか、地区名は結構ですけれども。

それで、これはよく館田委員が分担金の問題とおっしゃっておりますけれども、私も実はこれ本当は気になっているのですが、毎年何らかの形ででもいわゆる回収になって

いるのか、それとも全く滞納のままでストップしているのかということもお聞きしておきたいと思うのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず、滞納繰り越しが発生している地区数でございますが、こちらにつきましては4地区でございます。

それから、滞納繰越分納入の状況なのですけれども、平成26年度においても滞納繰越分で8名の方から13件分の調定に対して合計147万9,004円納入をいただいております。昨年も滞納繰越分の収入については150万円ほどありました。中には分納誓約に基づいて定期的に納めてくださっている方もいらっしゃいますし、ほかの要因で税のほうとあわせて整理する中でこちらのほうに納めていただく分が発生したということで一定程度まとまった金額の納入があったりとか、そういうような状況であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） この問題で最後にお聞きいたしますけれども、今、大変町内では離農、休農が進んで、厳しい状態にあるわけですけれども、この4地区の中で、いわゆる離農、休農して最終的に回収不可能ということは考えなくてよろしいのですね、町としては。何らかの離農あるいは休農するときに、農協も含めてこれの滞納分の処理の仕方については完全に話し合いといいますか、それはなっておりますね。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

この件につきましては、これまでも何度か議会のほうとやりとりをさせていただいているところでありますが、滞納繰り越しに至っている方については、ほぼ全員既に離農をされた方です。過去の離農処理の段階で、例えば財産を売り払いされるのですけれども、そのときに清算団体のほうの債権が先に充当されてこちらの債権が残ったというようなケースが多い状況であります。ですから、委員、この先回収ができるのかどうかという趣旨のお尋ねでありましたけれども、現状の滞納繰越分につきましては、先ほど申し上げたように、まず基本的には納めてもらうように促すと。ただ、現状の生活の中で納めることが著しく困難な場合については、この分担金、地方税に準じた形で処理を進めるということで決められておりますので、しかるべき措置もとらなければいけない、そういう可能性も含んでいるものというふうにして理解をしているところであります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

◎散会の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定7案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日10月20日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で、本日の委員会を散会いたします。

（午後 2時40分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会副議長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 黒 沼 俊 幸

平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成27年10月20日（火曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 認定第 1号 平成26年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成26年度後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成26年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 7号 平成26年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（11名）

委員長	黒沼俊幸君	副委員長	後藤勲君
委員	櫻井一隆君	委員	熊谷善行君
〃	深見迪君	〃	松下哲也君
〃	渡邊定之君	〃	鈴木裕美君
〃	平川昌昭君	〃	本多耕平君
〃	菊地誠道君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者（0名）

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
農林課長	牛崎康人君
住民課長	松本修君

保健福祉課長	佐藤吉彦君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	吉原平君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
監査委員	田中俊彦君
監査委員	川村多美男君
会計管理者	
兼出納室長	今敏明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(委員長 黒沼俊幸君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） 昨日に引き続き平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名、欠席なしであります。

(午前 9時58分開議)

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長（黒沼俊幸君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。昨日に引き続き内容質疑を行います。

初めに、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） ちょっと財政の健全化判断比率の問題とか基準の問題とか、そういうことについて質問したいのだけれども、それはどこでやればいいでしょうか。

(何事か言う声あり)

○委員(深見 迪君) いや、休憩でないものね。

○委員長(黒沼俊幸君) もう一回お尋ねください。

○委員(深見 迪君) 財務諸表とか財政健全化判断比率についてちょっと、今のところでやればいいですかね。

(「一番最後に」の声あり)

○委員(深見 迪君) 最後にやればいいですか。

○委員長(黒沼俊幸君) 今は認定3号でありますので、最後の7号のところをお願いします。

○委員(深見 迪君) わかりました。済みません。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員(深見 迪君) 132ページだったと思うのですがけれども……

(何事か言う声あり)

○委員(深見 迪君) ごめんなさい。歳出ですね。失礼しました。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員(深見 迪君) サービス事業勘定の居宅介護サービスなのですが、調定額が前

年度より減らしているのに、デイの未済額はふえているのですけれども、これはどうしてなのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） やすらぎ園長・春日君。

○やすらぎ園長（春日智子君） 深見委員の質問にお答えいたします。

収入が減の割に収入未済額がふえているというご質問でしたが、たまたまと言ったら失礼なのですが、現在デイを利用されている方が納めることがかなわず、ずっと未納で来ていました。そのことによって結果、多くの金額が未済ということになったということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 人数はどのぐらいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） やすらぎ園長・春日君。

○やすらぎ園長（春日智子君） 人数について申し上げます。

詳しい内容を説明させていただいたほうがわかりやすいので申し上げたいと思うのですが、実際25年度の決算では収入未済額が87万2,340円でしたが、このうち18万3,870円、これがデイの分7,900円、介護トータルしてなのですが、納められております。結果、平成26年度中に納めた額は少ないのですけれども、デイに関して言いますと、26年度に入ってから結果、3件で29万510円納められておりますので、結果、たまたま決算の中では未済額がすごく多くなっておりますが、利用者さん直接はちょっと高齢ですので、お話しできませんが、家族さんとお話しした結果、3件の未済額29万510円は27年度に入ってからすぐ納めていただいておりますので、26年度決算の中ではデイの未済額が多くなっておりますけれども、26年度の未済額でデイで6件で16万5,270円でした。その後、先ほども申し上げましたとおり、27年度に入ってからこの6件中3件、27年度の未済額も入りますけれども、合わせまして3件で29万510円納められております。結果、現在、1万円いかない額の何千円単位の細かいものもありますが、6件の未済がございます。人数にしますと3名の方となっておりますので、この方については個々に今現在もお話しして進めている段階でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 努力されているということがわかりました。

それで、繰入金、これは特養のほうだと思うのですが、繰入金のほうなのですが、25年度に比べると、26年度は倍近くふえているのではないかというふうに感じるのですけれども、それは主たる要因は何ですか。

○委員長（黒沼俊幸君） やすらぎ園長・春日君。

○やすらぎ園長（春日智子君） お答えいたします。

主な原因として挙げられるのが、まず事務報告書、決算書にも出ているのですが、入院患者が大幅にふえました。一昨年と、昨年と比較しまして、入院患者52名、あと人数、日数にしまして1,089日、入院患者がふえました。ということは、ざっくりした計算ですけれども、1日1万円というふうに計算されますと、1,000万円超える額が収入として入らなかったということも大きな要因かと思われまます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 今のところわかったのですが、たしか、25年度は5,000万円ちょっとだったですよ。それが、26年度の決算では1億円を超えているのではないですか。そうすると、今の1,000万円程度ではちょっと済まないような気がするのですけれども。これ1日1,000万円ということね。この1,000万円というのは全体で1,000万円ですよ。そうすると、かなり数字が追いつかないような気がするのですけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） やすらぎ園長・春日君。

○やすらぎ園長（春日智子君） あと細かい部分になりますけれども、定期昇給分の給料のアップと、あと正職員退職後の臨時職員採用によって賃金がふえております。それとあと、非常用発電機の設置費用とか、あと古い備品の購入とかでかなり金額を要しまして、投資的経費も膨らんだということも一つの要因かと思われまます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 今の最後のあれなのですが、そうすると24年から25年、25年から26年にかけて介護制度が変わったということは余り影響していないということなのですね。

○委員長（黒沼俊幸君） やすらぎ園長・春日君。

○やすらぎ園長（春日智子君） 大幅に変えて改修したのは平成27年度ですので、その分については今後どのような影響になるかというのはこれからのことかと思われまますけれども、26年度については大きな収入増減にかかわるといふふうには解釈しておりまません。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許しませんか。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許しませんか。

ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第5号を終わります。

以上で認定第1号から認定第5号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

次に、認定第6号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) これはページは各ページにわたっていますので、特には言いませんが、医業外費用の雑損失というのは消費税のことだというふうに思うのですが、この1,538万円、これはかなり多い金額だというふうに思うのです。

それで、まずそこからなのですが、結構きつくありませんか、これは。

○委員長(黒沼俊幸君) 病院事務長・山澤君。

○病院事務長(山澤正宏君) お答えいたします。

前年度と比較しまして、雑損失の額につきましては、510万円ほど今年度ふえております。これは消費税5%から8%に上がったことによる影響でございます。かなりのウエイト、全体的な支出の中でも大きいウエイトを占めているというふうに感じてございます。

○委員長(黒沼俊幸君) 深見君。

○委員(深見 迪君) 私がちょっと計算しているので、ひょっとしたら間違っているかもしれませんが、医業外費用の中でのこれ25%ぐらいになっていませんか。

(何事か言う声あり)

○委員(深見 迪君) いや、いいです。

(何事か言う声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) 深見委員。

○委員(深見 迪君) いいです。25%ぐらいになっているはずなのです、ちょっと計

算して。これ、2年後に10%になったら、かなり圧迫しますよね。それについては何か、対策は練りようがないですけれども、全体の医業外費用の支出にかなり負担がかかるのではないかというふうに推測しているのですけれども、事務長の考えとしてどうですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

将来的に今10%になったときの試算というのは細かく今現時点では数字は持ってございませんけれども、先ほど前年度と比較して5%から8%、3%アップ分では約510万円のこの部分ではふえたということで、これに近い数字がふえていくのではないかというふうに思います。そういった意味では、先ほど割合的にはおっしゃったとおり医業外費用の中の占める割合は25%ということですので、この割合がさらにもしかならふえる可能性は大であるというふうに認識しています。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 総括質疑でないので、つぶやきなのですが、何らかの手を打つというか、自治体病院を守るということは物すごく大事なことで、今、10%にならないことが一番望ましいのですが、これを消費税から外すというようなこととか、いろいろ手を打っていかねばならないのではないかというふうに私は思っています。これはつぶやきです。

外来患者が大幅減少したというのは説明も受けましたけれども、もう一度、私、前に以前はよく病院でさまざまな催しがあってお医者さんがいろいろ説明してくださったり、いつも下の部屋が満員になるぐらい、入り切れないぐらい町民が集まりましたよね。私も昨年、大分町立病院に貢献しまして、やっぱりそういう取り組みというのも物すごく大事だと思うのですけれども、この大幅減少の要因というのはどういうことが考えられますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

外来患者数に限りまして申し上げます。

今年度3,465人の患者数が減少しております。診療科ベースでちょっと数字を申し上げます。内科1,878人の減、外科502名の減、産婦人科852名の減、小児科233名の減という内訳になっております。全診療科目全て前年度と比較して減少しているということでございます。ちょっと内容についてご説明をさせていただきます。

まず、内科につきましては、平成26年4月より常勤医師2名の勤務状況が苛酷な勤務環境にあることから、町民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしているところでございま

すけれども、火曜日と水曜日の午後、休診扱いということでさせていただいております。そのことによる減少があるというふうに思っています。

外科につきましては、以前は1カ月とかという単位で医師派遣をしていただいたことがございますけれども、26年度は1週間とか2週間単位による短期出張という扱いになりまして、そういったことも外科の患者さんが減っている要因なのかなというふうに思っています。

続きまして、産婦人科、こちらは4月より分娩の休止をさせていただいているということと、あと、8月で産婦人科の医師が退職されております。その後9月以降は産婦人科の外来は札医大からの医師派遣ということで、月4日間の短期出張派遣ということに変わります。そのことによっての外来診療日が減少したことによって外来患者数も減少していると。分娩も休止をしているということも大きな要因かなというふうに思っています。主な要因としては、そのような分析をさせていただいているところでございます。

○委員（深見 迪君） はい、わかりました。いいです。

○委員長（黒沼俊幸君） いいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、財務諸表について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、決算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第6号を終わります。

続いて、認定第7号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 上水道の附属書類の中で若干触れられておりましたけれども、この過大配水量対策、26年度は一応漏水調査等々で桜町を中心に72万3,000円ほどの委託業務でなされたということで、住民のほうからもどういう結果だったかなということでございましたけれども、原因の究明対策に努めているところかどうかということであらうと思っておりますけれども、対策ということになれば、当然工事等々にかかわると思いますが、これは特に東日本大震災以降、この件につきましては調査等々を積極的にやっている

いうことを伺っております。26年度については、この市街地調査、これについてはどう
いう結果が出たかなと、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） お答えいたします。

ただいま決算附属書類の中でもご報告申し上げましたけれども、有収率、前年度から
さらに1.7ポイント下回って66.2%という有収率になりました。委員ご指摘のとおり、
平成23年以降、有収水量の低下という形で、原課といたしまして平成25年から配水管の
漏水調査という形で委託業務をしております。

ご質問にありました平成26年度の配水管の漏水調査につきましては、平成25年度調査
結果により桜町が一番多いという形で、その部分、桜地区の管路約7.3キロを水道メ
ーターのいわゆる路面音聴調査により深夜、一番水の使われていない時間により、実施
をしたところです。さらには、個別音聴調査という形で418個の水道メーターによる音
聴棒による漏水の有無という形を実施したところでありましたけれども、残念ながら漏
水音の捕捉が、発見に至らず、この結果として地下水及び既設下水道施設がふくそうし
ているので、なかなか判定に難易度があるという形で終了をしております。

水道の場合、先ほども申し上げましたとおり、表面に出てくると即日に修理対応する
わけでございますけれども、道路の下には下水道本管、雨水本管、地下ケーブル等々の
埋設物が布設されており、それづたいに水が走ることや、透水性のよい地盤のところ
におきましては、下のほうに浸透してなかなか表面に出てこないというのが現実でござい
ます。実は平成27年度におきましても、6月、さらには10月、10月につきましては、き
ょうの深夜から1週間かけて再度調査をしているような取り組みをしているところであ
ります。

いずれにしても、委員おっしゃられるように、原課といたしましても、限りある水源
の確保、当然有収率の向上の基本は漏水対策という形で考えておりますし、さらに道路
の陥没等の事故による人的被害の予防も含めて、この3点を柱に今後も計画的に漏水調
査を実施していきたいという形で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いま
す。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今ご答弁の中で27年度は新聞の折り込み等々で住民周知という
ことで、積極的になさっているのは理解しておりますけれども、ただ、漏水調査、26年、
25年の2カ月間で深夜の音聴調査、かなり難易度があります。ただ、これから、特に地
震等におけるのは本町にとってもこの先いろいろ懸念される場所でもありますから、も

もう少しその予算措置を、例えば漏水調査に予算措置を講じるとか、そういった年度計画において、もう少し住民に知らせるべきことがこれからは大事になってくるのではないかと。その辺のことをしっかりとやっていただければと思うのですが、これは決算の報告で次年度につきまして、そういった方針をどうするか、この辺ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 今、平川委員のご質問に対してお答えします。

平成27年度の方針の部分につきましても、先ほどご説明させていただいたように、まず原因としては漏水という部分が、これは間違いないという部分で原課としては考えております。ただ、その特定の位置ができていないという部分が現状の部分なので、地道な努力という形で潰していかなければいけないという部分で、スパン的には、近隣市町村のお話を聞くと、やはり長いスパンの中でそれぞれ漏水調査並びに耐震も含めてそういうことを継続的にやっていくという形で考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川さん、内容質疑だけにとどめて質問。

○委員（平川昌昭君） 多分ご指摘あるかなと思いながら、ちゅうちょしていたのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） はい、よろしく。

○委員（平川昌昭君） わかりました。それで、委員長、これ報告書の中で有収率に触れておりますが、財務諸表のほうに移ってもよろしいのですか、貸借対照表の中で。

○委員長（黒沼俊幸君） 次に、財務諸表をやりますから。

○委員（平川昌昭君） はい。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） ここの附属書類の中で、月平均1戸1立方メートルあたりが出ているのか。それで、ちょっと伺いたいのですが、1戸当たり月平均にしたらどのぐらいの水道の使用量になるのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） お答えいたします。

今、有収水量は41万8,470立米です。これは年水量でございます。それを現在2,178戸の方がご利用なさっておりますので、1戸当たり1年間192立米という形になります。

○委員（深見 迪君） 1年当たり？

○水道課長（細川充洋君） はい。それを割りますと約0.5トンという形になります。

○委員（深見 迪君） わかりづらいな。月平均だよ。24立方メートルぐらいに。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員、手を挙げてお願いします。

細川君。

○水道課長（細川充洋君） 訂正いたします。1戸当たり1.33になります。

（何事か言う声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 済みません。私の計算では大体24から25立米ぐらいかなというふうに思うのですが、これで、いや、ちょっとこれを出したのは、1戸平均大体どのぐらいの金額になっているのかなということをちょっと聞きたかったものですから、これもちょっと今計算されているのなら無理ですね。4,000円近くなるのかなというふうに思うのですけれども、それでは質問を変えます。

この標茶町の給水原価が1立米で215円35銭で供給単価が157円6銭というふうにはここに書かれてあります。それで、これは全道的に見たら、大体どのぐらいのランキングになるのかというのはすぐわかりますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、細川君。

○水道課長（細川充洋君） 今ご質問にございました全道の部分についてはちょっと資料は持ち合わせておりません。給水原価の同規模の全国平均の部分については給水原価につきましては250.08円、供給単価につきましては同規模全国平均で179.3円という形になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） そうすると、標茶の場合の水道料金の単価というのは比較的安いのかなというふうに感じるのですが、函館あたりはめちゃくちゃ安くて70円ちょっとぐらいですよ。羅臼あたりは300円超えていますよね。だから、それから見ると、それほど安いとも言えないのかなというような気はしたのですが、大体中ぐらいというふうに見ていいのですかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長、細川君。

○水道課長（細川充洋君） お答えいたします。

管内的には平均という形で理解をしております。なお、上水道料金につきましては、昭和59年から31年間、今現在まで料金改定を行っていないという形があります。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） わかりました。それで、これも未収金のことなのですが、前年度より79万円ほどふえているわけなのですが、この要因について教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 未収金の部分でございます。参考資料の17ページの中で平成26年度につきましては761万6,810円という形で、前年度よりご指摘のとおり78万5,130円増となっております。この部分につきましては、次期システム移行に伴い、年度最終月分の郵貯銀行の口座請求情報について確証性を欠くというおそれがあるとの連絡を受け緊急停止をしたところでございます。それにより、3月31日決算でございましたから、この部分の額がふえたという形ではありますが、最終的にこの額につきましては4月3日に納入されているという形になっております。

○委員（深見 迪君） いいです。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、財務諸表について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、決算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第7号を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 確かめなのですが、教育の関係で。教育の振興についてなのですが、見落としているのがあるかもしれませんが、ここに教職員の勤務条件を、前に質問でやりとりしたことがあるのですが、勤務条件の改善の記述が成果として載っていないのですけれども、これ載っていないのですね。載せなかったのですか。そういう成果はあるけれども、載せなかったとか、あるいは載っていないのか、かなり丹念に読んだつもりなのですが、ちょっとその辺教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

ただいま委員ご指摘をいただきました教職員の勤務条件にかかわる記載の部分でありますけれども、これまでも時間外、長時間労働の部分に関しましては、道教委の指導のもと、私どもとしまして、取り組んできた経過がございます。具体的に言いますと、

中学校でいけば部活動の指導体制のあり方含めて、それと勤務時間の制度等を含めてやってきた経過はありますけれども、26年度の教育の振興の部分についてはちょっと触れることがなかったということでご理解をいただきたいというふうに考えています。

○委員（深見 迪君） 載せていないということですね。

○教委管理課長（穂刈武人君） はい。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 3番目の4ページですね、保健福祉の充実のところ「介護サービス事業につきましては」という記述があります。4行目。これどこの介護サービス事業所、どんな事業のことをいっているのか具体的に教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

ただいまのご質問の介護サービス事業につきましては、介護サービス事業全般について指している表現になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 何かちょっとつれない答弁。予算執行の実績報告書ですから、町の予算にかかわる内容なので、それにかかわった部分の介護サービス事業全般ということでもいいですね。はい、わかりました。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 産業振興の部分で「TPPを始めとした貿易自由化交渉が地域に暗い影を落とす」という文章の中で、この文章を作成された段階では大筋合意というニュースはなかったのだというぐあいに思います。

それとあわせて、育成牧場で著しい変化が予想される国際情勢への準備としてペレニアルライグラスとか道内の残滓飼料の給与を行うなどの準備を進めたという項目があるのですけれども、そういう意味では、この程度のことで、この「著しい変化が予想される国際情勢への準備を進めました」という表現の仕方というのは、ちょっとこういう時代になって、こういう情勢になってどうなのかなという感じをいたしましたので、この辺の見解をお願いいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 実際に国際情勢がどのように変化していくのかということ、それから、どのぐらいの地点からどういった影響が出るのかというのは、委員もご存知のとおり、現状では全くではないですけれども、予想が非常に難しいことだと思っ

ています。今回、町内に新たにできた新法人がやはりそういった粗飼料を中心とした酪農のスタイルというのを実践していくための牧場として設立されていることでもわかりますとおり、標茶町の酪農においては、そのスケールメリットを生かして粗飼料の質を上げて、その分値段が下がるかもしれませんが、輸入穀物への既存度というのをきっちりと下げていくということは非常に大切なことだとまず思っています。そういった意味で、ペレニアルライグラスのような栄養価の高い、それから総量の多い、そういったものに関して栽培に取り組むというのが1つ。

それから、濃厚飼料の価格というのに一喜一憂するようなことでは、私どもも年間100万頭に迫る頭数を管理していきますので、そのところでそういったT P Pに限らずいろんな国際情勢、それから地球規模での気候の変化とか、そういったことに一喜一憂することのないような飼料の需給体制というのを整える必要があると考えておりました、そういったことで近隣から調達できる食品残渣、それからそれに類するもの、そういったものによって配合飼料の量を抑えて、置きかえて輸入穀物の購入量を抑えるという、そういった努力を始めたということでありまして、そのことでその激動する国際情勢に即、では対応できるのかと言われますと、そういったことではないと思います。

ただ、そういったことの積み重ねと、それからふだん申し上げておりますとおり、粗飼料を中心として、それから放牧を中心として寿命の長い牛を育てることによってそれを町内に供給できればいいというふうに考えておりました、それに基づいてそういった取り組みを積み重ねていると、そういうことでございまして、決してそのことで全てが解決するとかそういったことではございませんのでご理解ください。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 僕もそういう意味では、今説明されたことの意味はわかりますけれども、いかんせん、最近いろんな形で牛に与える餌等の問題でいろんな取り組みがされてはいるのですけれども、いろんなデータで結果的にコストが高くなっているというのが結構非常に多い。典型的なのがTMRとか、そういう事業なんかはそういう形で数字的にそういうぐあいに出てきているということも非常に考慮していかなければならない部分ではないかなというぐあいに思いますので、本当の意味でコストが下がるという部分を本当の意味といいますか、そういう検証をいま一度し直すことの必要性の確認をしたいなというぐあいに思っています。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 先ほども申し上げましたとおり、標茶町育成牧場は粗飼料を主体とした給与と、それから放牧を主体とした搾乳ではなくて乳牛の育成を行って

いる牧場ですので、そういったことをさらに徹底して、そういった粗飼料とか放牧草とかというお金のかからない分を極めていくことでコストのさらなる削減、それから安定というふうに努めてまいりたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） ちょっと渡邊さん。実績報告書についての質疑のみにあわせて、ご意見等は総括のほうでお願いします。

○委員（渡邊定之君） アドバイスを受けました。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） それではちょっと前後してしまいましたけれども、町長にお伺いしたいと思うのですけれども、今回先ほど申しました貿易自由化交渉の結果をいかように捉えているか。

（「それはだめ」の声あり）

○委員（渡邊定之君） だめなのですか。それはだめ。はい、わかりました。

○委員長（黒沼俊幸君） そうしたら、渡邊さんいいですか。

○委員（渡邊定之君） わかりました。

○委員長（黒沼俊幸君） 次の時間でやっていただくようにお願いします。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） 今回、公有財産でのこの普通財産、かなりふえているところもございませぬ。特にお聞きしたかったのは公有財産の中でこれは8ページに出ておりますが、この道路用地という欄を見ますと、この事務報告書には詳しく公衆用道路ということで取得されておりますので、17ページの報告書には細かく載っております。

そこで、例えば道路用地というのはほとんど虹別の農道の伴って、そのほかの農道改修に伴っての取得されたと。当初はこれ道路予定地としては道路の幅等々によって結果的にはかなりの筆数で取得されて7万4,215平米が道路用地として財産として計上されていると。これにつきましては、ほとんどが予定外であったのか。結果的にはふえているわけですから、ふえた道路用地に対する取得というのは当初から計画されていたのか、結果的にはふえているということでは道路の計画の中ではどういう整合を考えていたの

かということをお聞きしたかった。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

財産に関する調書17ページの道路用地の詳細についてですけれども、中身につきましては町道用地の取得でございまして、路線といたしましては、虹別61線、60線、それからルラン通り、萩野5号線、虹別65線、それから標茶中茶安別線の6路線の用地取得でございまして。筆数についてはちょっと資料を今持ち合わせていないのですが、この6路線の取得ということでございます。

それから、当初から予定していたかどうかということですが、町道の事業ですから、年度ごと毎年予定して取得をしているものでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 今の道路用地の取得というのは、大体説明で当初から予定されている公衆用道路として取得したと。

そこで今度は、普通財産の中でちょっと見たのですが、この1,186平米が今度は普通財産として宅地を取得されている。ちょっと報告書の中を見ますと、寄附行為で何筆かいただいたと、寄附行為をされていると、宅地につきましてですよ。これ出ていますね。お名前も載っておりますが、この宅地を寄附されて、なおかつ財産として取得された経緯というのを個人の方、載っておりますけれども、寄附行為された経緯というのをちょっとお聞きしたいなと思います。これ17ページに載っておりますので、事務報告書に載っておりますので。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

決算資料事務報告書の17ページにあります寄附された中の宅地の経緯といたしましては、まず番号2番にある方については、将来的に親族、家族、相続する方が直近にいないということで、生前に町のほうに寄附をしたいという方でございます。

それからもう一件、10番にありますが、1,783.03平米、この方につきましては、遠方、九州のほうに住んでおられる方でございまして、将来的に相続等が発生する前に親族の中で問題が生じる前に処分をしたいと。以前標茶町にも住んでおられた方なものですから、町で何か公的なものに使っていただければという形の寄附の内容になってございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） ちょっと総括的な質疑になりますので後ほど聞いたほうがいい

かなと思いますが、そこでこの行政財産の取得の中で、先ほど道路用地を聞きましたが、今度はちょっと戻るのでありますが、用悪水路、これ8ページの公共用財産の下の段にかなり、300万平米ということで、従来から用悪水路という位置づけというのは筆数、距離等によりますから相当膨大な財産とされております。たまたまちょっと目にとまったのはこの報告書の中で、今回2件ほど用悪水路の処分をしておりますね。北海道と農水省、これ2筆ございます。これは換算しますと、平米あたりにしますと、大体50円から48円ぐらいの処分ということで、ただ一方では、この行政財産の中で用悪水路が前年並みで動いていないと。そうすると、この処分の中の用悪水路の地積というのはどこに該当しているのかなと思って私も見ていたのですが、なぜそういうことを聞きますかという、後ほどまたお聞きいたしますが、この辺の処置というのはどういうふうになって数字上の載せ方、それをちょっとお聞きしたいなと思ったのです。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

事務報告書で処分している道道阿寒標茶線用地と、沼幌明渠排水路用地のもともどこの財産としてあったかという内容だと思われま。この地目につきましては公簿、登記簿に載っている地目ではございませんで、現況の地目を載せております。申しわけありません。間違えました。事務報告書に載っているものが登記の地目でございます、財産に関する調書の中身につきましては……

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

この2件を合計いたしますと面積で2,337.8平米となりまして、この財産につきましては調書の10ページ、普通財産の公有財産、その他のその他にあります土地ということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 用排水路の位置づけというのは法定外の水路、いわゆる準用河川とかそういう河川に充当しない、町のほうには先ほど言った300万平米以上のものを

持っている。多分これ距離とかによってかなりの筆数だと思うのですね。でも、工事に伴って今回は2筆ほど上部団体に処分された。当然これ用水路の財産としては減ってくるのではないかなと、報告書の中ですよ。そうすると、これ後ほど聞こうかなと思ったのですが、用水路の管理とか維持とかというのはどういうふうになっているかと、こうなってくるのですが、その辺の考え方というのは当然財産としてその他で減ってくるのか、用排水路の財産措置の中で減となるのか、その基本的な考えですね、その辺を、なぜその他なのですかということをお聞きしたかったのですよ。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

まず、用悪水路につきましては、行政財産ということで考えておまして、今回の処分の部分につきましては、普通財産のほうの部に入っております。その中で分けをしますと、その他にという表現をしているのですけれども、これがそういう分け方をしているということをご理解願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） ご理解というよりも地目の分け方とか、これ財産にかかわることなので、基本的なことをしっかりと認識しておかなければならない。例えば先ほどの寄附行為であったことにつきましては、理由わかりました。これ報告書を見て初めてこの細かなことを質疑するわけですから基本的なこと、たまたま普通財産であったから普通財産その他で処理したということは説明的には成り立たないのではないですか。例えば、報告書の中では、用途としては工事に伴って北海道、農水省の処分をしたと。これ用悪水路として地目ちゃんと載っているわけですから。そうすると、前ページの行政財産の中で処理したのですよということにはならないかなということで質問しているわけですから。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

今回処分した用悪水路につきましては、町としては行政財産の用悪水路としては位置づけしていない部分でありまして、普通財産として処理をしてきている財産となります。

○委員長（黒沼俊幸君） 課長、答弁終わりですか。

休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時11分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 用悪水路の扱いについてお答えいたします。

この財産に対する調書につきましては、地方自治法の規定に基づき作成しておるものであります。町有地につきましては、大きく行政目的を持った行政財産とそれ以外の普通財産の2つに区分されます。普通財産の中の土地の種類につきましては、ここの記載のとおり山林からその他のその他という区分に分かれておりますので、用悪水路につきましては、その他という区分で整理させていただいていることをご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で一般会計継続費精算報告書について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） この質疑は教えていただきたいとする質疑なのですが、財政力指数のことについてちょっと聞きたいのです。今までの報告の中で、健全化判断比率報告書について、これは全てクリアしていると。だから、標茶町の財政というのは健全であるというふうに報告がなされました。そのとおりだと思うのですが、ただ財政力指数についていえば、調べてみたのですけれども、これちょっと数年前の資料なのですが、標茶町は0.19ということで、今年度は幾つになっているのかな。全道で93番目に位置していて、管内13の市町村があるわけですが、11番目なのですね。これから見ると、この財政力指数というのはかなり低いといえますか、高ければ高いほど自主財源の割合が高いということになると思うのですが、このことと健全化判断比率が全てクリアしていると、しばらく安心であるということの整合性といえますか、これどういうふうに見たらいいのかということをお教えいただきたいなというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） まず、財政力指数の計算式であります。基準財政需要額割る基準財政収入額から算定されるものでありまして、こういってもなかなか難しいのですけれども、需要額というのは普通地方交付税を算定する際に標準的な団体の行政需要、必要な経費、議会費から始まりまして学校教育から農業経費から道路経費からさまざまな町役場として行わなければならない仕事についての必要経費を国が算定するものであります。基準財政収入額につきましては、ざっくり言いますと、町税とあと道税、国税の中で市町村のほうに交付されるお金をプラスしたものです。その割り算について出した数字が0.181という、約18%とかという数字になっているものでありまして、収入の割には行政需要が大きいという捉え方でご理解いただきたいと思います。依存財源であります普通地方交付税が多いという理由は、そういうことであります。

あと、健全化の関係につきましては主に公債費の関係ですとか、あと各、今は健全化法に基づいて、今までは一般会計プラス普通会計という決算で行っていたところですが、現在は特別会計から病院、上水含めた企業会計、さらには一部事務組合の決算まで含めた連結の中で財政運営が健全にいつているかどうかという判断がなされているところでありまして、普通地方交付税ありきで物を考えると、それなりに需要に対して収入がありますので、その中で落ちついたという言葉、表現は変ですが、落ちついた財政経営を進めている間については、健全な財政運営が進められるのかなというふうにご考えております。

○委員（深見 迪君） わかりました。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について内容質疑を終わります。

以上で認定7案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時25分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、認定7案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 簡単なところからいきます。

町の公営住宅等整備基準の共同施設の基準の児童遊園というところがあるのですが、その第13条に「児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて」、次なのですが「入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。」と、こう記述されています。毎年感じていることなのですけれども、幾つかの児童遊園地あるいは児童公園を回って歩いてみたのですが、ボルトがちょっと緩んでいたり、それから一番ひどいのは外側の柵、これの破損が非常に多いと。富士公園なんかは、この間の大風で公園の外の立木が折れて倒れて、公園の中に倒れ込んでいると。あるいは枝があちこちに散乱していると。それから、柵があれ危ないのですね、かなり。かなりもう老化していて、そしてあそこに四角い柵になっているのですが、外れているところがたくさんあるし、柵全体が外れているのを、折れ曲がって外れているを立てかけておいてあったりとか、あるいは桜の南団地というのですか、線路に近いほうの小さな遊園地なのですが、ここなんかは、さまざまな壊れたものが散乱して積み重なって置いたままの状態になっているというようなことが目につくのですね。そのほかもずっと見て歩いたのですけれども、そういうことについてぜひ冬になる前に片づけるなり、撤去するなり、あるいは安全策を講じるなり、冬になったらめったに子供たちはあそこに入るというふうにならないですけれども、逆に雪が降り積もったら、そういう危ないものはなかなかちょっと大変でないかなと、見えづらくてということなので、撤去して整備するべきではないかなというふうに思うのですが、どうですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 質問についてお答えいたします。

委員、説明ありました児童公園という質問でございますが、都市公園として管理している公園と、あと公住、そういった中にあります小さな公園等ございます。一応都市計画のほうで、建設課のほうで管理しております今質問にありました富士公園含めました公園についてご説明まず申し上げます。

都市公園につきましては、長寿命化という事業計画を持っております。公園の施設をどのような形で今後維持して長寿命化としてもたすか、安全に使用できるかということで、平成24年から調査いたしまして、それぞれの公園に対しましてどのようなサイクルで遊具、施設等を計画をもって整備しようという計画を持ちまして、今、交付金事業使いまして、その整備に努めているところでございます。

富士公園につきましては、遊具につきましては以前整備が終わりまして、今、安全な

状況で使えるようにしておりますが、質問のありました柵等につきましては、昨今この除雪等の影響等もありまして、あと雪等の形でかなり途中外れていたりとかいうことがありまして、建設課のほうでも、みずから溶接等を使いましてかなり補修は進めていたと認識しておりました。日々の点検も毎月1回は必ず回るようにしまして、特に昨年の冬の雪によりまして木の枝等の落ちも発見されましたので、それについても点検業務の中で清掃撤去等を行って進めておったところでございますけれども、ちょっと追いつかない部分で目につかれたのかなというふうに思いますが、当然、子供等が集まる場所でございますので、まず安全第一ということで、日々の点検、補修等は事業及び施設の管理について努めていきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） とりあえず、一番危険だなと思ったのは、富士公園の柵がかなり危険な状態にあると。それから、倒木がそのままになっている。それと、桜の公住のほうは、もう瓦れきというのかな、これがもう積み重なって雑然と置いてあるのですね。あれの撤去も、これはすぐできるのではないかと思うのですね。それだけはお願ひしておきたいなというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

公営住宅にあります公園につきましては、管理課のほうで所管をしております。委員今おっしゃいました桜の公住といいます、平家のほう……

○委員（深見 迪君） そうですね。

○管理課長（中村義人君） ですか。平家の部分、線路側のほうにある団地に1カ所あるのですが、その中で遊具等につきましては、25年だったと思うのですが、少し補修をしております、その後、瓦れきが積んであるというのはちょっと確認しておりませんので、きょう以降確認しまして対応したいと考えております。よろしいでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） それでは、2つ目の質問です。

土地開発基金条例、これ何年か前も私、質問いたしました。幾つかまとめて質問いたしますので、まとめて簡潔に教えてください。

この基金条例というのは、はっきりと基金の額は1億円とするということで、標茶の条例にも1億円というふう書いてあります。それでスタートしたのです。これ40年以上もたっているわけですね。40年以上前というと、さまざまな開発が全国で行われて、土地を購入するということがすごく必要になっていた時代で、そして、それをそのため

にこの土地開発基金条例が設けられて1億円という、とりあえず1億円というふうにして出発したものなのだと思うのですね。26年度末の現在高で言うと現金で1億6,000万円ぐらい積み立てていると。それから、土地保有でも合わせると1億円の3倍強の約3億1,600万円、これが基金の中に入っているのですね。これほど多く増額した要因についてまず一つは伺いたいと。

前に聞いたときは、長年にわたってだんだんたまっていったものなのだというふうにお答えしていただいたのですが、この3倍強の3億1,600万円のうちの土地の約1億5,700万円分の土地の用途、この予定は大きくこれを使うという予定はあるのかどうか、それをまず第1点目聞きたいと思います。

それから、これを売却するという考えもあるのかどうなのか、そのことも聞きたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

まず、条例にあります1億円という数字は存じております。そのふえた要因につきましては、後にありますこの土地の利用に関する質問があったと思うのですけれども、土地につきましては、まず用途のほうを先にお答えしたいと思います。

現在30筆ほどありまして、面積につきましては23万1,467.29平米ということで台帳に登載してあります。その利用につきましては、事務的な手続はまだということで、利用部分が決まっているものがありまして、1つが虹別の新しい公住の団地の部分、それから磯分内公営住宅の予定地ということでホクレンから新しく取得して今建てかえ等行っている部分、それと塘路の元村公園ということでの部分、それから塘路湖環境保全林ということで、これも登載をしております、これがまだ一般の財産のほうに行う事務がまだ済んでいないということです。それから、平和の工業団地がありますが、以前、舘田委員が1回質問していた部分があるのですが、緩衝林ということで、ヤンマー側の北側というのでしょうか、あの部分、一部緩衝帯ということで残っております。それについても今のところこのままで登載している状態でありまして、完全に基金で残っている部分、それらについては桜南団地の分譲した部分の買い戻ししていた部分が2筆、2区画、これが約600平米ほどあります。それから、もう1筆が営林署の跡地を平成7年に購入しております、取得しております、この部分がありまして、これが、今、土地保有の状況でございます。

ふえた部分というのは、取得してその後の処理がまだ未済だということで、そういう部分もでございます。

それから、今後の基金の土地の処分についてですが、まず桜町の2区画については、今後、利用の要望があれば処分していきたいと考えております。

それから、営林署跡地を取得した経緯といたしましては、当初公住の移転跡地ということで考えまして先行取得をしていたのですが、その後の社会情勢の変化等もありまして、移転という形には至っていない状況でありまして、これについても今後、利用予定が、需要があった場合に処分をしていきたいと考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 詳しく説明いただいたのですが、この30筆、23万1,000平米、これから見るとまだまだ余裕があるというふうに思うのですね。

それで、2つ目の質問なのですが、基金の効率的な運用に努めるということは、これは義務になっているのですね。条例で義務づけられているのですよ。第3条に「町長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。」と書いてありますね。それで、条例の5条では「一般（特別）会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。」というふうにもなっています。私はこれだけの余裕、私から見たら余裕があるなというふうに思うのですが、一般会計繰り入れによって効果的な運用をもうそろそろすべきではないのかなど。これ以上大きくこの基金を使って云々ということは余りないのではないかなというふうに思うのですよ。

もともと冒頭に申しましたように、この基金というのは社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得難に対応するため、四十数年前に自治省の通達を受けて設置されたものなのです。硬直した基金の状態をこのままにしておくのではなくて、住民に対して優先的に行わなければならない行政需要、この厳しい時期にこそあるのではないかなというふうに考えているのですよ。この土地についても塩漬けになっているような部分はないのかどうなのか。ならば、前、この基金はもう廃止していいのではないかと、実際に廃止している県もあるのです。という質問をしたら、それは廃止はできませんということだったので、いずれにしても1億円の基金の額に対してその3倍近く持っているわけですから、そういう点ではもうそろそろ動かし方を考えた方がいいのではないかなというふうに私思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 基金全般の運用方針についてのお尋ねでありますので、私のほうからお答えいたしたいと思えます。

26年度末の決算の中では、13基金ございます。おおむね34億円の残高があります。前

年度より決算年度中にも1億1,600万円ほど増加した状態で、非常に基金の額としては管理としては有効な残高になっているというふうに思っております。土地開発基金につきましては、条例で定めた中で、時代の背景もあると思いますが、必要があつて設けられたものと考えておりますし、1億5,000万円というのも、1億円の条例の中から時代の背景の中で積み重なって現在に至ったものと考えているところでありますし、条例でありますので、行政側だけではなく議会の皆さんと相談しながら必要な時期には条例の見直しについても検討することはやぶさかでないというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） この基金がつくられた背景から見ると、かなり社会情勢は変わってきているのだと思うのです。だから、そういう意味も含めてこの基金の活用の仕方ということを改めてまないたにのせる必要があるのではないかというふうに私は思うのですけれども、それはやぶさかでないという答えだったのですが、全く考えていなかったことでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 今後、新年度の28年度予算の編成も始まりますが、毎年、中期財政計画ということでおおむね10年程度の、向こう10カ年程度の財政推計を行っております。今後、皆さんご承知のとおり、大型な公共事業も予定されておりますので、全体の中でこの基金まで必要になる状況になったときには、条例でありますので議会の皆様ともご相談申し上げながら、活用方法について検討してまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） はい、わかりました。今、大型の公共事業を抱えているわけですから、必要なときにこれを動かすということはやぶさかでないということに理解したいというふうに思ひます。

次に、教職員の問題についてちょっと伺いたいなというふうに思ひます。

9月議会で教職員の勤務状態、これについて伺いました。これは道教委でない、国のほうで教職員の勤務実態調査なんかも行われているわけですが、非常に慄然とするような内容で結果が出ているのですね。それで、9月議会で聞いたときには町としては改めてやっていませんということだったので、この次質問しますのでご準備くださいという意味で私言ったと思うのですが、標茶のまず勤務実態について調査が行われているのかどうなのか、そのことをまず聞きたいというふうに思ひます。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

委員からご指摘ございました町内の教職員の勤務実態の調査というか、把握については現時点では私ども行ってはおりません。ただ、勤務実態にかかわって教職員の長時間労働といった部分については、これまでも、以前も新聞報道等、委員のほうから紹介がございまして、私どもとしてもその部分については課題があるというふうに認識をしているところでございます。

それで、この教職員の勤務時間、長時間労働の部分につきましては、これまでも道教委の指導のもと、具体的な取り組みも全道的に行っているところでございます。

先般、毎年やっておりますこの長時間労働、教職員の勤務体制の取り組みに関して調査がございました。これはそれぞれ各小中学校、町内の小中学校で調査したものがございます。

それで、具体的にどのような取り組みをこれまでされてきたかというところでございますけれども、まず1点が、これは中学校のほうに該当するのかなと思いますが、部活動のあり方でございます。これは全道的に校長会、それと中体連、あとPTA、体育協会、教育委員会の申し合わせ事項というのが数年前にありまして、それぞれ各学校で児童、先生方頑張っているのですけれども、週1回は部活動の休止というか、休みの日を設定するというので申し合わせ事項がございまして、これは具体的に標茶中学校でいきますと、土日に大会、対外試合とかございましたら、月曜日については部活動を休止するといったような取り組みが現在行われているところでございます。

また、あと先生方の勤務体系の部分なのですけれども、変形労働時間の導入ということで、週休日に係る振りかえの特例とか、勤務時間のスライドとかといった新しい制度もできてきてまして、その中で勤務体制の軽減を図っているという取り組みもこれまでされてきているところでございます。

それと、これは具体的に各学校で取り組みはしているところでございますが、定時退勤あるいは時間外縮減に向けた強調週間の取り組みということでそれぞれ取り組みがなされていて、先ほど言いました調査の中では、一定程度の効果が出てきているというふうに回答をいただいているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 標茶での勤務状態の実態調査が行われていないということなので、私の質問は質問がしようがないのですね。今、課長おっしゃったようなどんな取り組みをしたのかというのは、前はもっと詳しい内容で聞いています。努力もされている

と思うのですね。今日は時間どおり帰る日にしましょうとか、本当にそれが実態として実効ある内容で行われているのかどうなのかというのは甚だ疑問な点がありますけれども、頑張ってやっていると。だとすれば、私はこの実績報告書や成果に載せるべきだと、教育の欄に。こういうことしていると、こういう点で成果があったということを文章表記して載せるべきだと思うのですよ。

それはなぜかという、文部科学省が2014年に教職員の在校時間や業務負担に関する調査を行っているのですね。何よりもこれをやった目玉は、もちろん教育労働者としての労働のあり方について調査を行うという側面もありますけれども、文部科学省のもう一本の柱として、子供と向き合う時間の確保を目指すのだと。これはもうサブタイトルに出ているのですよ。だから、せんだってのいじめの問題にもかかわる問題として、子供と向き合う時間の確保を目指すということが非常に大事だと。だから、こういう長時間労働を何とか現場的に解消しようとする取り組みは、成果があったのであれば、この成果と実績報告書に文章表記すべきだというふうに思います。それは、こういう取り組みをやっていますとか、やったとかということではなくて、それでは成果にならないですから、その結果こういう改善が見られたというような内容でぜひ出していただきたいというふうに思います。

これは文部科学省の調査は、校長、副校長、教頭ともいいますけれども、それから教諭、事務職員、それから内容的に言えば、仕事の内容、それから部活動、クラブ活動、それから小学校、中学校に分けてそれぞれ毎日1日当たりどれぐらいの平均的な残業時間を行っているのかということが、全部はじき出されているのですね。これは抽出だと思ってしまうのですけれども。そういう意味では私はきょうはこれ以上質問しませんけれども、だって、実態調査されていないのですから、標茶での質問しようがないので質問しませんけれども、ぜひ実態調査されて、現場の声を聞いてほしいなど。どこが今の現状ではどうにもならない部分なのか。きょうは時間どおり帰りましょうという運動を進めたって、仕事を家に持って帰ったら何もならないわけですから、そういう点でぜひ調査をやっていただきたいなというふうに思います。これ何年かに1回、文部科学省は実態調査をやって警鐘を乱打していますよ。自分たちで余り教職員をふやさないで、ということだけやるというのもどうかなというふうに私思いますけれども、ヒアリングももう全国都道府県教育長協議会、これ全部ヒアリングの中身が載っていますが、回答も載っていますが、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、全日本中学校長会、全日本教職員組合とか、あるいは町村の教育長会とか、だから、教育長はヒアリングを受けたのではないかと思うので、受けていないですか。標茶は数に入っていない

のかな。ぜひ実態を調査されて、現実的にこの面での学校教職員の長時間労働の実態、教育に与える影響、これについて分析していただきたいなというふうに思います。これは私の質問と教育委員会との答弁の宿題に課題にしていきたいなというふうに思うのですが、ぜひお願いしたいと思います。よろしいですか。どうですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

委員ご指摘のとおり、子供と向き合う時間を確保するという事は、これは大事なことでというふうに私ども認識しているところでございます。

ただ、各学校の現場規模によりまして、また先生方の校務分掌とか、そういったことによってそれぞれ実態は違うのかなという部分も私ども認識はしているところでございます。

ただ、この実態調査をするという部分については、これからの課題という形で捉えさせていただきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 調査が出た段階で、また質問したいなというふうに思っていますので、合図をしてください、調査したときには。

次は、マイナンバー制度について伺いたいなというふうに思うのですが……

○委員長（黒沼俊幸君） 済みません。

○委員（深見 迪君） 時間ですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩しますので、午後にお願いします。

○委員（深見 迪君） わかりました。

○委員長（黒沼俊幸君） よろしいですか。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時06分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

深見委員。

○委員（深見 迪君） それでは、マイナンバー制度について少し伺いたいと思います。

きょうから通知が始まるのですね。それで、その進捗状況、準備は万端整っているのか、それから通知の方法、予想されて今いろいろ問題になっている通知漏れなんていう

状況は想定されるのか、その場合の対策等についてちょっと最初に伺っておきたいと思
います。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

ご承知のとおり、マイナンバー制度、いよいよ10月5日からそれぞれ進められて、J
-L I S（ジェイリス）国の委託機関でありますJ-L I Sのほうからそれぞれ個別に簡
易書留で送付をするということで10月5日以降ということで、新聞報道によりますと、
20日から北海道部分で流れるというような情報も流れていますけれども、簡易書留でそ
れぞれ配付されることでもありますから、多少時間等がございますので、今月中に配付さ
れるかどうかというのは私どもはまだ情報は得てございませんので、なるべく早い時期
に送付されるということで承っております。

それで、準備ということでもありますけれども、それぞれ前に9月議会でもお話しさせ
ていただきましたが、番号通知がなされた後にそれぞれ今後のマイナンバーカードの申
請行為が今度移ります。その部分の申請行為をなされた後の部分で私どもが対応するこ
ととなりますけれども、その前に今ご指摘があった通知漏れ、あるいはそれぞれ各家庭
との連携というか、質問事項の部分を含めてそれぞれ対応するというので、今、総合
窓口の、総務課が対応しますけれども、住民窓口、住民基本台帳の部分の窓口でありま
す住民課を含めてそれぞれ対応することとなっておりますので、ご理解いただきたい
と思えます。

なお、通知漏れの想定については現時点では想定してございませんので、ご理解いた
だきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） これに類したナンバー制度がさまざまな国で先に執行されて、
アメリカなんか随分早くに社会保障番号でつくったりしてやっているわけですが、今に
わかに、にわかというか、こういう国々でいろんな問題点が明らかになって廃止する
とか、凍結するとか、交代させるとかというような問題点が出ていると思えます。まず、
その諸外国での状況をどの程度把握されているのかということ、それから、まだ番号通
知もされていないのに取扱業者への贈収賄事件が新聞報道でもあったように起きていま
す。あれなんかは、金をもらった者は逮捕されたのだけれども、金をやったほうは時効
だということで逮捕されないと。そういう悪徳業者というのかな、時効にはなったけれ
ども、そういう体質を持った業者がこれを取り扱うということで、そのほかに情報漏え
いや成り済まし詐欺がずっとマスコミで取り上げられていますけれども、標茶町ではこ

れをどのように防ぐか、対策をきちんととっているのかどうか、これをちょっと伺いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

1点目のそれぞれマイナンバー制度、これまで各諸国で実施されてございます。それぞれ国の特徴等ありますけれども、本国におきましては、国の制度でありますから、国に基づいてそれぞれ調査をしながら進めているところと理解してございます。その部分の受託事務でありますので、私どもがそれに基づいてどう整理をし、きちっとした制度の中で進めていくかという事務処理の部分で理解してございます。諸外国の諸問題については、私どもがどう理解するかという部分では全てそれぞれ対比等はしてございませんので、その辺は国のほうで実際にされているというふうに理解してございます。

それから、2点目の国の職員の不祥事、この部分については制度と、私どもは制度とはまるっきり関係ないとは申し上げませんが、論外というふうに私は認識してございます。実際に制度でなくて本人、職員の公務員としての部分が欠落しているという部分で理解してございます。

今後こういった部分を含めまして、あらゆる不祥事は論外ですけれども、成り済ましとかそういった部分の被害に遭うような形がそれぞれ新聞報道でされてございますけれども、全てこういった部分での本町の対応については相談をしながら、あるいはそれぞれ各関係機関、警察等も含めてですけれども、国も含めてこういったことのないような形でどう被害に遭わないようにするかというのは、総合的なそれぞれ各関係機関で行うべきというふうに理解していますので、本町もそういう部分で、あるいは住民の部分では相談の部分では乗っていきたいというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 前段課長が国の制度なので国の法律に基づいて行うことなのでという話だったのですが、そもそも私、諸外国の例についてここから学んで、そして住民に被害が及ばないような対策を町としてもとらなければならないのではないかと思いますので、思いで質問したのです。

イギリスなんかは、もうさっき言ったカードの発行が今度仕事になるだろうと言いましたけれども、こんなことはすべきでないというふうに思っていたのですが、国民IDカード、イギリスですね、これ人権侵害の危険があることや、もう巨額のお金が浪費されるということについて廃止に踏み切りましたよね。同じような制度なのですよ、これ。アメリカは流出、不正使用被害が年間で20万件というふうに行っているし、韓国

は1億人を超える漏えい問題が発生していますし、それからスウェーデンは成り済まし詐欺ですね、これが横行し、犯罪の温床になると。ドイツでも行政機関への番号使用を規制するなど、極めて限定的な運用を行うようにしているのですよ、ドイツは。

だから、そういう意味では、私はいまだにマイナンバーとは何だろうかということで、住民がなかなかよく理解されていない部分があるというようなことで、国の制度だから国の制度に基づいて粛々とやるということだけでなく、事故や犯罪を防ぐため、それから住民の被害を食いとめるという、そういう意味で私はそっちのほうにきちっと目を向けながら、そこから学びながらきちんと対応をしていかなければならないのではないかと。役場しか頼るところがないわけですから、この点についていえば。まさか自己責任というふうには言わないだろうとは思いますが、そのことをまず国の制度のとおりやるというだけでなく、そういうことにも学びながらも自己を防衛していくという、犯罪を防衛していく、住民を守るという、そういう立場に立ってほしいと思うのですけれども、どうですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

深見委員のおっしゃるとおり、住民を守る立場というのは当然であります。その意味でどう住民の方々が安心して暮らせるかというのが行政の役割だというふうには認識してございますので、考え方は異にしてございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

ただ、今回の制度については先行して税と社会保障とそれと防災の部分でありますけれども、この部分でそれぞれメリットとデメリットがございます。そういった部分をきちっと理解をしながらこのデメリットをどう少なくするか、あるいは今後住民に対してどういうメリットを広げていくかということも安全対策を含めてですけれども、どう進めていくかということも今後の大きな検討課題であるというふうに理解してございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 政府のほうでは、今後、国民の預貯金や健康診断情報、民間機関が扱う情報にも、これを拡大しようとしている、報道されています。さらに、医療情報、自動車の登録など含めてどんどんこれを拡大していく。つまりIDカードに個人の情報がさまざまな情報がどんどんたまっていくということですよ、集積されていくと。こういうことについて正式に国のほうから何か連絡が来ていますか。そして、同時に役場としても今後そうなるだろうなんていう予測をしているのかどうか、伺います。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 将来的なそれぞれマイナンバーの活用については通知等は
まだ来てございません。ただ、マイナンバー制度の部分でそれぞれ現在先ほど言いまし
た3項目以外に各自治体でこの番号を活用した一例を言いますと、図書の貸し出しのど
きにこの番号を使うだとか、そういう部分での活用もそれぞれ自治体で考えてくださ
いという部分ではございましたので、先ほど申し上げましたとおり、今後のこういった部
分も含めてマイナンバーの住民に対していいサービスを提供するということの考えも1
つありますから、そういった部分での検討ということで理解してございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 私は本当にこれが一たび動き出すと、住民に被害が間違いなく
及ぶのではないかというふうに思って心配して質問しているのですけれども、課長のほ
うは自信満々で答弁されていますので、信頼したいと思うのですけれども、これをこの
リスクを軽減することを目的として、特定個人情報保護評価というのが出ていますよね。
この特定個人情報保護評価について、これは実施が義務づけられていますよね。その点
についても答えていただきたいのですが、これの準備は完了しているのかどうか。

それから、私一番問題だなと思うのは、対象人数によって評価の厳しさが違うのです
ね。本町みたいに2万の町村はすごく軽く見られているというか、30万人以上はそれほ
ど多くは全国的にはないのですけれども、ここなんかは第三者機関を設けてしっかりこ
れをやることになっているのですが、1万人未満のところは基礎項目評価、つまり委員
会に、委員会のもうメンバーもご存じだと思うのですが、今5人で編成されていますか、
行く行くは7人になると言っていますけれども、基礎項目評価書を提出した後にそれを
公表すると、ただこれだけで、第三者機関とかほかの専門機関が、この第三者機関とい
うのも私は余り信用していないのですが、でも少なくともその第三者機関やほかの機関
が、つまり役場以外の機関が評価をいろんな点から見ていくという仕組みになっている
のですけれども、標茶町のような、本町のような小さな人口の町では基礎項目評価だけ
で終わりなのですね。同じ国民なのに、同じ制度がおりにくるのに、セキュリティーの
重みが全く違うのですね。これはやっぱりおかしいのではないかなと私思っているの
ですけれども、そういう点で役場は不満を持っていないですか。これについて伺いたい
と思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

1点目の特定個人情報保護評価に関しては、本町はこの評価は該当する部分は終えて

ございます。それで公表もしてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、人口動態でそれぞれ評価の部分が違うというご指摘でございますけれども、ご指摘のように、本町は1万以下ですので、その評価に基づいてのそれぞれ対象物、対象項目等を含めてしてございますので、その部分で不満等規制の内容については特にこの基準に基づいてそれぞれ事務量を含めてそういった区分しているというふうに理解してございますので、この部分については特に問題はないというふうに理解してございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いや、問題意識を持ってほしいのです。だって、これによる犯罪を防ぐということが、それは目的なのだけれども、やわらか過ぎるのですよ、その防ぎ方が。情報漏えい等のリスク軽減を目的としてだから、軽減なのですよ。だから、前に町長が答弁されたように、あらゆる問題で漏えいが全く100%ないということはありませんとおっしゃられましたけれども、私もそれは、そういう危険は常につきまとうというふうに思うのです。だけれども、最初から軽減を目的とすると。そして、30万人以上に第三者委員会を設けて、より堅固なセキュリティーの制度をつくるというのは、人口が多ければそれだけ被害が大きい、大きく広がるだろうと。だから、30万人以上はこれだけ強化するのだと。1万人以下は仮に何かがあったにしても被害の人数が少ないだろうから、この程度で済ますのだという、これ政府の説明がそうなっているのですよ。これ不満でないですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

それは政府の部分の区分けというか、区分の部分の人口動態によつてのそれぞれ項目別に区分している部分でありますけれども、全て個人情報については守るべきことで、個人情報保護条例に基づいての基本的な部分がございますから、それに基づいて実際に私どももきめ細かな部分で番号だけによらず個人情報全てについてそれぞれ対応いたしますので、理解をいただきたいというふうに思っています。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 私はやっぱり対象の人口によつてセキュリティーの強化の度合いが違うというのは違うのだと思うのです。やっぱりどんなに田舎にいても、それはきちんと守られなければいけないというふうに思うので、ここからもう間違っているのではないかなというふうに思うのですね。

それで、これ役場を疑って言うわけでないですけれども、この特定個人情報保護評価

について、もう既にコピペやベンダーなんかを使うのだというところも、ちらほら聞こえてくるのですよ。まさか標茶の役場は自分でつくらないということですよ。何か写してきて、それをそのままという、これはないでしょうね。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

本町では特定個人情報保護評価については直でじかにやってございますので、今後もその部分は同じような取り扱いで進めたいというふうに考えてございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） わかりました。多分これは、この制度というのは大きな被害が国民に及ぶのではないかなということを私はすごく感じます。それで、長くは続かないのではないかなというようなことも思っています。そのことを最後に私の考えを述べて、このマイナンバーについては終わりたいというふうに思います。

それで、最後の質問なのですが、この主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書に私は、いわゆる社会福祉の例を挙げれば高齢者や児童福祉について、これはもちろんお金の絡むことではありますけれども、民間の事業所がやっぱり高齢者の生活を支えていると、あるいは児童デイサービスにおいても学童保育に私この議場で何度もあそこの町が公設している学童保育に特別な支援を必要とする子供たちをちゃんと入れてくれということを行いましたけれども、なかなかそれは実現しなかった。それで、NPO法人を親たちが立ち上げて児童デイサービスを今行っているわけなのですが、結局、障がいを持った子供たち、特別な支援を必要とする子供たち、この子供たちの放課後児童健全育成事業、これは児童福祉法にちゃんと書かれてある内容ですけれども、これを下支えしているのはそういう民間の事業所なのです。

介護もそうですよね。もう少し私は、ここに確かに町長が約束してくれたとおりに書いてありますね、きちんとそのことについて、福祉のところではそういう記述があります。極めて、これは予算に関する決算の実績報告書や施策の成果ですから、仕方がないといえば仕方がないのかもしれないけれども、きちんとここで「社会福祉協議会、関係機関・民間事業所、NPO法人などとの連携を進め、施策の推進を図ってまいりました」と書いてあるのですけれども、もっと具体的に記述してしかるべきではないかなというふうに思うのですね。

私、内容審議のときに介護サービス事業についてはどこの事業所のことを言っているのですかと言ったら、町がやっている事業所の全般ですというふうに答えられましたけれども、これはもう大変な苦勞で今の標茶の少子高齢化の社会を下支えしている民間の

介護事業所あるいは児童デイサービス、このことについてもっと詳しく評価をすべきでないかと、記述すべきでないかというふうに思うのです。だって、例えば児童デイサービスを立ち上げるときにだって、町の福祉課が大変な力を注いでいろんなアドバイスも行ったり、でき得る限りの努力をされて、そしてあの児童デイサービスができたわけですから、介護事業所もそうですから、そういう意味では町のやっぱりやってきたことの成果なのだと思うのです、あれもね。だから、そういう意味で、この記述についても、きちっともっと具体的にそういう民間を励ますような成果の記述にすべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 全般的なお話ですので、私のほうからお答えをしたいと思いますけれども、私どもはこれまで社会福祉に限らず、まちづくりのさまざまな場面で住民の皆さん、民間の皆さん方とともに力を合わせて、汗を流して支え合ってやってきたということを常にあらゆる場面で私どもは申し上げているつもりであります。

したがって、まちづくりの全般的に、例えば教育に関してもそうでしょうし、産業の振興から、あらゆる場面でそのことというのは私どもとしては触れたつもりでありますけれども、この部分をもっと詳しく丁寧に書くべきだということであれば、それは委員のご意見として承って、来年度以降どういった……。ただ、これは社会福祉だけではなくて、まちづくり全般にわたってのお話だと思いますので、そこら辺の公平性等々も考えながら、検討させていただきたいと思っております。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 1番櫻井であります。私は3点お伺いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、公有財産の中における標茶霊園、これについてお伺いしたいと思います。

皆さんも、祖父母、その他身内の方が霊園に眠っておられるのではないかと思うわけがあります。その霊園が、まず至るところ、墓石と墓石の間に通路があるのですが、そのところの通路がひび割れしたり、あるいは穴があいたり、舗装が薄いのかどうかちょっとわからないですが、そういう状況にあるということが1つ。

もう一つは、その霊園の中で1区、2区、3区から6区までの区画があるようですが、3区と2区の間のおり口、外周道路があつてのおり口、こここのところの傾斜が非常に強い。それで、春先など除雪し、お参りに行こうとするのだけれども、どうしても日差し

があり、夜はしばれるという中で、傾斜がきついから、年寄りが多くお参りに行くわけですから、そういうときに滑ったり、あるいはけがをしたりということがあったと、こういうふうに聞いておるわけですね。現場に行って見てこれればわかるのですが、私も写真は結構撮ってきてありますので必要だったら後でお見せしますが、そういうひび割れていたり、傾斜がきつかったところに対する補助的な柵であるとか、そういうことをできるものかできないものか、考えているのか、それをお聞きしたいのが1つ。

それから、5区の中に中央階段があるようです。その中央階段の一部が手すりがないと。5区の上段あるいは6区の下段、これについては設置してある。途中がないのですね、手すりが。これをつける気があるのかどうか。まずそこをお伺いしたい。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 櫻井委員のご質問にお答えさせていただきます。

墓石、新墓地の大きく工事につきましては1区、2区という形で2回に分けて造成しておりますけれども、1区のほうにつきましては、経年している関係で園路のほうも傷んでいるところもあり、その都度、補修等を行っているところでありますけれども、委員ご指摘ありましたところ、それが全部補修できているという状況にありませんので、その点につきましては、補修等をしていきたいと思えます。

また、3区、2区のおり口がきつい、傾斜がきつくて転倒等あったということだったので、私達のほうではちょっとそれをお聞きしていなかったのですが、それと含めまして、次の質問の手すりの関係で、手すりにつきましては造成当時なかったのですが、その後、区画の使用の申し込みによりましてそこを使う方がふえていくと同時に上のほうからと下のほうからと2年程度に分けて手すりを設置しております、その5区の部分についても使用者がふえてきたら設置していくというような考えでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 1区、2区に分けて舗装をしていったと。それで、古いほうが傷んでいるよと、こういう話ですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） はい、そうであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 住民課長は、この霊園について最近行っていますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 年に一、二回程度、霊園のほうには行っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） ならば、私が今言ったことは十分理解していると、こういうふうに理解してよろしいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 園路が傷んでいるということにつきましては認識しておりますが、傾斜がきつい箇所についてはちょっと認識しておりませんでした。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 認識している。

○住民課長（松本 修君） おりませんでした。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） ならば、早速行って現状をきちっと見てください。そして、課長の責務において、この件についていつどのようにやるのか、これは12月でもいいですから、私再質問しますので、そのときにお答え願いたい。この墓地については次の質問もありますので、このぐらいでやめておきます。

次に、食材センター、塘路にありますね。これについてお聞きしたい。

26年度予算、これ僕ちょっと聞き逃して申しわけないのですが、維持費に幾らぐらいかかっていたか。もう一度お聞きしたいと思います。だめですかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

燃料費から保守点検委託料までで合計で296万6,804円であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 維持費に毎年二百数十万円かかっていると、こういう状態にあるのですが、今後の方針、この食材センター、どのように活用していくのか、そこをまずお伺いしたいのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 施設につきましては、今、農林課所管のところでありまして、今後の部分につきましても観光を含めてのこともありますので、総体的な部分としてお答えしますけれども、ピルカ・トウロの方針といいますか、そういう部分につきましては、これまでも質問の中でお答えしてきましたが、今日までのあり方という部分も含めてやってまいりました。その中でこれまでと同様に食材といいますか、食のメインとしてやっていくか、それから観光を含めてやっていくか、それとそれぞれ違う方針で進

めていくかというようなお話もありましたけれども、それはそれぞれ確認しながら、先般、地域のほうのご意見も伺いながら方針を定めていきたいと。もう一方では、郷土館の耐震の関係もございますので、そういう部分で進めています。その中では、先般、塘路の地域振興会等ともお話をしてまいりましたが、今後、郷土館としての活用といたしますか、そちらのほうも方法としてはあったわけですが、それについても異論はないと。それからまた、地域の観光業者の体験等の充実もあわせて期待をするというご意見もいただいておりますので、それらも含めて、今後、総体的な地域振興策として方針を近々定めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 今後も食材センターはどういうふうになるかわからんけれども、地域住民の声を聞きながら維持していくのかどうするのかということになるのかと思いますが、まず1つ、私がここで何を言いたいかということは、使うなら使う、壊すなら壊すと、きちっとしたほうがいいのではないかと思うのですよ。なぜかというと、前にも私は係の人をお願いして、あの躯体から裏山に続く渡り廊下があるのですよ。あれが壊れている。倒壊して、けさ行ったら完全に落ちている。残っているのは何かと云ったら、柱だけ残っているのですよ。あと、鉄でできた手すりがぶら下がっている。

危険だから、いいですか、危険だからきちっとした対応をしてくださいよと言ったら、即やってくれた。それは、白い看板に危険と書いてぶら下げてあった。黄色と黒の虎々のロープで柵をして、それで入らないように三角のコーンを立てて、こんな程度で終わっていた。これでは一時しのぎ的なものなのです。僕がそのときに言ったのは、そういうところ、郷土館があって、子供たちも来るし、子供たちというのは冒険心が強いからそういう危険なところに行きたがる、事故でも起きたら大変なことになるから対応してくださいよという話をした。やってくれた。だけれども、それは一時的なものであって、きちっとした対応ではないと私は思うのです。なぜならば、階段は落ちているけれども、まだ躯体の一部、柱が腐って落ちている。上のほうの屋根なのか桟橋なのか知らないけれども、それも落ちかけている。早くこれを取り除かないと、事故でもあったときには大変だから、まずそれが1つ、忠告しておく。

それから、草も刈っていない。町の施設というのかもしらんけれども、廃屋ですよ。やはり管理をするということになれば、金をかけているのだったら、ちゃんと聞いてください。そういうことをきちっと管理していただきたい。この二百何十万円の金のほかに、そういう草刈りなんかもして維持していくことが大切でないかと、こう思うのですが、いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時47分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 確認したいと思います。今後の方針については今後あるということ、これまでというご指導のもとには私は聞こうと思うのですが、1つ確認したいのは、さっきも言った棧橋ですか、その危険性を伴っているから対処してほしいと、これについてだけ確認したいと思います。直していただけるものと理解してよろしいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員ご指摘の箇所につきましては、建物の2階から遊歩道につながる通路の部分でございます。以前教えていただきまして、おっしゃるようにより一時的な措置でありましたけれども、付近に子供が来た際に事故がないようにということで応急的な措置はとらせていただいているところであります。

最近の状況、雨風もありましたから、傷みが進んだものというふうに思われるのですが、直近については現地を確認しておりませんので、直ちに確認をしてしかるべき措置をとりたいというふうに思っております。ただ、建物本体にかかわる部分については、かなりな補修費がかかるおそれもありますので、その際はどの程度の処置が最適なのか、十分考慮しながら措置をとりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） そういうことで補修していただく、あるいは撤去していただくということになれば、この件については引きたいと、こう思います。

もう一つ、これはまた違うと怒られるのかもしれませんが、郷土館についてお伺いしたい。

この道新の釧路・根室版に「お宝発見」という、こういう記事が出たわけですが、これを見て、ああ、我が標茶にもそういうお宝というものがあつたのだなと、ほっとしたようなわけでありませぬ。しかし、これも26年度には耐震工事をやるためにそういう委託

して百七十数万円かけてその結果が出ていると、こういうふうに思うのですが、その後、27年度になっても全く進んでいないと。これは一体どういうことなのですかね。計画について、それもこの場では発言だめなのですかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） 櫻井委員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、郷土館は明治19年に建設されてこととして130年近くとなりますが、木造の2階建てであります。いずれにしましても、古い建物ということで現状が実際どうなっているのかということと26年度に建物の現況調査を実施いたしました。その結果を踏まえて、現在、改修に向けた全体構想を協議しております。今後は郷土館運営審議会、文化財専門委員会、さらには地域や関係団体との意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、通常の非木造建築物ではありませんので、どれだけの費用がかかるかも現在のところ詳細には決定しておりません。ただ、一定の大きな財政負担も想定されますので、補助等の財源確保も含めまして、住民の皆様に説明できるだけの準備を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） その方向性というのは、いつごろ具体的に提起できそうですかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

実は、耐震改修に係る国、道の補助金等が現在の郷土館の建物に対して、なかなかその対象となる制度がありませんでした。ただ、最近の情報によりますと、道の補助制度の中に対象となる可能性がある項目が28年度に向けてできるという情報もつかんでおりますので、そこら辺の情報を把握しながらそれと抱き合わせ、また、そのほかのことも含めまして、まずは財源確保、それから郷土館という標茶町にとっては貴重な歴史的建造物でありますので、そういったことも住民の皆様にその価値をしっかりと説明できるような準備を進めていければなというふうに考えておりますので、もうしばらくお待ちください。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 大体28年度にはそういう対象となるような項目が見つかりそうだとことなので、それ以降に期待すると、こういうことで締めたいのですが、いかんせん私も標茶高校出身ですから、我が母校にある、当時は軍馬補充部跡ということで

結構懐かしい建物で、こうやって見れば非常にレトロな感じで歴史を感じるものですが、ちょっと傷みが激しいので、早く修復その他をやっていただきたいと、こう切望するわけでありませう。

私の質問は、このぐらいで終わりたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませうか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） では、櫻井さん、大分気が上がってましたので、私は静かにこれから何点かお聞きをしたいと思ひます。

実は私も農業なものですから、特に農業関係が主体だったのですけれども、今回、最初に保育所のことでお聞きをいたしたいと、このように思ひます。

本町における少子化ということ、子ども・子育て支援、この取り組みについては一層促進をしていかなければならないと、このように思っておりますし、行政自身がそのような形で動いていることは私も思っております。

その中で、保育・教育事業に対する町民のニーズに答えていくこと、また、それに理解をいただくことが最も重要なものと考えております。

ここで改めてお聞きいたします。

第1に、年齢別の保育料金をいま一度お聞きしたいと思ひます。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思ひます。

年齢別の保育料ということのご質問なのですが、まず今年度から新制度に移行しまして、保育料も3月の議員協議会の中でご説明をしたかと思ひのですが、3歳児未満と3歳児以上の二種類にまず分かれていませう。あとは、その方の所得階層によって3月以前は10段階に区分されていませうが、新年度からは住民税を基本とするということで、さらにその差額、保育料が極端に上がらないために、国が示しているのは10段階なのですが、標茶町の場合は14段階に細分化をして、新聞でござらんになったように、札幌市のような事例が発生しないような措置をさせてご説明させていただきました。

さらに、新制度では保育の時間、何時間保育を希望するかによって保育料金が違ひていませう。標準時間と短時間の2種類ありまして、標準時間が長いのですが、短時間はさらに短い時間でも、パートの時間等で短い時間で保育はいいですよという方々のために短時間の設定をしております。この大きなくくりの中でそれぞれ税額によって基準が14段階に分かれていませうので、1段階から14段階まで数字的なことを説明するのはちょっとあれです、基本的にはその枠組みの中で金額が算定されていませうというふうにご理

解いただければと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 今、課長のほうからお聞きいたしました。かなり本町としては父母の、あるいはまた子供支援という中で、今お聞きいたしますと、全道10段階、しかし本町としては14段階ということで、さらなる保育の時間あるいはまた給与等々の関係によつての父母にかなりの負担をかけないという意味からでしょうけれども、そのような体制をとっているとお聞きいたしました。

そこで、いわゆる町民のニーズに応じていく、さらには理解を得ることが最も重要ではないかという、私、前段申し上げましたけれども、その中で実は父母の方々からちょっとこのような相談を受けました。私も不勉強だったものですから、さらに詳しく調べておきますということでご返答したのですが。

といいますことは、本町に先日、今年度の3月に子ども・子育て支援事業計画ということで、細部にわたっていろんな条件といいますか、表にしたり、あるいはまた解説をなさっております。そこでこの中で、今、課長資料を用意されたのでいきますけれども、7ページの保育所・幼稚園の状況ということで、いわゆる定員の関係が書いてあります。そこで、米印のところ「保育園は年度途中の入園が多いことから」というように実は書いてあります。実は、このことは私ちょっと父母から相談受けた中で、具体的に申し上げますと、いわゆる14段階で分けてあるにしても、誕生日によってその料金が変わってこないのかという実はご相談を受けたわけです。といいますことは、例えばAという子供が誕生日が5月であったと。しかし、入園するのは、入園は4月1日だと。だから、未満児でもって入園した場合、翌年まで1年間、いわゆる未満児の保育料になっているのだと。なので、誕生日5月だから5月のときに満年齢でやっていただけないのだろうか。これは条例でこのようになっているから仕方がないといえば仕方がないのですけれども、私先ほど申し上げましたように、父母負担を軽減するだとか、あるいはまた理解を得るだとか、そしてまた、本町の子育て、支援、応援するのだという観点からいえば、条例で決まっているから仕方がないのですけれども、保育料の設定の仕方、1年刻みでなくて園児の誕生によって入園料が変わっていくという、そのようなお考えというか、この保育料の条例を一部変更してみるかなというような、まず町として、所管する者としてお考えはないでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

確かに年齢設定が3歳児未満、3歳児以上で保育料の額が違いますので、そういう状

況が発生するという事は理解しております。

ただ、今回、そういう話を以前少し伺っていましたので確認をしていますが、国の考え方はいろいろな形でQ&Aで我々のところに手元に来ているのですが、基本的には4月の入園した状況で1年間保育料の設定についてはいきますよという回答が来て、これは全国一律でこういう形になっているのかな、学校関係と同じように年度の途中で年がふえたからまた違う形にいくという形では基本的にはなっていないということで、基本的には標茶町の考え方を適用させていただいて、2歳で入って3歳に年度途中で変わるという方も当然想定されますけれども、その方々についても1年間、2歳のときに4月1日で適用になった保育料、最終的には9月で、以前は6月だったのですが、ことしから住民税に変わりましたので、8月の確定を受けて9月の保育料からさらに前年度の住民税の額によって保育料を再整理したものを納付書を発行させていただくという作業に今変わっているという状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 確かに基本的な考え方は、それでいいのです。いいのですが、私が申し上げたいことは、本町では僻地保育所から初め、各地区に保育園があり、あるいはまた幼稚園があり、町内会にもあり、多分といいますか、いわゆる待機児童といいますか、そういうことは私ゼロになっているのではないかなとは思いますが、しかし前段申し上げたような、やっぱり父母にとっては1年間もうちょっとなのという、その月日の違いでもって1年間未満児でいくのか、3歳児以上でいくのかという、やはりそういう父母がいるということをぜひ課長ご理解をいただきたい。

さらには、できるものであれば、基本はそうであったようですから、裏返せば、基本でない部分が何か見つけられるという私は気がするわけで、決して揚げ足をとるわけではないのわけですが、基本の裏には特措もあるはずなのです。特措が何かできるかと思しますので、ぜひそういうやっぱり親があるいはまた経済的に大変だという父母もいると、そういうことで1年間みすみすと子供を保育園に預けられないという人もいるということをぜひご理解いただきながら、もしできることであれば、その本町の条例をもう一度見直していただくようなこともぜひ検討願えればということで、これ以上、課長にお話ししても基本的な考えしか課長は出てきませんので、ぜひいま一度それをお願いしておきたいと、このように思います。

続いて、農林課のほうへいろいろとまた話が行くと思いますけれども、まず先に建設課のほうにちょっとお話を伺いたいと思います。余り構えないで。

近年、この2年、3年、非常に異常気象という中で豪雨、豪雪が本町を襲って災害に

なっております。特に基幹産業であります酪農にとっては、あるいはそしてまた通学路にとっても町道が通行どめになるということは、日常生活上あるいはまた酪農経営上にも多大な支障を来すものであります。

そこで、本町の災害の復旧に町で努力していることは私理解しておりますけれども、そこで26年度までの町道の災害復旧の進捗状況をお知らせいただきたいと、まず思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 答えいたします。

26年度までの災害復旧ということのご質問でございますので、26年度で決算いたしました災害復旧事業費の内容についてのご説明ということでよろしかったでしょうか。

26年度の災害につきましては、先ほどのご質問の内容のとおり、異常気象多発いたしました。先ほど26年と言いましたが、25年から実は異常気象、町のほうではかなり被災を受けております。26年度の当初の予算につきましても、実は25年度の積み残しでありました要するに秋口に起きた災害ののり面復旧がどうしても冬期の施工になるということで、26年度にまたぎまして復旧しなければならない、そういった状況にございまして、当初の予算から25年度の被災分の補修ということで約5,000万円通常より積み上げた形で計上しております。

また、あわせて26年度も、さらに発生した雨災害、26年度につきましては特に4月の雪解け時に降りました大雨、これはアメダスでも100ミリ以上の雨が降っております。また、台風11号が8月10日、11日に発生いたしまして、こちら雨量が114ミリ、アメダスで記録しまして、町道等に大きな被害を与えました。通行どめにつきましては、町道につきましては、短期間で復旧できることが可能でありましたけれども、どうしてもやはり片側一時的な規制を片側通行で行わなくてはならないと、そういう状態も続いた状態はございました。現実に26年度の部分につきましては、起きた災害につきましては、26年度中に復旧という形では終わらせて終了したと、復旧という考えでおりますが、一部26年度につきましても、のり面等の復旧が間に合わず、翌年、今年度に繰り越して、現在作業を進めているという、そういう状況の路線もございまして。基本的に現在のところ、通行どめ、通行規制については町道においてはされているところはありませんという状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 確かに25年、26年、さらにことしと非常に町内でも災害を受けたことは事実でありますし、できるだけ早い復旧を望んでいるわけですが、今、課長の

話によりますと、いわゆる25年度で復旧作業の持ち越し分を26年度で全て完了しているというお話ですけれども、実は私も阿歴内のほうへ行きますと、箇所は申しませんが、多分課長ご存じだと思うのですが、かなり大きなのり面が崩れたところがあるわけですよ。あれは25年度に多分流れたのり面だと思う。かなりの面積ですね。表面積がいつまでもやっぱりいち早い、予算が伴うわけですから強引とは言わないにしても、かなり大きなのり面ですし、あののり面が、確かにテントを張ってありますけれども、あれがまた崩れたりいたしますと、完全にあの道路が通行どめになるというような心配もありますし、あそこはその先にはかなり湿地等もありますから、ぜひできる限り一日も早い復旧事業をやるのが住民にとっては安堵するところかと思しますので、いま一度前段申し上げましたような一日も早く復旧できるような体制をとっていただきたいと。

それと同時に、実は先般の専決処分でもありましたけれども、町道のあのスノーポールといいますか、道路の路肩標識というのでしょうか、いわゆる赤と白のポールがずっと立っている、町道はほとんど立っていますけれども、町道によってはあれがほとんどもう、豪雪で除雪したからかもしれませんけれども、道路幅の標識という意味がなされていない部分があるわけです。これらについては先般お聞きいたしましたら、町道については1カ月に一遍業者に委託しながら町道の管理をしているというお話ですけれども、これから冬に向かって、さらにはそういう専決処分もあったような車等々の事故も考えるとすれば、あのようなポールですとか障害物の修理、点検は一日も早くして、実施をしていただきたいという思いをいたしますが、その点についていかがでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、スノーポールの前に委員がおっしゃられました阿歴内ののり面の件なのですが、私が今説明する場所とちょっと合っているかどうかはわからないのですが、阿歴内の大きなのり面が災害で、切り土のり面なのですが、表面が崩れまして、その部分につきましてはこちらのほうで災害復旧事業で仮応急という形で今ブルーシートを張っているのり面でございます。そこにつきましては、北海道の事業で整備された路線でございまして、北海道のほうと協議いたしまして、北海道の事業に組み込んでいただけるということで、今、北海道さんのほうと来年以降事業実施に向けた形で計画を立てている場所がございます。かなり大きなのり面なので、多分恐らくそこかなというふうに思っております。

また、スノーポール、要するにデリネーターの件なのですが、これから除雪入る前に、除雪業者とも現状のスノーポールの部分で調査いたしまして、必要な部分は加えたり、

あるいは曲がって倒れていた部分については直したりという作業が、除雪前に町の委託路線、あと町がみずから行う部分については町のほうで一度点検する予定でございますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一件、道路のことですけれども、標茶中茶安別線の改良が随時進んでおりますけれども、当然、防衛予算の関係もあつての事業の進捗だと思ひますが、計画どおりにいつているのか、あるいは進捗状況について、まずお聞きをしたいと思ひます。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

防衛事業で行われております標茶中茶安別線でございますが、第1期の工事といたしまして、平成21年から平成27年度の区間で延長が5,560メートル、こちらのほうが平成27年度で完了いたしました。全延長につきましては1万2,590メートルございまして、第2期としまして、残り全区間7,030メートルが平成27年から平成36年までに区間で防衛のほうで採択が決定したところでございます。期間につきましては、以前は2期、3期というふうに分かれるという情報もあつたのですが、全線全て区間として取り入れられるということで、進捗状況としては、その点につきましては、かなり順調に進められるのではないかとこのように考えております。

今、平成27年度の実施事業といたしまして、採択を受けました区間の中で調査設計等を行つております。あと実施といたしまして、これからの27年度の事業といたしまして、第1期区間の舗装の残りを、今、施工しているところでございます。第2期区間については、調査設計を行つているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 26年度の認定ですから、27年度のこれからのことは話はしたくないわけですけれども、経過としてこの道路を改良工事実施するに当たつて、地域住民との当初話し合いがあつたわけです。その中で地域住民としては、標茶側からだけ事業をやるのではなくて、いわゆる272、国道のほうからもやつてほしいという、実は住民がそういう要望を出してつたというふう聞いております。

その中で、住民から先般言われましてので、前課長にその話をいたしました。標茶からばかりでなくて、国道272号線のほうからしてつただけないのかという実は課長にお話しいたしました。課長も十分それは理解はしてつたわけですけれども、継続事業であるので、例えば今は標茶からやつてつると。今度は272のほうからやつということに

なれば新規の事業になるということで、防衛予算のこともあるけれども、そちらのほうとの兼ね合いがあるので、それについてはもう少し検討させてくださいという実はお話がありました。それは、ですから私、平成で言えば24年か25年のときに課長にお話ししたのですが、ただ、今、第1期の21年から27年の5,560メートルが完了したというふうにお話をお聞きいたしました。続いて第2期ということで、残りの7,300メートルをやるというふうになったときに、引き継ぎでそういう話がなかったか、それとも事業のことが、やはり継続ということで出発点のほうから随時進んでいくという方法しかとれなかったのか、そのことだけちょっとお聞きしたいと思いますが。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

今、委員のほうからご質問のありました工事区間の国道側からの件でございますが、前課長から確かに引き継いでおりまして、今、防衛と次期区間の28年度からの事業の実施について協議の中でも、そちらの部分で今の区間の中で、受益者といいますか、張りつき住宅の多い区間から進めることはできないかということで協議を進めております。今のところ防衛のほうの返答では、問題ないのではないかとということで一応聞いては、確認はされているのですけれども、今まだ実施の調査設計が済んでいない状況でございますので、実際に事業になりますと、また土地の用地の問題、線形の問題とか出てきまして、実際どこの区間から開始できるのかということはその時点でまたはっきりすると思っておりますけれども、考えとして終点、国道側のほうから進めるということについては事業上は支障なく逆にできるということでご理解願います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 地域住民にとってはかなり今の課長のご答弁では前向きなご返答だと思いますので、できればというよりも当然地域住民とのさらなるまた施工に当たっての懇談があると思っておりますので、それらについても住民とのコミュニケーションを十分とっていただいての施工をお願いしたいと、このように思います。

続いて、育成牧場の件についてお伺いをいたします。

昨日も部分的なご質問をいたしましたけれども、25年度対比で今年度は夏期の放牧あるいはまた冬期の舎飼い頭数についても、それぞれの頭数で約2万5,000トンぐらいつつ、25年対比で増加しているわけであります。

そこで、私、単刀直入にお伺いいたしますけれども、前にも牧場の飼養マックスは幾らぐらいなのだという話を聞いたことがありますけれども、改めて今回かなりの実績といたしますか、頭数がふえております。再度お伺いいたしますけれども、夏の放牧期間の

マックス、さらにはスタンション飼いと違ってフリーバーンですから、多少の頭数の増減はあるかと思えますけれども、冬期間のマックス頭数はどのぐらいになるのか、まずお聞きしたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

従来、標茶町育成牧場の管理頭数の限界につきましては、夏期が2,800頭、それから冬期舎飼いにつきましては畜舎のキャパシティのことがありますので、2,400頭というふうにご公表してきております。そしてその範囲で飼養管理してきております。

ただ、昨年26年度につきましては、町内に建設された新法人メガファームの開業準備に関して特殊事情があったということで、その分、それから浜中町の酪農王国での牛舎建設に関して特別に牛を受け入れたということや何かがあって、飼養頭数というのは伸びておまして、対前年比で約5%伸びております。ただ、それ自体はこちらで牧場として考えている飼養の限界をもうぎりぎり超えるところの数値でございますので、特に町内の利用者の皆様の牛のできぐあいということを見ると、従来申してきておるとおり、夏期2,800頭、冬期2,400頭、ただし、昨今の哺育牛の利用の伸びを考えますと、小さい牛が入ってくることが多くなりますので、飼養している牛舎の群分け、それを精査することによって最大冬期2,500頭まで飼養可能であるというふうには考えていますが、そのときの群構成によるということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 今、夏期は1日2,800頭、冬は1日2,500頭と申しますと、まだかなりの余裕があるかと思うのですが、今、場長のお話だけでは限界が来ているというのですが、その限界というのはどういうことにあるのか、いわゆる放牧面積に関係してくるのか、さらには冬であれば施設の問題にあるのか、ちょっと今お話ではもう限界ではなくて、まだ私のあれでは夏では500頭ぐらい、マックスで、冬ではまだ五六百頭、まだ余裕がありますよね。それにもかかわらず、きのうのご答弁では餌が十分でないというようなお話もあったわけですが、ちょっとその辺の、去年の場合はTACSの関係だとか育成の関係、いろいろその事情はわかりますけれども、これから向かって、夏のマックス2,800頭、冬の2,500頭を一応、放牧地の面積あるいはまた収穫の量、さらには冬期の餌、そして施設も含めて目標を幾らに置くのか、いま一度お聞きいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

委員初め、酪農経営をされている各委員の方それぞれ十分ご承知のことと思いますけれども、仮に春の一斉放牧の時点で、2,800頭うちでお預かりしたとします。その時点での平均の体重というのを、まず1つ考えていただきたい。それから、160日後の牛の大きさというのをまず考えていただかないといけないと思います。そして、それが冬期舎飼いに移行したときに、春の状態であれば2,600頭あるいは入るかもしれませんけれども、当然200キロ近く、150キロから200キロ近い増体をした牛になってまいりますので、そういったことをも加味して勘案すると、そういう牛の出入り含めて年間で延べ頭数で言うと90万頭、ここら辺がうちの牧場の限界であろうと。それが、入ってくる牛の大きさというのは非常に流動的ですので、そこのところを余裕を見ていかないと、結局過密になってしまったりとか、それから餌に過不足が生じてしまうという、そういったことがありますので、委員おっしゃるとおり、若干余裕があるかのように思いますけれども、牛は日々育ってまいりますので、そして大きくすることがうちの仕事でもありますので、そういったことを考慮していただければと思います。そういった意味で、夏期2,800頭、冬期2,500頭というものを限界というふうに考えています。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 場長も場長の立場としてかなり技術あるいはまた知識ともにごくすぐれたものを持ってきたというふうに私判断しております。いつも申しますけれども、多和の育成牧場というのは、本町の酪農にとって、また大型化してきているこの酪農の中でどうしても必要なことになっていることは事実であります。ぜひとも酪農家の今後の育成をされているという意味での力沿えを今後ともお願いをしたいと、このように思います。

そこでもう一点、育成牧場のことでありますけれども、実はこの実質収支に関する調書の中で、私が間違っていればお許しをいただきたいのですが、15ページの物品売払収入の中で当初予算が81万6,000円、補正で49万円組んで、130万円の収入がありますが、これ綿羊販売ということで例によってよろしいのでしょうか。はい。では、綿羊販売というようなことで、さらにお聞きをしたいと思います。

実はこの中でも、綿羊の事業については先回、いつか、去年だと思っておりますけれども、多分間違いならばお許し願いたいのですが、菊地委員の質問の中で、将来の綿羊頭数200頭ぐらいにしたいという実はご答弁をいただいて、私ちょっと記憶しているのですが、そのような中で、今年度は62頭の販売であったと。そして130万円の収入、物品販売がありましたよと。そして、さらに観光施設等に特産品として供給していくのだとい

うことを実はきちっとうたわれております。その中で、町民がどれだけ特産品として本町のこの綿羊の肉が、どうなっているのか、食べられているのか、さらにはまたお聞きしたいことは、販売ルートがどのようになっているのかということをもっとお聞きしたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、菊地委員、熊谷委員、それぞれにご質問いただきまして、綿羊の今後についてということで簡単に触れさせていただいたわけですが、200頭というふうに一定の線を引いているのは、それは繁殖用の雌が200頭ということとして、総体的には500頭、何で500頭かと申しますと、これは綿羊単独で業とする場合の最低の単位だと私のほうでは思っています。肉と原毛だけでは、実は500頭ではペイしない。そういった業種であります。これは実験動物なり、あと動物血清なり、そういったところまで販路を広げて初めて500頭で商売として成り立つという、そういったものです。

ただ、例外的に昨今の綿羊の業界のことに言いますと、最大の羊肉の消費国である中国の動向というのに非常に翻弄されている部分がありまして、現在は道内の綿羊飼養農家にとってはバブルの時代というふうに捉えられています。ただ、その状況が長く続くというふうには関係者の側には考えておりませんので、そうなるとやはり最小の規模で500頭ぐらいを飼わないと綿羊としては商売としてはなかなか難しいという実態があります。現状で昨年の売り払い収入が130万円ありますけれども、経費としてはその4倍以上かかるわけです。そういったことを踏まえて、目標値を母綿羊、母羊として200頭、そうすると全体として500頭という規模になって一定の販売数が見込めることになるということでお答えしたと記憶しています。

現状で町内に特産品として認知されているか、それがどのように出回っているかということになりますが、62頭という頭数のほとんどは町内の第三セクター、それから精肉店、それから公社、物産公社さんなどに卸されているのが現状です。ただ、62頭プラスもうちょっとが町内で消費できる限界であろうというふうに考えています。実際に精肉店さんなんかの場合は店頭で販売する分もありますけれども、ネット販売等を行っているという部分も大きくて、そういった部分に関しては、残念ながら地元の方の手元に届くということにはなっておりません。そういった意味で、まだ特産品としての認知度とか、それから位置づけというのはあるいは低いのではないかと意識しまして、もう一つの質問であります商流ルート、販売ルートに関して、現状ではどんどんふえていくこととなりますから、札幌の専門店2店にお願いをして、標茶町産のラム肉を

置いてもらっています。それはお売りしているのですけれども、買っていただいているのですが、それはアンテナショップ的な役割として、本町の綿羊の肉がどの程度のランクづけをされるのか、どのぐらいの価値を認められるのかということがありますので、そういった意味でジングスカン専門店1店と、鉄板焼きの店1店にお願いをして、商品としてそのお客様の反応とか、それからこういった時期の綿羊が好まれるかとか、そういった情報の収集をしているところでもあります。なお、その2店につきましては、それぞれ標茶町にゆかりのある方が開いている店で好意的にそういった情報収集にご協力をいただいていると。今後とも頭数がふえれば、そこで活用していただくようなことも視野に入れながらお話をさせていただいていると。そういった状況であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） この中ででは綿羊の生産事業とあるわけですから、今、熱い気持ちでの場長のお答えに私はエールを送るとともに、ぜひそのような夢を現実的なものにしていただきたいと、このように思います。

ではもう一点、酪農再興事業の中で特に私お聞きしたいことは、研修センターにかかわっての新規就農のことでありますけれども、先般も議会の中で行ったときに、研修生が今、新規就農を目指す夫婦の方が2組、さらには間もなく一緒になるという方が1人ということで、希望としては3人ぐらいの方がいわゆる標茶で多分新規就農したいという気持ちでもって研修をされていると思うのですが、彼らの経営の形というのは、お聞きいたしますと、やはり50頭ぐらいの規模で草地酪農で、いわゆる家族経営でという夢を抱いているというふうに私お聞きをいたしました。残念なことに、今の酪農情勢を考えると、TPP絡み、いろんなことがありますけれども、攻めの酪農とか、大型酪農とか、事業自身が全てやっぱり大型化を目指すような、本町に限らず酪農の施策が組まれております。なかなか今の研修生の希望に合うようなやっぱりスタイルがこれから生まれてくるのを待つのは非常に私は難しいと思うのですが、しかし、彼らの夢を育てるべく、あるいはまた本町としても新規就農事業には大きな力を注ぐわけですから、そんな意味で、間もなく研修が終わる彼らにとって、やはり本町として彼らの望めるようないわゆる50頭ぐらい、草地酪農で家族経営で楽しむといたしますか、そういう酪農したいという夢をかなえられるような体制を整えていけるかどうかだけお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員もご承知だとは思いますが、まず研修生の現況なのですが、先般視察に

お越しいただいた後に1名やってまいりまして、ペアのいる研修生3組で今研修に入っております。それから、単身女性については2名が継続をしているところであります。それで、3人のうち、お2人については、ある程度具体的な自分の営農の姿を描きながらの研修をしております、いずれも委員ご指摘のような形の、さほど大きくなく、あるいは放牧を取り入れながら、そういうようなことを望んでいるような状況であります。また、1名については全く経験がないということで、まだまだこれからいろんなものを吸収しながら自分の生活スタイルに合った形を模索していくのだろうなというふうに思っております。

それで、研修生のその希望にどういうふうに応えていくのかということなのですが、現状、新規就農者を受け入れる場合、離農跡地の利活用というのが中心になっております。ですから、タイミングにもよるのですけれども、その方が研修期間満了して新規就農可能な案件が果たして全てそのような形になっているかどうか、それについては本人に選択をしてもらいながら、その許される状況の中で最善の形を関係機関とも協議しながら事業を利活用して形づくりをしていくというのが基本のスタイルであります。今、研修中の方については、差し当たって離農予定のところに目星をつけまして、具体的な協議に入っております。その方について果たして100%自分が標茶に来る前に思い描いていた形かどうかというのは別なのですけれども、現状のその物件を見た中で、ここなら自分もやっていけるという判断をして今その事業化に向かっていると。同じような形でこれからも進んでいくものというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、町のほうでいろいろ用意している優遇措置につきましては、基本、農場リース事業等の古い物件を利活用しながらやっていくという部分でセットしております、これについては基本的にこれからも農協さんと協議しながら時代の変化に合わせて研修生によりいい形で就農してもらえるような形をつくっていくというのが任務だというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） ぜひ、新規就農に対するサポートについては100%以上の力を行政ともに、あるいはまた経済団体とともに注いでいただいて新規就農する彼らにとって十分な理解をしていただきたいと思うわけです。よろしく願いいたしたいと思いません。

最後に私、実は町長のほうに、お聞きをするというよりも、ぜひ理解をしていただきたいことがあります。

といたしますことは、今、町民は非常に行政に、あるいはまた議会に注目しております。といたしますことは、議会だよりが非常に今わかりやすく、見やすく、理解されて町民の方が講読されているようです。その中で、町民から1つ言われたことは、議員の皆さんは言いつ放しでいいですね。例えば経済団体の農協の理事さんのように、いわゆるその債務を責任持つようなことではなくて、議員さんというのは言いつ放しでいいよなどよく私言われるのです。そうではないですよといろいろ話しますが、言いかえれば、町民の方が言うのには、私と言いませんけれども、議員の皆さんが議会のときに総括質問ですとか、一般質問で町民の声を代弁する、あるいはまた議員の自分の思いを理事者にぶつけて町政の中に反映してほしい、どうしたい、こうしていただきたいという質問をするわけですが、そのことが議会だよりでいろいろ出るわけです。その結果がどうなっているのかわからないのだと実は町民に伺われます。実は私も、議員の皆さんどう思うかわからないのですが、私も時々総括ですとか一般質問でいろいろしても、町理事者あるいはまた所管する方々が検討させていただきたいという答弁をいただくことがあります。ただ、その結果がどうなったのかなということ、私のほうから質問なり、あるいはまたその所管するところへ聞きに行かないとどうなっているかわからないわけですよ。

したがって、私がここで町長にお願いしたいことは、もしできるのであれば、四半期ごとでもいいのです。例えば議員協議会の中でも結構です。この間の議員の方々から相談あるいはまた要請を受けた問題については、このように対処していきたいとか、しましたとか、できないとかというような、そのような町民に対しても議員に対しても、いわゆる一体となれる、行政を進める上で一体となれるような一つの手段として、そのような方策、施策はできないものか、町長にお聞きをしたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、いろんなご質問のときに最後にお願ひしますということで終わられることが非常に多いのですよ、最近。だから、もっと議論を深めて、結局それが実現可能かどうかということも、例えば私どもの考え方についても、現在はルールとして反問権というのが認められておりませんので、私どもが議員さんにどうのお考えですかというのは聞けないのですよ、実際に。そして、最近の総括にしても一般質問もそうなのですけれども、最後は答弁要らないということが随分あるのです。そういうことまで一方的に私が言いましたから町としてどう考えるかと言われても、それが議員個人の方の要望なのか、議会としての要望なのかというのも、結局議員の皆様方によってはまるっきり反対のことを言われる方もいらっしゃる

いますので、そのことに対して私どもが一つ一つ全部お答えをするというのが、私は何回も申し上げていますが、いわゆるいろんな場で町民の皆さん、議員の皆さん方は町民の皆さんの代表ですから民意を反映されているということで、いろんな場面で検討させていただくと。それを時間を経て実現していることというのは多分かなりあることだと思いますし、直ちにやることも実際に過去にはあったと思いますし、だから、それは私どものほうで結局皆さん方、とにかく議場での議論だけではなくて、あらゆる場面で町民に皆さん方の要望を聞いて、それを施策に反映をしている、それが毎年毎年予算として提案をして議会の皆さん方にご理解をいただいているわけですから。

だから、もし議会としてこういう要望をしたけれどもどうなっているかとあれば、それは私どもが提案したことに対してどうなっているのだということをお聞きいただければ、私どもとしては、いわゆる施策の優先範囲として、これはこの時点ではあれです、世の中の状況がこう変われば、国がこう変わればこういう形になりますということはずっと提案しているわけですよ。

一番難しいのは議員個人の方の、確かにそれは議員個人であっても町民の負託を受けてやられているわけですから多くの民意かもしれませんけれども、それが町全体としてどうなのか、議会としての。議会としてというのは1回だけ私言われたのは、太陽光のときの支援のときに議員の皆さんから、議会全体が要望しているのに、町長、これは聞けないのかという質問をされたことがありました。あのときは、議員の皆さん方が要望されたということがわかりましたけれども、ほかの提案について言いますと、ほとんどの場合、議員の方とそうでない意見を持っている方いらっしゃるわけですよ。私どもとしたら、それはやはり全体の中で、いわゆる政策の優先順位としてどうしていくのか、それはその答えというのが毎年毎年予算の提案になっていると。そういうことでぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） ちょっと休憩しますけれども。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時48分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を続行します。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 今、町長のほうからご答弁をいただきました。私も決してひとりよがりな議会をしているつもりではございませんし、できる限り議員諸公の話が一致

できるような、あるいはまた理事者との話が十分理解し合えるようなことにするために、この問題についてはもう少し議運等にお諮りをいただきながら、今後のこの発言の取り扱いをどうするかだとか、あるいはまた、さっき言った私のほうからお願いをした執行者との執行関係をどうするかというようなこと、もろもろについてのご相談を議運等ででもお話しする機会を与えていただければ、この問題についてはぜひ皆さんとともに考えていきたいと思っておりますので、委員長、よろしく取り計らっていただきたいと思っております。

以上をもって私からの総括を終わらせていただきます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、この予算執行の実績報告書、民生費款3、13ページの8番です。除雪援助について質問させていただきます。

私のこの認識と若干、私、虹別というところでの立場ですので、この言われている「自力で除雪することが困難な高齢者世帯等に除雪の援助を行うことにより、生活の安定と福祉の向上が図られた」ということで、全町でどのぐらいだったかという聞き方をするのもあれなのですけれども、虹別のほうでどの程度の件数があったか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思いますが、地区別のちょっと人数の詳細までは押さえておりませんが、町内全体で約300世帯棟、毎年前後いたしますけれども、その中で推移しているという状況です。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 全町の数字でよかったのだと思います。

それで、この例えば虹別のような地域での自力での除雪が困難な高齢者というのは、虹別の場合、除雪車が庭先まで行って、雪がたまります。これはうちのそういう高齢者の世帯の人に対しては、そこまでが援助なのでしょうか。要するに屋敷周りの除雪まで援助するということには至らないのかどうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思いますが、虹別の場合は一般に町の直営の除雪車が町道について除雪をしているという状況です。ただ、今ご質問の高齢者の除雪援助につきましては、可能な範囲で、市街地の場合であれば高齢者の企業組合にお願いをして手で玄関先に基本的に救急車が入れる状態の道をあけるとというのが一般原則です。ただ、虹別のようにそれぞれ町内の業者に委託しているところ、それから直営

で入っているところについては手掘りで行うにはかなり無理があるので、その直営で入っている部隊で入れる範囲の家の周りの除雪を支援するというのが一般的な除雪の仕方になっています。ただ、それでも今回、最近の除雪では、例えば玄関まで埋まってしまったとか、そういう状況がございますので、そのときには担当の係が人力で行ったり、除雪車をもって玄関周りをあけたり、窓の明かりを入れるようにしたりとか、そういう作業をフォローしながら状況を見て対応しているという状況です。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） その申込先といたしますか、その窓口はどこに。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 申込先につきましては、保健福祉課の社会福祉係ですが、民生委員が例えばその地域の状況を把握しながら受けたり、それぞれ地域会とかそういう方々から連絡が来たり、さまざまな形で基本的には私どものほうに申請書が上がってくるという状況です。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 私そういう高齢者の皆さんのところ、ちょっとお話を聞いたのですけれども、昨今の雪の状況からして、雪が降らないうちにどこまで除雪をしておいたら、2回、3回の雪に対応できるかということ、そこまで考えて対応してもらえないのでしょうかというご意見があるのです。それ本当に中途半端な除雪を1回してしまうと、その後どんどんどん狭まってしまうという、そういう事前に積雪をある意味想定することも必要ではないかというぐあいに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

先ほど課長のほうから説明がありましたとおり、虹別地区に関してはほとんどの高齢者の住宅のほうにつきましては、直営及び民間の委託業者によります機械によって住宅の玄関近くまであけられる状態で行っております。

作業としましては、ほとんどの場合やっぱり最低限、人なり救急車両がそこまでにつける状況ということで行っております。近年、虹別は特に風が強い日が続いたり1日に何度もという状況もありますけれども、やはりそれも道路と同じく1回の除雪で終わらない部分もございます。2度、3度ということになるのはいたし方ないことかなというふうに思っております。住宅のために、そののみ、その都度広くあけるというのは作業の時間等もありますので、なかなか難しいことかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） そこで道路パトロール等もされていますので、そういう高齢者の皆さんのところを雪が降る前に一度回っていただいて、環境を見ていただいて、ご意見とかも聞いて参考にした対応をしていただきたいというぐあいに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） ただいまのご意見につきましては、パトロール含めて、あとどうしてもやっぱり道路を優先といいますか、道路が終わった後に住宅のほうの作業に入るものですから、その辺の時間の部分でどうしても制約ができてしまうということで、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） それでは次に、同じ民生費の14ページ、11番、障がい者地域活動支援センター運営事業の項目についてでありますけれども、私、もしかしたら理解し違っているのかもしれませんが、この活動支援センターにコスモスの事業は含まれていますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

この事業につきましては、障がい者の方がそれぞれ地域の中で自立した活動を支援するための交流の場という形で、拠点役場の裏にあります昔の法務局の跡の建物が拠点になっているのですが、そこを拠点に、この管理運営については委託を行っているのですが、そこの方々が中心となりまして障がいのある方がその状況に応じて通ってくるというような場になっています。コスモスの運営とは直接にはかかわっていませんが、コスモスの利用者の方がこちらの施設にもあわせて通っているというケースはあると思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） そのコスモスの運営その他に関しては、実際問題そういう意見等を言える場所というのはどこですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） コスモスにつきましては、就労継続型のB型という事業所で、この施設につきましては、標茶町社会福祉法人の社会福祉協議会が設置をしている施設でございますので、そこが所管をしている施設ということです。社協の施設ということもあるのですが、ここの所管については北海道が指導助言を与える監視機関という形になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） この質問をするに当たって、たまたま知り得た情報として、就労を支援する、そういうので、ジョブコーチという、たまたまそういう言葉に出会い、その仕事の内容についても若干知ることができたのですけれども、この制度について若干説明していただければと思うのですけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

ジョブコーチという仕組みにつきましては、これは平成14年ころに厚生労働省が、障がい者がそれぞれ企業とかの中で何%就業させなければならないとかという部分のいろんな状況ができたときに、やはり障がい者の方がその企業の中で一定程度孤立をしなく就業につける環境、そういったものを支援するためのコーディネーターという形でこの仕組みができたというふうに伺っています。実際に国家資格とかというものでなくて、厚労省あるいは厚労省の許可を受けた機関が研修制度を持って、その研修を受けた方がその資格を使いながら支援を行うというような仕組みになっています。これについてはちょっと私も余り不勉強ですけれども、この辺で使っているところがあるかどうかまではわからないのですが、どちらかという大きな企業であるとか、そういったところが主なのかなというような感じは受けております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） それでは、この制度をこういう施設等で使う事例もないということで、なかなか対応するという点では難しいというぐあいに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） まだこの制度について本当に使えるか使えないのかまで私どもでもまだ確認はとれていませんので、もう少し私どもも勉強させていただければなと思っていますが、就労に関して、特にコスモスの部分で渡邊議員がご心配が多く、この質問をされているのかなと思うのですが、その辺については、これ以外にも今さまざまな障がい者の自立支援のために支援する制度というのはかなり出てきています。特に障がい者の施設が新たな商品開発するためにプロの力をかりるような補助制度もできているようです。

それからもう一つ、障がい者の施設が商品開発したものを自治体が優先的に購入するという調達制度という仕組みも今できてきています。それらをうまく活用することによって、そういう障がい者の工賃を少しでもアップしていくということは可能なのかなと。

それ以外に今ジョブコーチという話が出てきたのは、恐らくその中でこういった形で利用者の方の就労の支援あるいはそのコーディネーターをしていくのかという部分が一番、私どもも直接コスモスにはかかわっておりませんが、現状の状況を見ながら一番不足している部分がどうもその辺にあるのかなど。実際にはサービス計画を相談業務をやっている担当の方がつくるのですが、その業務がサービス計画がそのとおりにしているのかとか、あるいはB型施設ですので、契約をしてその方が利用者の方が実は施設で作業するわけではないのですね。その施設の利用者の自分の体調やら何やら、その日の状況で出てきて作業するという。その出てきた分で工賃をいただけるというような仕組みなのですが、本当に標茶の場合、B型の施設しかございませんので、もう少し例えば契約を含めてもう少し長時間就労できる方がもしかするといえるのかもしれないし、その辺ちょっと標茶にB型しかなくてA型の方については釧路以外の、標茶以外のところへ行って働かざるを得ないというような環境があるのも事実でございますので、その辺少しコスモスさんの状況、ご心配のことがあつての質問かと思うのですが、いろんな意味で私どもも言及をしていきたいなと思っています。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） ありがとうございます。

次に、農林水産業費、21ページ、強い農業づくり支援事業という項目が14番にございます。この中身について具体的にお知らせ願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

ここに記載の強い農業づくり支援事業につきましては、TACSしべちの施設整備にかかわる国の強い農業づくり交付金活用の事案でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） この金額が全てというぐあいに理解してよろしいですか。はい、わかりました。

次の質問なのですが、TPPにかかわることなのですが、大筋合意の話になるのですが、この問題については先輩議員からもちよつとというアドバイスをいただいたのですが、そのとおりのか。

（何事か言う声あり）

○委員（渡邊定之君） 26年度の予算の関係の決算委員会だということで、どうなのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 私が言うのは変ですが、委員長が言うのは変ですが

ども、事と内容によってやっぱり26年のこととつながりあるのかどうかが発言者の真義がどこにあるのか、ただ現状のことでいろんな自分の立場を言おうとしたら、それは今回は遠慮してもらいたいと、こういうふうに考えています。続けてください。

○委員（渡邊定之君） 結果として大筋合意という結果が出たということなのですが、その間の経過、そして今日まで私ども初め、それにかかわる皆さんのとってきた行動、そしてその結果が私どもが本意としない結果が出たということでもあります。

それで、この結果についてどう思いますかと町長に意見を、大筋合意に対しての結果に対して町長の見解を求めることはできないということですね。できる。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長が答えてくれれば私は構いませんけれども。

（何事か言う声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 私がちょっと申し上げましたように、26年のことでありますので、委員が発言するのは今は適切でないのではないかというふうに思います。

○委員（渡邊定之君） その辺ちょっと確認をしていただいて。

○委員長（黒沼俊幸君） そのようにはっきりさせたいと思います。

（「本年度の問題について質疑したって構わないのではないですか」の声あり）

（「ちょっと休憩とって」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時12分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

渡邊さん、続けて発言してください。

（何事か言う声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 今同じように町長に聞く、もう一回、要領よくちょっと質問をまとめてください。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 結果として先日、大筋合意ということで、安倍総理が決断したTPPについて今日まで長い時間をかけて反対運動等々で進んできたわけでありましてけれども、今日までの経過を踏まえて今回のこの結果に対して町長のご見解をお伺いしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

TPPに関しましてはいろいろなお考えがありますけれども、私はこの間一貫して反対だということを申し上げてきました。それはいろいろな理由があるわけですが、TPPが農業、食料だけの問題だけでなく、やっぱり医薬品であるとか、例えば共済制度、社会全体のシステムであるとか、いろんな私どもとして理解できないことが非常に多く含まれている、総括的なものだ。それと、この間の交渉経過については私どもにはほとんど知らされていないわけで、結果として今出てきている。それも全容ではないわけで、やっぱり一番大きな問題というのは、ISDS条項だと私は思っています。これが企業がいわゆるアメリカの企業がほかの国に対してということの規定されているわけですから、これがどういう形になるのかによっては非常に大きな問題だと思いますけれども、基本的に言えば国が決めたことですから、私どもはそれに従って、ではどうするのかという問題だと思います。

ただ、やはり私がとても懸念をするのは、強い農業という言い方をされていますけれども、攻めの農業と言われますけれども、輸出だけが本当にそれなのかというのは私は非常に疑問を持っています。世界人口がこれだけ急激にふえていて、食料増産、環境破壊、いろんな問題があるわけで、そういった中でやはり自給率を高めること、これが一番私は大事なことだと思っていますし、グローバリズムという言い方をされますけれども、グローバリズムというのは、もともとグローブという地球という考えなのです。これたしか1972年だったと思いますけれども、ローマ・クラブが「成長の限界」という本の中で宇宙船地球号という概念を示されました。だから、地球は有限だからみんなで知恵を出し合ってともに使いましょうと、効率的に使いましょうというのは、これは基本的な話であって、いわゆる特定の企業が国境を越えて利益を追い求める。そのために関税を撤廃しろというTPPの基本的な考え方に関して言うと、私はいかなものかなと、こう申しておりました。ただ、やはり私どもは、そうはいつでも、こういつて世界的に人、物、金が動き回るわけですから、それにどうやって対応していくのか、それはやっぱり重要でありますので、本町がこれから先も生きていくためには、常々申し上げていますように、どんな時代であっても消費者に安心して買ってもらえる安全なものを安定的により効率的に提供していくこと、それが標茶町の生きていく道だというぐあいに考えています。

それと、やはり重要なことは食料生産をするためには、土というのが非常に大事なわけです。これを、土をどうやって守っていくのか。これは未来に対しても私どものやっぱり責務だと思っていますし、世界中で、私の知り得ている畜産で言いますと、鶏、豚、

牛を初め、工場型の畜産がふん尿を垂れ流し、それが水質を汚染し、大気を汚染し、土壌を汚染しているという実態が非常に大きな問題となっているわけであります。だから、やはり肥料の問題もそうなのですけども、それとやっぱり考えなければいけないのは、第2次世界大戦以降、ほとんどの国は食料増産を一生懸命やってきたのですよね。日本はそうではなかったということです。やっぱりそのことが今こういう状況になっていまして、これから先に未来永劫とも世界中から安い潤沢な食料が手に入るかということになると、これは誰も約束してくれないと私は思います。日本が日本の自然条件に合った形の中で多様な食べ物を安定的に供給していくこと、それはやはり非常に大きいことだと思いますし、そのことがやはりこれからの担い手の皆さん方に対して食料を生産していこうという意欲につながるのではないのかな、そのように考えております。

ただ、いずれにいたしましても、このTPPというのは合意されまして、これから先どういった形で日本の農業を進めていくのかについては、いろいろな処方箋が国のほうから提示されると思います。そういった中で私どもが本町の基幹産業、酪農、農業、第1次産業をどうやって守っていくのかということについていうと、関係機関、生産者が一丸となってどういった方向を目指していくのか、それはやはり知恵を集めて対策を考えていくことが非常に重要だと、そのように考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） この間、私も、TPP、そしてどういう農業を目指すのかという問題でいろんな話を聞く機会がありましたけれども、今進められている農業改革、それからいろんな技術の普及、これはある大学の先生がおっしゃったのですけれども、そういう研究者、その方向でこのTPPなり農業改革、農業技術革新を進めようとする人たちは、今、農業を一つの企業の設ける場所の戦略の場だと。そのために一生懸命技術革新を研究してくれと、進められてやっている学者がたくさんいるのだよということを農家の人はもっと自覚しなければだめだよという講演をお聞きしたことがあるのですけれども、その考え方については町長いかがなものか、お考え。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えしましたけれども、私は、やはり消費者がどういう選択をするのかということが一番重要だと思っておりますし、消費者の皆さんに子や孫の代まで安全な食料をどうやって確保していくのか、そのためにどういった負担を、いわゆる頑張っている生産者の再生産をどうやって保障していくのか。そういったことも生産者としてやはり訴えていくことというのは、とても大事なことではないのかなと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） そういう意味では、目先の利益追求のもうけの場所に農村を変えてしまっただけとはいけないということだというぐあいに私は理解いたしますし、先日、森山農林水産大臣は余りにもひどい発言をしたのですけれども、これから世界に輸出する、そのためには生産者の皆さんからもお金を出して、販路拡大のためにお金を徴収しながらそういう基金をつくりながら販路拡大に努力していかなければいけないというような発言をしました。事後対策もちゃんと方針として出されないうちにそういう発言をするということに対して、非常に私は憤りを感じたわけであります。

そういう意味で、今後いろんな形でこのTPPに対する反対の運動が、ある意味では広がる可能性もありますし、私の知る限りでは北海道農協中央会もこの結果を踏まえて一つのアクションを起こさなければならないという考えに立っているようであります。そういう中で、そういう一点共闘で北海道の農業を守ろうということを進めてまいりました。そういう行動が提起された場合においては、標茶の行政の責任者としてその先頭に立って頑張っていたきたいというぐあいに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

委員のお考えはお考えとして、それは決して、かなり共通する部分もありますけれども、全てが私とは一致していないということで、ぜひご理解をいただきたい、そう思いたいと言われても私は非常に困ってしまうということ。

それから、生産者が販売のために負担をすることが、私は一概にそれがおかしいとは決して思っておりません。生産者はやはり自分の生産したものを一番高く評価をさせていただいた消費者につなげるということは、これは生産者の私は本来の責任だというぐあいに考えておりますので、それをその生産者の負担でもって消費対策にということに関していうと、今までも牛乳の消費拡大であるとか、いろんなことでみんなで抛出をしてやってきたということがありますので、これは一概におかしいということには私はならないと思っております。

それと、これからも反対にということでもありますけれども、最終的にはこれは議会が決める話でありますから、議会批准まではそういったいろいろな活動等々については、その場その場で必要な活動については、町全体としてどうしていくのかということも踏まえながら私としてどう行動すべきかというような判断してまいりたいと思っておりますけれども、何度も申し上げますように、これはやはり消費者の皆さんのご理解をいただくことが私は一番重要なことだと思っておりますので、そのための活動は、以前からも

私は申し上げていましたように、このことが一番重要であると。安いというものは必ず理屈があるのだ、理由があるのだということを消費者の皆さん方にぜひ理解をいただきたいし、再生産するためにどれだけのコストが負担が必要なのか、これは世界中で安いものを資源を集めてという時代がいつまでも許されるかどうかというのは、これはいろんな情報を見れば、わかってくる話だと思いますので、そういった意味でやはり未来に向けて消費者がどういった行動をとるのか等々についてはいろんな情報提供というのはしてまいりたいと思っておりますけれども、いずれにしても私どもが選んだ議員さんが議会で決定されると、批准されるということになっておりますので、それまでやはり私どもの立場をできるだけ多くの議員の皆様にご理解をいただく努力というのは続けてまいりたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 質問した私が町長の答えに感動している部分あるのであれなのですけれども、そういう意味で本当に消費者の人と一体になって今後何としてもこの条約をやっぱり国に批准させない、そういう運動を町を挙げてしていく方向で私も頑張りたいと思っておりますので、質問をこれで終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） 2点ほど質問をしたいと思います。

まず、常盤町のパークゴルフの関係について、これパークゴルフ場だけの考えでもっていいのですけれども、高齢者事業団が常にきれいにしてもらって、大変我々、犬の散歩したりするときについては非常にいいなというふうに常に思っているのですけれども、ここ二、三日、また草刈りを始めているのですけれども、ただその草刈りが、やっている人たちにしてみれば、今のこの時期になって何でこの草刈りをやるのだと。例えば、草がある程度伸びていることによって、来春また草の下になれば保護することになるから、地盤が悪くならないという意味もあるのですけれども、金目当てでただやっているのではないかと、やらなくていいのに刈っているのではないかと、こんな言い方をしていると。それとまた、役場のほうにも刈らないでくれとって連絡もしているというのです。だから、その辺についてちょっと聞いてみたいなと思ったのですけれども。

というのは、事業団とは年間それなりの契約をしているわけですがけれども、その草刈りそのものは何月に何回という、そういう細かいところまでは町のほうで指示しているのか、それとも事業団だけがその様子を見ながら刈っているのかということがいまいちわからないのですけれども、この辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

草刈りにつきましては、契約の中に月何回という回数も含めて契約をしております。ですので、10月につきましても、委員お聞きしたような状態があらうかと思いますが、その都度、事業団のほうで草の生え方を見ながら、契約の草刈り計画にのっとって実施されているものと理解しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） ということは、事業団が例えば月に1回なり2回なり刈らなければならないというところまでは町のほうで一応やってくれということになっているということでもいいのですね。なるほどね。

そうすると、今みたいな時期が例えば、あれは公認の場所ですから当然きれいにしなければならないということもありますけれども、この辺については例えば今刈るのと、もっと早く刈るのという時期もありますけれども、この辺の差というのはどんなふうにも考えているか。ただ、天候によって草が伸びたり伸びなかったりする場合がありますし、その辺のところをどういうふうにも考えているのかなと思うのですけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

一応、土曜、日曜の大会等が入る曜日については草刈りをしていないというのがまず1点と、あとは計画的に草刈りの日程を利用者に対して事前に知ってもらうということが円滑な利用のあり方ということで、週に2回、現在は月曜日と金曜日という定期的な草刈りをしているところです。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 私は非常にきれいになっていいなと思っているのですけれども、やっている人に見れば、今こんなにきれいになっているのに何でやるのだというような逆な意見もあったので、ちょっとお伺いしたのですけれども、そのようなことであれば、また私も会ったときにはそれなりの話をしておきたいなというふうに考えています。よくわかりました。

それともう一点、あそこのパークゴルフ場の関係なのですけれども、これから冬になるわけなので、当然今もジョギングなり、それからランニングなりという人が結構いるのです。それと、犬の散歩、私も含めてそうなのですけれども、そういうことをやっているのですけれども、雪が降ったらほとんどがあそこがだめになってしまうという部分がありまして、私も除雪機で何とかあけるのですけれども、余り多くなったときには到

底もう太刀打ちできないというような経緯もありまして、ただ、それだけの人たちが結構使っているものですから、何とかあれだけ舗装になって、ぐるっと一回り回れるような状況になって、道路に雪が積もった段階ではやはり道路をランニングしたり、ジョギングしたりするというそのものが非常に危険な場合もあろうかなと思いますけれども、せめてあそこは何センチ以上降ったら1回ぐらいは除雪してもらえないものかなと、これはお願いなのですが、そんなようなことを踏まえて、時たま町長とも会うのですけれども、町長は直接言えないだろうけれども、俺のほうが言うておくのですけれども、もしできればそんなようなことで一回りだけでもぐるっと、何とか車が走れる程度の深さになればいいのですけれども、それ以上になってしまったらちょっと私も太刀打ちできないので、その辺のところ、これからの除雪の関係につきまして、できればそれだけの多目に降ったときには何とかお願いできないかなということなのですけれども、ちょっと考え方だけ教えていただければと思うのですけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 公園管理のお話だと思いますので、都市公園を担当しています私のほうからお答えいたします。

今のところ、ときわパークゴルフ場の中の要するに園路の部分の除雪については、考えは持っておりません。どのぐらい降ったらかという、非常にちょっと冬場あの場所を除雪するというのは、これを継続して行うということはかなり難しい状況でないかなというふうに思っております。町のほうであけて、あそこを皆さん遊歩道として冬場も使ってくださいというのは、今のところ管理者としては持っていない状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 確かに課長の言うとおりでと思いますけれども、そんなようなことで、ただ、特別に降った場合には何とか考えていただければなということなので、お願いだけしておきます。

次に、ことしの恐らく9月の議会のときに言おうと思ったのですけれども、言えなかったのが、私が気がついたのは8月ころでないかと思うのですけれども、皆さん恐らく知っているかどうか知りませんが、そこのところに、ういずと町立病院の看板が立っているということはなかなか気がつかないのですよ。これ皆さんよく見て変だと思いませんか、正直言って。俺どうしてああいう看板の立て方をしたのかということが、いまいわからないのですけれども。

というのは、固有名詞を挙げてあれですけれども、駅前の方については昔の一心堂さんの前、こころの前ですか、あそこのところの電話柱の高いところにういずが信号左

と書いてあるのですよ。あんな高いところを見る人余りいないのですよ、車に乗っていて。それを信号左といたら駅から曲がっていかなければならないの。そうしたら、こっちに入る標識が何もないと。知らない人が行ったって、我々は知っているから何とも思わないで見ていると思うのですけれども、ところがあれを行っちゃったら、虹別のほうに走っていってしまうのではないかと、正直そう思うのですよ。その裏には何て書いてあるかといったら、たけしまさんのところの信号よりこっちに道路があるにもかかわらず、信号右と書いてあるのですよ。ずっと信号まで行った人がどっちに曲がる、あれ店でないかと、こうなるのでないかと。これはどうして気がつかないのかなというまず1点と、それからそこの河合さんのところの床屋さんのところですよ。あれはこちらに向かってきて30メートルぐらいのところ、ういずと書いてあるのです。ういず、矢印こっち書いてあるの。どうして交差点から30メートルもこっちに向かってきて、ういずがあるのよと。そして、館田床屋さんのところまで来たら、町立病院左と書いてあるのですよ。あなた方知らないか。それ見ていないか。ということは、いかにあの看板が用を足していないかということなのです。私もなかなか気がつかなかった。そうすると、そこについている町立病院左というのは、役場のここを通っていくということなのですよ。そうしたら、駒ヶ丘へ上っていくしかないでしょう。そっちへ行けという標識は何もないのですよ。それと、今度あそこの交差点から釧路に向かって行き始めたら、150メートルぐらい行ったら町立病院右と書いてあるのですよ。それも左側でないですよ。右側に立っているのですよ。看板というのは、車が走る方向から左側に普通はつくのです。その裏に、それからちょっと行ったら、また50メートルぐらい行ったら、ういず左と矢印書いてあるの。そうしたら、あそこで私が調べているときに女の人が上がってきて、こんなところに、ういず、行ったら川でしょうと、ばかでないのと言われたのです、正直言って。どうしてそういうことが起きるのかと。皆さん見ていて誰も気がつかないのかなと俺不思議でしょうがないのさ。

(「見ていない」と言う声あり)

○委員(後藤 勲君) 見ていないということはそれだけ値がないということなのです。私たちは町に住んでいるから、ういずというのはあそこしかないものだと思っているから、例えば見ても何とも思わない。知らない人たちが来たときに、ういずはどこ行くのよとこうなってしまうのではないかと。そして、その電柱1本に掲示するために、例えば北電なら北電から幾らで借りて、年間何ぼ払って、あの看板は幾らかかったのかと、ちょっと教えてください。

○委員長(黒沼俊幸君) 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

公共施設に関する案内表示等につきましては、管理課が窓口となって進めてきているものでありまして、まず質問の一つとしまして、費用につきましてですが、当初作成する段階で2万円がかかります。それから毎年1万3,000円程度の負担金ということで予算が1基当たりかかっております。作成についても北電さんとかのほうで作成をしてもらっての金額になっております。

それからもう一つ、矢印の方向ということですがけれども、まず、市街地に住んでいる方については恐らく気がつかない、町立病院はどこ、ういずはどっちにあるというのは意識して道路を走らない、車では走らないはずなので、わかりづらいのかなということで、まず小さい看板ですから、気がつきづらいのではないかと。町外から来る、標茶に来る人にとっては、看板ないかなと探していると、小さいので見落とす可能性もあるのですが、少しは見えるようなと理解しておりまして、右左ということについてももう少し詳しく申し上げたいのですが、場所的に今ちょっと図書館横の床屋さんのところに釧路に向かっていくと、信号機右というような表示がされています。それが、これは町立病院はそういう形で表示になっていまして、もしも、町立病院につきましては、開運町側にもついてあるものですから、わからずに開運橋の交差点を過ぎたときに図書館の理容所さんのところについてはちょっと表示の仕方というのが見づらい、勘違いしやすいという意見も聞いております。弟子屈に向かって、電柱ですから縦長なので、下に伸びて実際の左側のほうの矢印がついていますので、あの看板の考え方としては戻ってほしいというふうに私は理解しておりました。

そういうことで考えておりまして、役目を十分果たしていないという意見だったと思うのですが、それにつきましても、一応今回初めて設置したということもあります。それから場所等もありますので、今後わかりやすいような表示をとっていきたいと考えております。実際設置した担当というのは施設管理者でございまして、恐らく完璧な標識にはなっていないのかなという実感は持っておられるのかなと思います。決められた財源でやっているものですから、そういった形、小さいものの表示になったということでご理解していただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） 私のほうからもちょうと、今回、町立病院の看板を設置させてもらっている立場からお話をさせていただきます。

北電柱、それとNTT柱ということで、それぞれ設置をさせてもらっている相手先ありますけれども、道路の車道にせり出たような形で私たちは看板を作成し、横長で、そ

れで表示をするという方向でちょっとお話をさせて、相談をさせてもらった経過がありますけれども、そっちの車道にその看板が立っている電柱から車道側のほうに横長につくるということは許可されませんでした。なのでああいう電柱に巻きつけ型の電柱設置ということしかならなくて、ああいう表示になったということをお話をさせていたきたいということでちょっと今お話しさせていただきました。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 予算がないとか、ああいう表示になったのは仕方ないと、それはわかりますよ。ただ、私から言わせれば、1本の電柱に金かかるものだから、裏表に同じようなことを書いているのです。何であんなことをするのかなという、確かに本数は少なく済むわなということなので、その裏に必ずそういうふうに行っているものですから、ちょっとおかし過ぎるのです、どう考えても。恐らく、きょう終わったら皆さん見てください、1回でいいですから。あれよく町民がおかしいなおかしいなと言わないなと思って私不思議でしょうがないのですけれども、前、私がここで何とか設置してくれという話もしたし、公園審議会の中でいろいろ皆さん方議論されて、こういう看板、ああいう看板ということで考えたのです。ただ、しかし、今の今になっても標茶には町立病院とういずしかないかと。あとは、あんなのは一体どこへ行ったのだろうというふうに正直言って考えるのですよ。

私も開発局行って調べてきました。北電にも調べました、金額が何ぼかかるか。そして開発局は、どういうところに立てたらいいのかということも調べました。ところが、開発局は、今、事務長が言ったように歩道にかかってくる部分というのはだめですよ。ところが、歩道から外れる部分については幾らそういうものを立てても私たち関係ありませんと、問題ありませんからと。ということは、例えば金額が看板幾らかかるかと私も聞いたのですけれども、あれはあんな鉄板でなくてもいいのですよ。例えば木でもってよくいろんな町へ行くと片っ方長くて、だんだん短くなってこういう看板だとか、三角柱の看板だとかありますよね。開発局で言ったら、そういうことを言っているのです。ああいうの立てれば問題ないではないですかと。ということは少し大きくても、例えばここから木下自工の前あたりにどんと1つ立てることによって駅がこっちだとか、福祉センター、トレーニングセンター、火葬場、どんと1つ立てれば一発でわかるのです、あっち入るのは。

それと、町立病院だって、今先ほど管理課長が言ったように、通り過ぎて曲がってくればいいといたって、あの看板ではそうはいかないですよ、正直言って。確かに、旅を走っていると何キロも先へ行ってから、こうやってUターンしてくださいという看

板はありますよ。あの町の中が、たかが30メートルやそこらのところに、きゅっと矢印で川に行けというのとわけが違うのではないのかと思うのです。だから、そして、右側につけないで左側につけないと、やっぱり私もよく見ていたのですけれども、交差点のところだとまっていると、あの看板を見ようと思ったらダンプがとまったら何にも見えないですよ、正直言って。そうすると、そのまま通り過ぎていってしまうと。来てしまったら、そこまで来たら町立病院が左と書いてある。行ってみたって何にもないわけですよ。こんなばかげた看板の立て方をどうしてするのかと。例えば高校の前あたりに民地でもいいですよ、ちょっとした太い、標茶にだって看板屋ないわけではないですから、木でつくったりすればまだ安いわけですよ。あんな2万円、2万5,000円かけてやるよりも、ちゃんと開発局だって金は取らなくても立てたっていいと言っているわけですから、そういうことをよく調べて三角柱でも何でもいいから少し大きくはっきりわかるような看板を立てるというふうなこと、それと、またこれからの、ことしについては先ほどういずと町立病院の話しましたがけれども、それ以外についてもどのように考えているのか、ちょっとお話を聞きたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

今後の計画につきましては、昨年12月、年末に向けまして、役場内関係課から集まってもらいまして調査を実施しておりまして、必要な本数ですとか、そういったものはどういったところに必要だというのは調べております。そして、都市計画審議会の中でも話をいたしまして、ある程度了承してもらっておりますが、予算を見ながらやっていきたいということで考えております。

それと、市街地の出入り口部分、標茶で言えば高校のあたりですとか、開運町であれば農協の前後になろうかと思うのですが、そういったところに総合的な大きい標識という考えもあります。それらについても今後の検討課題となると思います。

また、大きな看板になりますと、構造計算というのがありまして、台風のような強い風が吹くと倒れたり飛んでいったりという、そういうことがないようにするには、木製では恐らく大きい部分では対応できないと考えておりまして、コンクリートの大きな土台と鉄、台風等に耐えられるような構造の鉄等のそういう材料を使って対応しなければならないと考えております。

そういうことから、今後、町内の各施設の要望等を取りまとめしておりますので、そういう状況と予算上を財政サイドと協議しながら、できるだけ早い時期に小さいものであれば対応していけるのかなと考えております。大きいものにつきましては、今後の

検討課題にはなると思うのですが、これから予算要求の時期でもあります。これについても財政サイドと協議しながら、できるところから始めたいと、そういう形で考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 課長の考え方はよくわかりましたけれども、今現状になっているようなああいう立て方というのはちょっとおかしいので、あれは誰がどういうふうに見てあれをつけたということになるのですか、正直言って。どういう考えで、話が戻るようですけども、1本の裏表に町立病院と書いて、これだったら、例えば電柱2本使わなくていいから1本につけたわと、こんなふうにはしか見えないのですよ、見ています。そして、ついているのも針金で巻いているのですよ、あれね。ベルトでも何でもないのでよね。ということは、針金ということは、逆に言うと、台風でも来て切れたら飛ぶという可能性もないわけでもないのではないかと思うし、課長が今言うように、予算に応じて小さいものからやっていくと言うけれども、余り小さかったら何の意味もないというあれもあります。ただ、公園審議会の中で、その場所に立てるステンレスみたいなやつについては30万円も40万円もするという話は私も聞いていますけれども、そういう箇所については例えば木でもそんなにそんなにちゃんと管理さえしていれば5年や10年やもつだろうと思いますけれども、やはり町の中のそういうものについては、それなりの金をかけたきちとしたものをつくらなければならないだろうというふうにも考えています。駅のほうから来てみても、町立病院がどこにあるのか、役場がどっちあるか、何1つわからないです、正直言って。開発局に私が行って話をしたときに、あの人は留萌から来た人なのですけども、私も標茶の町へ入ったけれども駅どっちだかわかりませんでしたと言われ。そういうことなのですよ。やっぱり駅はどっちかということぐらいのものぐらいは必ずあってもいいはずなのですけども。

それと、先ほどから言っているういずと町立病院でないけれども、どこどこにきちっと立てるのだということのをきちっと考えた中で、もう少し対応していただければなど。できれば、あれは恐らく皆さんきょう帰りながら見たらわかると思います。外したほういいですよ、はっきり言って。よく見てください。私言っているのが間違っているかどうかは知らんけれども、そこまであなた方見ていないでしょう、裏表は絶対に。そうなのですから。これ私、何回も見ています。うちの家内も車乗って、ばかだね、あれって、これですよ、はっきり言って。そういう立て方をどうしてしたのかということが信じられないのだ、はっきり言って。だから、1本で立てれば金が1本分で済むから裏表にくっつけたとしか思わないのです。そして、車が走る方向でない右側につけてい

ると。こんな標識、私もいろんなところを走って歩いているけれども、そんなのは今まで出会ったことがないし、笑い話ですよ、はっきり言って。だから、この辺について、これ以上しつこく言いませんけれども、ひとつ皆さん方もそれなりの今のことは頭に置きながらよく看板を見ていただいて、それで予算をつけてきちっとしたものをつくるというような判断をしていただければ、私はそれでいいですけども、ひとつそういうことなので。どうですか、最後に。町長も見ましたか。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをしたいと思います。

これまで看板設置に至るまではさまざまなご意見をいただきながら今日に至っているわけですけども、今般の看板設置に当たりましては、委員先ほどご発言のとおり都市計画審議会にお諮りしながら進めてきたところであります。その中で一定程度位置なりサイズなりというのはお示しした中で進めてきたと思いますけれども、今後につきましても都市計画審議会のご意見を伺いながら進めていきたいとは思っていますので、ただいまありましたご意見なども報告させていただきながら、その中で議論して、進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで認定7案一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定7案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までは、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） 以上で本委員会に付託を受けました認定7案の審査は終了いたしました。

これをもって平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時56分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 黒 沼 俊 幸